平成２９年３月



警察署再編整備等総合計画

～ 県民を守る「力強い警察」の確立に向けて ～

徳 島 県 警 察 本 部

平成29年3月
徳島県警察本部

「警察署再編整備等総合計画」の概要



地域・社会情勢 → 加速度的に変化！
人口の偏在化、24時間型社会の広がり、大型商業施設の出店、高速道路等の延伸、ＩＴインフラ網の整備など

事件・事故 → ますます広域化・複雑化！
サイバー犯罪、特殊詐欺、人身安全関連事案 などの増加

「組織体制の見直し等の大綱方針」に基づく「総合計画」の策定

統合等による組織体制の再編・強化

～「徳島北署・板野署」「徳島西署・石井署」「阿南署・那賀署」の統合 → 県下「10署体制」に ～

【直接的効果】

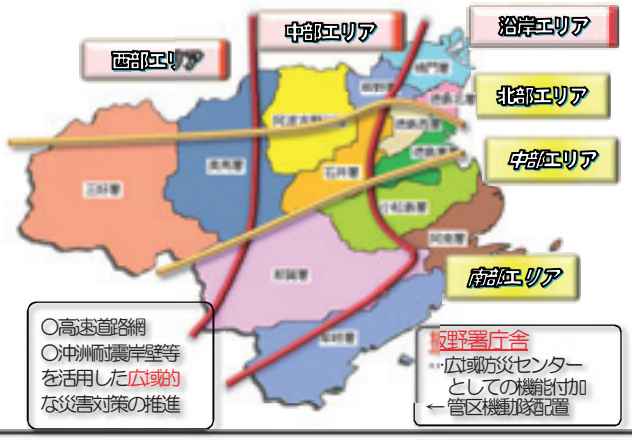
- 「パトロール」と「初動対応力」の強化
  - 板野署庁舎…機動捜査隊・管区機動隊配置
  - 石井署庁舎…広域自動車警ら隊・鉄道警察隊配置
- 重大事件・事故に対する「捜査力」や災害時における「対処能力」の強化
- 夜間・休日の「勤務体制」の強化
- 「不在駐在所」の解消

【間接的効果】

- 「女性警察官」の登用拡大
- ワークライフバランスの実現による「警察力」の質的向上
- 「統合」による財政縮減

あらゆる災害を想定した拠点・機能の配置

～「南海トラフ巨大地震」、「中央構造線活断層帯を震源とする大規模地震」の対応～



「南海トラフ巨大地震」への対応

- **最前線活動拠点**（沿岸エリア）
  徳島東・徳島西・徳島北・鳴門・小松島・阿南・牟岐各庁舎
- **活動支援拠点**（中部エリア）
  板野・石井・阿波吉野川・阿波・那賀各庁舎
- **後方支援拠点**（西部エリア）
  美馬・つるぎ・三好各庁舎

「中央構造線活断層帯を震源とする大規模地震」への対応

- **最前線活動拠点**（北部エリア）
  徳島北・鳴門・板野・阿波・美馬・三好各庁舎
- **活動支援拠点**（中部エリア）
  徳島東・徳島西・石井・阿波吉野川・つるぎ各庁舎
- **後方支援拠点**（南部エリア）
  小松島・阿南・那賀・牟岐各庁舎

交番・駐在所機能の充実・強化

～「社会・治安情勢の変化への対応」、「施設整備手法」の検討～

【施設整備等の具体的方針】

- 「PFI手法」による施設整備、「リフォーム」による施設の延命化
- 「通い型交番」、「警察官立寄所」など、新たな活動形態の導入
- 自治体・店舗等の施設を活用した「テナント方式」、自治体が管理する「空き家」の活用
- 施設の在り方と配置の見直し　■人口減少地域へのフォローアップ

第2期宿舎整備計画

- 老朽宿舎の廃止と集約化
- 財政的負担の軽減
- 不要遊休財産の処分

平成30年春供用開始
阿南16戸→20戸
三好20戸→10戸
PFI的手法により整備

県民のニーズに対応した持続可能な行政サービスの提供

～「運転免許更新センター（仮称）」の設置及び「警察署運転免許更新窓口」の集約等



【設置・集約に向けた方向性】

- 「運転免許更新センター」の設置
  ～免許人口や警察機能の分散を踏まえ「県南部」、「県西部」の各方面に設置～
  - 警察施設・自治体の行政庁舎など「既存ストック」の活用
  - 他の警察機能との一体的運用
- 原則、警察署の「運転免許更新窓口」を「運転免許センター」・「更新センター」に集約
- 新たな行政サービス「出張型運転免許更新手続」の検討
- 運転免許関係委託業務の見直し等、持続可能な行政サービスの提供の検討

警察署の更なる再編整備 ～Organizational Restructuring～

警察署の統合等

～西部4署の統合の成果を踏まえ、組織体制の見直し等により小規模署や都市部の警察署が抱える諸課題を解決し、治安・災害対策を強化します～

徳島市及び隣接地域の治安状況



県下の事件・事故の6割が徳島市中心部において発生



徳島東署＋統合2署の3大署により治安・災害対策を強化

平成30年4月 運用開始

徳島北署＋板野署

徳島北署	板野署
警察官:86人 交番:2か所 駐在所:3か所	警察官:71人 交番:2か所 駐在所:6か所

警察官:160人規模
交番:4か所
駐在所:9か所
パトカー
徳島北署1台
板野署1台 計2台 → 4台運用

機動捜査隊
管区機動隊
の配置等

徳島西署＋石井署

徳島西署	石井署
警察官:93人 交番:4か所 駐在所:4か所	警察官:37人 駐在所:7か所

警察官:140人規模
交番:4か所
駐在所:11か所
パトカー
徳島西署1台
石井署1台 計2台 → 4台運用

広域自動車
警ら隊
鉄道警察隊
の配置等

Concept

初動捜査体制の強化

高速道路網等を活用した広域的な災害対策・・・etc.

統合署庁舎の活用（例）

捜査・パトロール・災害対策機動部隊・装備の新拠点

津波等、大規模災害発生時における拠点施設機能

交通関係窓口業務・・・etc.

平成32年4月 をめどに運用開始

阿南署＋那賀署

阿南署	那賀署
警察官：74人 交番：1か所 駐在所：13か所	警察官：26人 駐在所：4か所

体制等は別途検討

統合に対する補完措置

～管内情勢や地域住民の御要望を踏まえ「治安対策」や「行政サービス」に隙間が生じることのないよう補完措置に努めます～

交番・駐在所機能の充実・強化

～「不在駐在所」の解消に向けた対応～

～「通い型交番」等、新たなスタイルによる地域警察活動～

～「テナント型」やPFI手法を活用した施設整備～

組織体制の見直し＆機動部隊等の新たな配置・運用

～本部員から警察署員への配置振り替え～

～管区機動隊・広域自動車警ら隊等本部執行隊の警察署への配置～

各種システムの整備

～「緊急配備支援」・「通信指令」等各種システムの整備～

～「防犯カメラ」の整備による女性・子どもへの見守り支援～

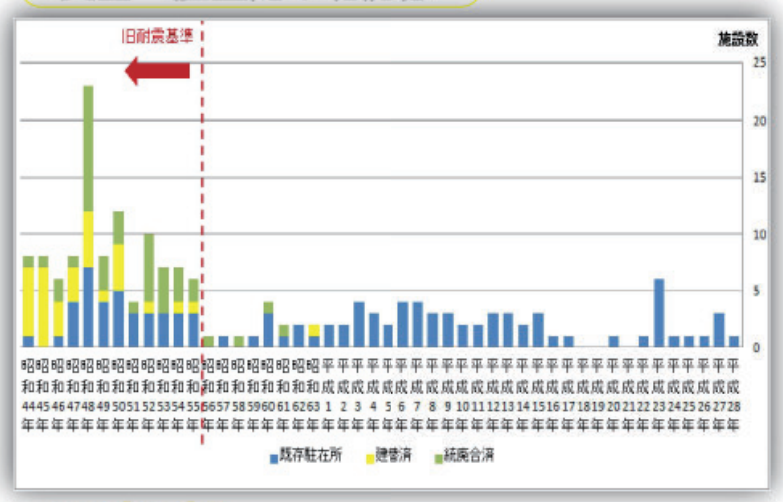
移動訪問型の情報発信活動や新たな行政サービスへの取組

～ラッピングバス「ふれ愛こだま号」による移動訪問型の情報発信活動～

「出張型」の免許更新等、新たな行政サービスの提供
～高齢ドライバーに対するサポート～

交番・駐在所の施設整備の在り方等 ～Next Institution Model～

交番・駐在所の現況等



県内の交番・駐在所等の建築年数

	交番	駐在所等
築30年未満	19か所	63か所
築30年以上	7か所	44か所
合　計	26か所	107か所

●昭和48年前後、平成23年に集中的に建築
●昭和55年（旧耐震基準）以前に建築　37か所
●将来、修繕費増加が懸念
～近年、年間1～2か所の新築

老朽化に整備が追い付かない状況～

「施設の在り方の検討」や「新たな整備手法」による課題解決

method Ⅰ 新たな手法による施設整備

～関連事業費を平成29年度予算案に計上～

PFI手法による駐在所の一括整備

老朽化している駐在所施設の一括整備
○全国初となる民間資金を活用した駐在所施設の一括整備

「警察官立寄所」の新設

イオンモール徳島に整備（県内初）
○大型商業施設への予防先制的対応
○官民連携により防犯機運を醸成

行政庁舎を活用した交番整備

地域交流センターに脇町駐在所を移転整備
○「通い型交番」等、新たな勤務形態
○自治体との連携によるワンストップサービス

「テナント型」交番の整備

「秋田町」、「新町」両交番を統合しテナントビルへ
○都市部の対策強化
○空きテナントの活用により、将来における弾力的運用や財政負担の軽減を実現

従来手法による交番施設の整備＆リフォームによる駐在所施設の延命化

○従来型（官庁営繕方式）による交番（撫養町交番等）施設整備
○リフォームによる施設の延命化
～「徳島県公共施設等総合管理計画」への対応～

method Ⅱ 施設の在り方と配置の見直し

・県下全域を見据えた施設等の在り方や配置の見直し
～地域や社会情勢の変化に応じた地域警察の再構築～
・都市部における機能強化と地域情勢等を踏まえた施設の在り方検討
・女性警察官の職域拡大　etc.

method Ⅲ 人口減少地域へのフォローアップ

・ラッピングバス「ふれ愛こだま号」の活用
～「出張型」行政窓口サービスへの対応～

第2期宿舎整備計画の推進

Concept
○老朽宿舎の廃止と集約化
○財政的負担の軽減
○不要遊休財産の処分　etc.

～平成30年春供用開始～

県南（阿南）
職員公舎富岡町２（築S54）　４戸
職員公舎羽ノ浦町（築S52）　４戸
職員公舎横見町　（築S48）　８戸
民間アパートに入居　１６戸

県西（三好）
待機宿舎池田町２（築S47）１２戸
職員公舎ハヤシ　（築S51）　８戸

→ 単身用２０戸程度を整備
→ 単身用１０戸程度を整備

県民のニーズに対応した持続可能な行政サービスの提供

～Go Toward Superior Administrative～

更新センターの整備

福岡県・渡辺通
ゴールド免許センター

多様化する県民ニーズ

≫センター利用者の推移

○運転免許センター利用者が大幅増加
（H25　51,207人→　H26　79,404人）

≫更新者対象のアンケート結果

（約3,500人対象）

○多くの県民が、より近い場所での即日交付を希望

福岡県・黒崎ゴールド免許センター

全国の導入状況

≫更新センターの運用状況（H27末）

○26都府県及び2方面本部（55%）で運用

≫全国の即日交付率

○更新者の約8割が即日交付の窓口を利用

≫他府県の視察結果

○参考例～福岡県（更新センターを2施設運用）
～2施設で年間17万人が利用～

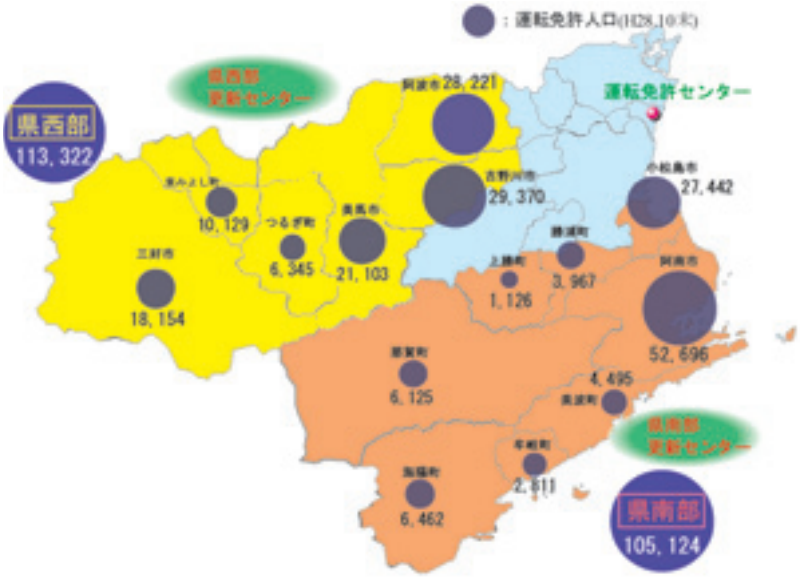
県民のニーズや人口の増減等に柔軟に対応する持続可能なサービスの提供

県民ニーズに対応

更新センターの設置

○免許人口や警察機能の分散等を踏まえ
県西部及び県南部の各方面に設置

Concept
～財政負担を考慮し、警察・自治体等の「既存ストック」を活用～
～防災機能の併設や他の警察機能との一体的運用～

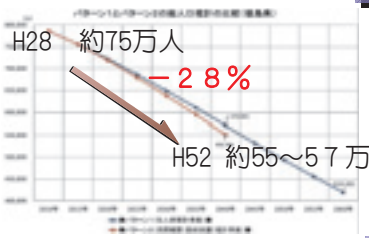


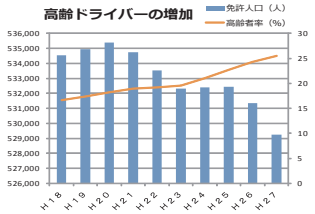
更新センターの取扱業務

○運転免許証の即日交付を中心としたサービス
○原則、警察署窓口をセンターに集約化

持続可能な行政サービスの提供

県内の人口推計





徳島版、新たなスタイルの構築

○人口の増減等に柔軟に対応する持続可能な運転免許行政の構築
○「出張型」更新受付等、「徳島モデル」の構築
○自動車教習所や社会福祉協議会等との連携　etc.

運転免許関係委託事務の見直し等

○持続可能なサービスの提供に向けた委託事務の見直し
○免許証の自主返納等、高齢ドライバーへの対応等地域の実情に応じた交通安全活動の推進

運用開始時期

○免許作成システムリース契約関係
○更新センターの設置場所の決定
○委託事務の見直し
○警察署の統合等を踏まえ運用開始時期を決定

「ふれ愛こだま号」による情報発信活動

『警察署再編整備等総合計画』のフローチャート

Ⅰ 「警察署再編整備等総合計画」のコンセプト

第1 統合等による組織体制の再編・強化　　第2 あらゆる災害を想定した拠点・機能の配置

第3 交番・駐在所機能の充実・強化　　第4 県民のニーズに対応した持続可能な行政サービスの提供

警察署再編整備等総合計画

Ⅱ 署の更なる再編整備 ～再編整備の構想～

第1 再編整備（統合）により見込まれる効果　　第2 再編整備に向けた検討

- Ⅲ 徳島北署・板野署の統合
- Ⅳ 徳島西署・石井署の統合
- Ⅴ 阿南署・那賀署の統合

（Ⅲ～Ⅴ共通）
第1 対象署の現状
第2 コンセプト
第3 統合後の運用
第4 統合の実施時期

- Ⅵ 牟岐署の体制の維持
- Ⅶ 管轄区域の見直し
- Ⅷ 署の統合に伴う補完措置
  - 第1 緊急配備支援システムの増設
  - 第2 通信指令システムの機能強化
  - 第3 防犯カメラの整備推進
  - 第4 移動訪問型の情報発信活動の強化

Ⅸ 交番・駐在所等の施設整備の在り方

第1 交番・駐在所施設の現状
第2 社会・治安情勢等の変化への対応及び施設整備手法の検討
第3 今後の具体的整備方針
第4 将来的な在り方の見直し

Ⅹ 職員宿舎の集約化と整備

第1 宿舎整備の現状
第2 第2期宿舎整備計画の概要
第3 宿舎集約化の推進

Ⅺ 更なる行政サービスの向上

第1 運転免許人口の推移等
第2 県民ニーズ ～「より近い場所」で「即日交付」を～
第3 他県警察の状況
第4 運転免許更新センター（仮称）の設置及び警察署窓口業務の集約
第5 運転免許更新の利便性向上に向けた新たなサービスの検討
第6 運用開始時期

＜ 目 次 ＞

県民を守る「力強い警察」の確立に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

Ⅰ 「警察署再編整備等総合計画」のコンセプト・・・・・・・・・・・・・ ２
第１ 統合等による組織体制の再編・強化・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
第２ あらゆる災害を想定した拠点・機能の配置・・・・・・・・・・・・ ２
第３ 交番・駐在所機能の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
第４ 県民のニーズに対応した持続可能な行政サービスの提供・・・・・ ２

警察署再編整備等総合計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

Ⅱ 署の更なる再編整備 ～ 再編整備の構想 ～・・・・・・・・・・・・・ ４
第１ 再編整備（統合）により見込まれる効果・・・・・・・・・・・・・・ ４
１ 直接的効果
(1) パトロールと初動対応力の強化
(2) 重大事件・事故に対する捜査力や災害時における対処能力の強化
(3) 夜間・休日の勤務体制の強化
(4) 駐在所勤務員の転用勤務抑制による不在駐在所の解消
２ 間接的効果
(1) 女性警察官の登用拡大
(2) ワークライフバランスの実現による警察力の質的向上
(3) 統合による財政縮減
第２ 再編整備に向けた検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
１ 徳島市及びその周辺地域における状況と再編整備に向けた検討
(1) 吉野川北岸地域における状況
(2) 吉野川南岸地域における状況
２ 県南部地域における状況と再編整備に向けた検討

Ⅲ　署の更なる再編整備　～ 徳島北署・板野署の統合 ～・・・・・・・・・１３
第１　対象署の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第２　コンセプト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
１　初動捜査体制の強化
２　高速道路網等を活用した広域的な災害対策の強化
第３　統合後の運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
１　徳島北署庁舎の運用
２　板野署庁舎の運用
(1)　広域防災センター（仮称）としての機能の付与
(2)　機動捜査隊の配置
(3)　交通関係窓口業務の維持
３　交番・駐在所の体制
第４　統合の実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

Ⅳ　署の更なる再編整備　～ 徳島西署・石井署の統合 ～・・・・・・・・・２２
第１　対象署の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
第２　コンセプト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
１　初動捜査体制の強化
２　県下全域を見据えたパトロール活動の強化
第３　統合後の運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
１　徳島西署庁舎の運用
２　石井署庁舎の運用
(1)　パトロール活動拠点の設置
(2)　交通関係窓口業務の維持
３　交番・駐在所の体制
第４　統合の実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

Ⅴ　署の更なる再編整備　～ 阿南署・那賀署の統合 ～・・・・・・・・・２６
第１　対象署の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

第２　コンセプト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
１　初動捜査体制の強化
２　県南部地域における災害対処能力の強化
第３　統合後の運用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
１　阿南署庁舎の運用
２　那賀署庁舎の運用
(1)　県南部地域における災害時の活動支援拠点
(2)　窓口業務の在り方について
３　駐在所の体制
第４　統合の実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

Ⅵ　署の更なる再編整備　～ 牟岐署の体制の維持 ～・・・・・・・・・・・３０

Ⅶ　署の更なる再編整備　～ 管轄区域の見直し ～・・・・・・・・・・・・３２

Ⅷ　署の更なる再編整備　～ 署の統合に伴う補完措置 ～・・・・・・・・・３３
第１　緊急配備支援システムの増設・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
第２　通信指令システムの機能強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
第３　防犯カメラの整備推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
第４　移動訪問型の情報発信活動の強化・・・・・・・・・・・・・・・・３３

Ⅸ　交番・駐在所等の施設整備の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
第１　交番・駐在所施設の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
第２　社会・治安情勢等の変化への対応及び施設整備手法の検討・・・・３６
第３　今後の具体的整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
１　民間活力を導入した駐在所の一括整備
２　リフォームによる施設の長寿命化
３　都市部における交番等の統合・大型化
４　自治体の施設を活用した交番等の整備
５　大型商業施設内への警察官立寄所の設置
６　女性警察官が働きやすい交番等の整備

第４　将来的な在り方の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

Ⅹ　職員宿舎の集約化と整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
第１　宿舎整備の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
第２　第２期宿舎整備計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
第３　宿舎集約化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

Ⅺ　更なる行政サービスの向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
第１　運転免許人口の推移等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
第２　県民ニーズ ～「より近い場所」で「即日交付」を～ ・・・・・・４５
第３　他県警察の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
第４　更新センターの設置及び警察署窓口業務の集約・・・・・・・・・４８
１　更新センターの整備に向けた検討
(1)　整備手法
(2)　設置場所の選定
(3)　その他の機能
２　更新センターにおいて行う業務
３　機能の集約化
第５　運転免許更新の利便性向上に向けた新たなサービスの検討・・・・４９
第６　運用開始時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０

≪ 資料編 ≫

～ 県民を守る「力強い警察」の確立に向けて ～

本県では、人口の減少や地域的偏在化が進んでいるほか、高速道路等の交通網の延伸やＩＴインフラ網の整備、大型商業施設の出店、さらには24時間型社会の広がりなど、地域・社会情勢は加速度的に変化しています。

県警察が取り扱う事件・事故についても、インターネット環境を背景としたサイバー犯罪や全国を舞台として敢行される特殊詐欺、ストーカー・ＤＶ・児童虐待等の人身安全関連事案など、ますます広域・複雑化しており、認知から24時間体制で対応が必要な事案も多く発生しています。

さらには、刑事訴訟法等の一部改正による裁判員裁判対象事件の「取調べの録音・録画」など、警察捜査を取り巻く環境も新たな時代に入り、治安水準の維持・向上に向けては、これまで以上に組織的で緻密な捜査が求められています。

県警察は、平成17年２月に「警察署及び交番・駐在所の配置と管轄区域の見直し計画」を策定して交番・駐在所の統合を進めたほか、平成26年春には署員数が50人以下の小規模署４署を２署に統合し、事件・事故の抑止と検挙に一定の成果を見たところであります。

しかしながら、県内には、なお小規模署が複数あり、これらは、特に夜間・休日の体制が脆弱で、事件・事故に適切に対応できないおそれがあることや、不足する本署勤務員を補うため、駐在所勤務員が本署勤務に就いており、このことが不在駐在所の常態化につながっているなど、多くの課題を抱えています。

また、小規模署ではないものの、管内人口の増加や大型商業施設の出店などにより、管内の治安情勢が大きく変化し、署員の負担が極めて大きくなっている警察署もあり、これまでにも可能な限り警察官を増員するなどして対応してきましたが、抜本的な解決には至っていない状況にあります。

そこで、昨年春、今後の組織の在り方やこれに密接に関連する警察施設の整備等を盛り込んだ「大綱方針」を公表し、今回、この方針に基づき、新たな統合や組織体制の見直し等の総合計画を策定いたしました。

この計画に盛り込んだ各施策は、将来の治安の維持・向上のため、いずれも必要不可欠なものであり、県警察としても、今後、本計画の具現化に向け、県民の皆様の御理解を得ながら、組織の総力を挙げて取組を進めてまいります。

平成２９年３月

徳島県警察本部長

Ⅱ 「警察署再編整備等総合計画」のコンセプト

県警察においては、平成28年４月、治安情勢の変化等に的確に対応するため、今後の組織の在り方や、これに密接に関連する警察施設の整備等を内容とする「組織体制の見直し等の大綱方針」を策定した。

「警察署再編整備等総合計画」は、この「大綱方針」に基づき、警察署の位置や活動状況、人口の推移や地勢、道路環境など、多角的な視点から取りまとめた。

本計画のコンセプトは、以下のとおりである。

第１　統合等による組織体制の再編・強化

組織体制の再編・強化に当たっては、事件・事故等に的確に対応するため、警察署の統合等、「組織の集約化」を図る一方、「機能の分散化」という面にも配慮し、人口減少地域における安全安心を高めるための施策も併せて実施する。

第２　あらゆる災害を想定した拠点・機能の配置

県警察においては、東日本大震災以降、南海トラフ巨大地震による津波対策に重点を置いて諸対策に取り組んできたが、昨年４月に発生した熊本地震を契機として、本県の「中央構造線活断層帯」を震源とする地震への対応の必要性についても再認識した。全国警察における災害警備活動を見ると、緊急輸送路等となる「高速道路」が最大限活用されているところであり、本県においても「徳島自動車道」の四車線化や「四国横断自動車道」の延伸状況、その他耐震岸壁の整備等を踏まえ、救出救助部隊の拠点や機能等を考慮した体制を確立する。

第３　交番・駐在所機能の充実・強化

交番・駐在所は、地域住民に一番身近な地域警察官の活動拠点であるが、高度成長期に整備された施設の多くは老朽化が顕著となっている。

地域住民の交番・駐在所に対する期待は大きく、引き続き、その機能を維持する必要があるが、施設の整備に際しては、将来の治安情勢や人口の推移を踏まえ、その在り方や管轄区域の見直しを図るとともに、新たな活動形態についても検討を行い、民間資金を活用した一括整備など、財政的負担の軽減を踏まえた整備手法を検討する。

また、職員宿舎も同様、老朽化が進んでおり、集約化を図るとともに、民間資金を活用して施設を整備する。

第４　県民のニーズに対応した持続可能な行政サービスの提供

県民の多くが「更新免許の即日交付」を求めていることを踏まえ、県南部及び県西部の各方面に、運転免許センター以外でも更新免許の即日交付が受けられる「運転免許更新センター（以下「更新センター」という。）」の設置を検討する。

なお、更新センターの整備は、原則として警察署の窓口を集約するものであり、組織体制の見直しや地域における交通安全活動等に密接に関連することから、これらの点も踏まえ、持続可能な制度を構築する。

警察署再編整備等総合計画

Ⅱ 署の更なる再編整備
～ 再編整備の構想 ～

第１　再編整備（統合）により見込まれる効果

県警察は、平成26年春、現行警察法の施行から約60年間続いていた県下の警察署の体制を見直し、小規模署であった西部４署を２署に統合した。その結果、地域警察官によるパトロールが強化され、管内の刑法犯認知件数、交通事故発生件数が大きく減少したほか、捜査員の集中運用により重要事件を早期に解決するなど、「抑止」と「検挙」の両面で一定の成果があった。

１　直接的効果

(1)　パトロールと初動対応力の強化

警ら用パトカーによるパトロールや初動活動は、事件・事故の「抑止」と「検挙」に威力を発揮する。

県内の警察署において、警ら用パトカーは、徳島東署及び統合した西部２署を除き、１署当たり１台で運用しているが、統合後は、複数運用となり、「見せる活動」の強化による防犯効果はもとより、事件・事故発生時には迅速な現場臨場が可能となる。

(2)　重大事件･事故に対する捜査力や災害時における対処能力の強化

統合後は、より多くの捜査員を迅速に運用することが可能となり、犯人の追跡や特定など、事件の早期解決につながるほか、複数の事案が同時に発生した場合においても、警ら用パトカーの複数運用とあいまって、これまで以上に迅速・的確な捜査活動を行うことが可能となる。

また、各種災害や行方不明者の捜索等、部隊活動を伴う事案に対しても、より大きな体制を編成することが可能となり、対処能力が強化される。

(3)　夜間･休日の勤務体制の強化

夜間・休日に発生する事案において、当直員のみで対応できない場合、捜査員を緊急に招集して対応しているが、統合後は、当直体制が強化されることから、当直員のみで迅速に現場臨場することが可能となる。

(4)　駐在所勤務員の転用勤務抑制による不在駐在所の解消

これまで、本署勤務員の不足を交番・駐在所員で補ってきたが、統合後は、本署勤務員が増員されることにより、このような転用勤務が抑制され、パトロールや巡回連絡など、地域に密着した活動が充実する。

２　間接的効果

(1)　女性警察官の登用拡大

性犯罪等、女性が被害者となる事案においては、女性警察官が中心となって事情聴取等に当たっているが、警察署における女性警察官の配置は限られていることから、緊急に招集して対応することが常態化している。

統合して体制が強化されることで、より多くの女性警察官を警察署や交番に配置し、24時間体制で運用することが可能となり、夜間休日においても迅速かつきめ細やかな対応ができる。

(2)　ワークライフバランスの実現による警察力の質的向上

警察業務は、事件・事故の発生等、予見することができない事案に対応する必要があるため、自ら勤務時間をコントロールすることが困難であるという特殊性がある。

しかし、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）は時代の要請であり、この実現は、優秀な人材を確保し、将来の県警察の組織を維持する上でも重要な課題の一つである。

統合後は、休日出勤や緊急招集等の抑制が見込まれ、ワークライフバランスの実現と業務の質的な向上が期待できる。

(3)　統合による財政縮減

体制の強化により、夜間・休日の緊急招集が減少して、超過勤務などの人件費が抑制されるほか、将来的な庁舎整備等の物件費も軽減されるなど、財政負担の軽減にもつながる。

第２　再編整備に向けた検討

１　徳島市及びその周辺地域における状況と再編整備に向けた検討

徳島市及びその周辺地域には、徳島東署、徳島西署、徳島北署、板野署及び石井署の５署を設置しており、県内における事件・事故の約６割をこれら警察署が取り扱っている。

これら地域においては、人口の増加や道路交通網の延伸、大型商業施設の出店などに伴い、治安情勢も大きく変化しており、警察官１人当たりの負担率（事件・事故の取扱件数）も他の地域と比べて高い。

さらには、「徳島自動車道」の四車線化や、「四国横断自動車道」の県南への延伸が予定されており、今後も、これら地域において治安上の新たな課題が生じる可能性が高いことから、県警察としても、こうした課題に対処するため、警察署の統合など組織体制の見直しを始め、各種の施策を進めていく必要がある。

なお、これら５署は、吉野川を挟み、北岸地域に徳島北署及び板野署、南岸地域に徳島東署、徳島西署及び石井署を配置しているが、同河川に架かる橋梁付近においては、平日の通勤時間帯を中心に慢性的な渋滞が発生していることから、橋梁間の移動時間が推測し難い。したがって、再編計画の策定に当たっては、治安情勢や警察署間の道路事情・距離、平素の連携状況等に鑑み、吉野川北岸及び南岸地域を各々のエリアとして再編計画を検討した。

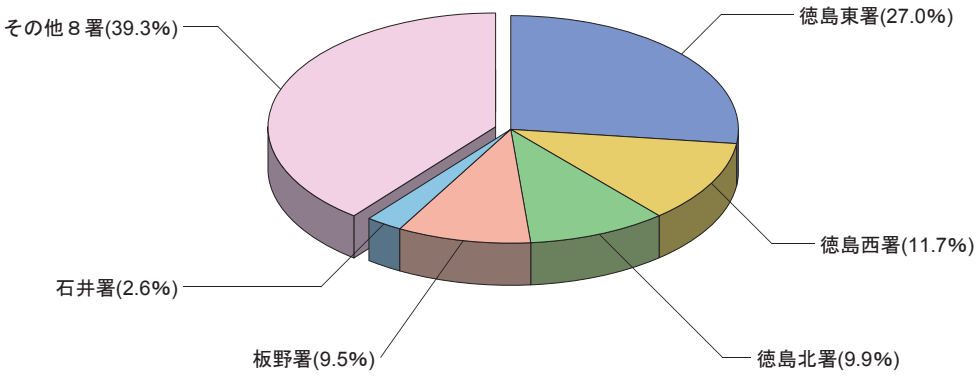
【徳島市及びその周辺地域の警察署配置図】



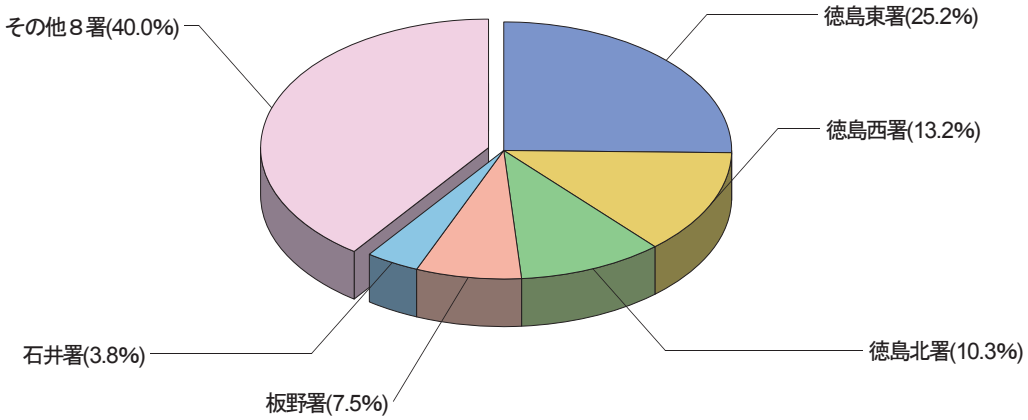
※　距離は道路上の距離

【徳島市及びその周辺５署の治安情勢】

刑法犯認知件数の割合
（平成25年から平成27年までの３年間）



交通事故（人身・物件）発生件数の割合
（平成25年から平成27年までの３年間）





出典元：新未来「創造」とくしま行動計画 平成28年度版　　徳島県発行

(1)　吉野川北岸地域における状況

ア　警察署の配置状況

吉野川北岸地域には、徳島北署及び板野署を設置しており、徳島北署は徳島市川内町・応神町及び板野郡松茂町・北島町、板野署は板野郡藍住町・板野町・上板町をそれぞれ管轄している。

イ　道路交通

徳島北署と板野署は、高速道路や徳島北環状線、県道14号線などの主要幹線道路でつながっており、両署間は距離にして約８㎞、昼間時の車両による移動時間は約20分である。

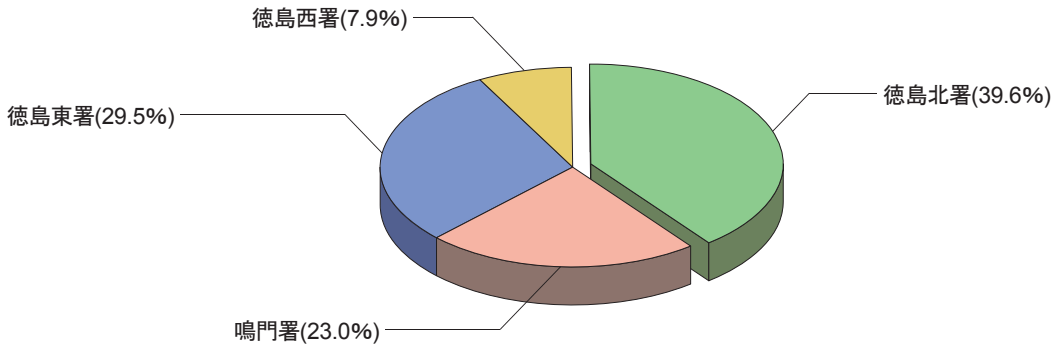
ウ　警察活動状況

両署管内における刑法犯認知件数は、県下における発生件数の約２割を占めているが、近年、徳島北環状線沿いに大型商業施設等が出店したことに伴い、これら施設周辺での事件・事故が増加している。

また、重要事件等が発生した際、両署は連携の上、検問等の初動捜査活動を行っているほか、板野署が逮捕した多くの被疑者は、専任の留置管理担当者が配置されている徳島北署に留置し、板野署員が徳島北署に赴いて取調べ等の捜査を行っている。

板野署の逮捕身柄委託留置状況

（平成25年から平成28年までの間）



○板野署が逮捕した被疑者（139人）のうち、
約４割を徳島北署に留置
○**１年間で延べ約300人の板野署員が徳島北署で捜査活動**に従事
○**約120人**が検察庁等への護送業務従事

(2)　吉野川南岸地域における状況

ア　警察署の配置状況

吉野川南岸地域には、徳島東署、徳島西署及び石井署を設置しており、徳島東署は徳島市東部地域及び名東郡佐那河内村、徳島西署は徳島市西部地域、石井署は名西郡石井町・神山町をそれぞれ管轄している。

イ　道路交通

徳島西署と石井署は、国道192号線及び県道30号線などの主要幹線道路でつながっており、両署間は距離にして約７㎞、昼間時の車両による移動時間は約15分である。また、徳島東署と石井署の間は約13㎞、移動時間は約30分である。

神山町は徳島市と複数の県道でつながっており、徳島東署管内の徳島市上八万町や徳島西署管内の徳島市入田町・一宮町・名東町からも地理的に近く、特に国道438号線「新府能トンネル」開通後は、徳島市と神山町間の移動時間が大きく短縮され、車両の往来も多くなっている。

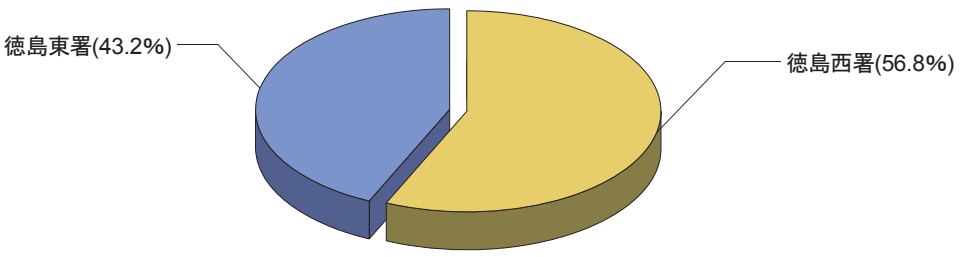
ウ　警察活動状況

徳島西署と石井署は国道及び県道で結ばれており、重要事件等が発生した際は、両署が連携の上、検問等の初動捜査活動を行っている。

また、石井署が逮捕した多くの被疑者は、専任の留置管理担当者が配置されている徳島西署に留置し、石井署員が徳島西署に赴いて取調べ等の捜査を行っている。

石井署の逮捕身柄委託留置状況

（平成25年から平成28年までの間）



〇石井署が逮捕した被疑者(44人)のうち、
約６割は徳島西署に留置
〇**１年間で延べ約120人の石井署員が徳島西署で捜査活動**に従事
〇**約60人**が検察庁等への護送業務に従事

２　県南部地域における状況と再編整備に向けた検討

(1)　警察署の配置状況

県南部地域には、阿南署、那賀署及び牟岐署を設置しており、阿南署は阿南市、那賀署は那賀郡那賀町、牟岐署は海部郡牟岐町・美波町・海陽町をそれぞれ管轄している。

(2)　道路交通状況

阿南市と那賀町は、多数の国道や県道でつながっており、阿南署と那賀署との両署間は距離にして約23㎞、昼間の車両による移動時間は約30分である。

阿南署と牟岐署との間は、国道55号でつながっており、両署間は距離にして約50㎞、昼間時の車両による移動時間は約60分である。

那賀署と牟岐署との間は、国道や県道等でつながっており、両署間は距離にして約43㎞、昼間時の車両による移動時間は約50分である。

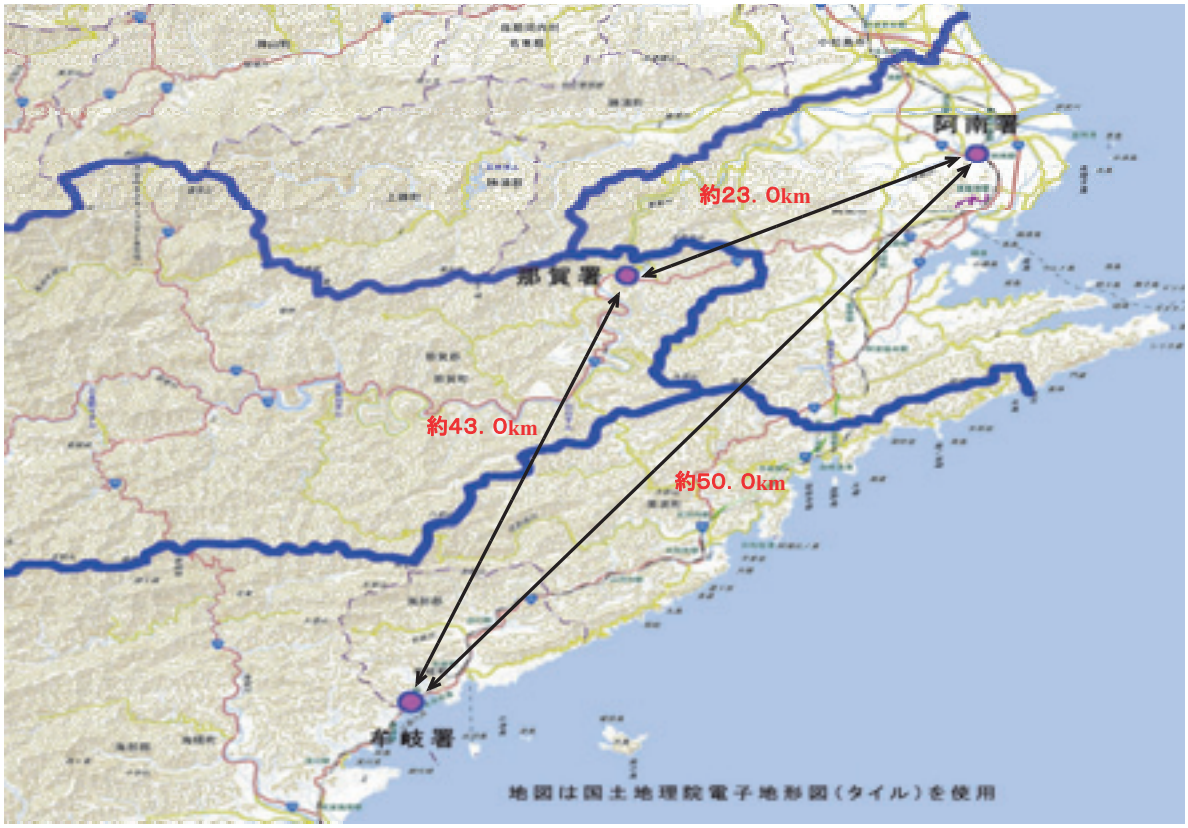
(3)　警察活動状況

那賀署管内における事件・事故の認知件数や110番受理件数は、ここ数年、大幅に減少しており、特に刑法犯認知件数は年間10件未満と、全国の警察署の中でも最も発生が少ない状況である。一方、近年、集中豪雨による水害や土砂災害が多く発生しているほか、山岳遭難など山間部特有の事案の発生も見られるなど、治安上の不安要因もある。

阿南市は那賀町への玄関口であり、重要事件等が発生した際、両署は連携の上、検問等の初動捜査活動を行っている。平成26年、台風11号の接近により那賀町内が洪水被害に遭った際も、阿南署員が那賀署管内の治安対策に当たるなど、密接に連携した活動を展開している。

また、那賀署が逮捕したほとんどの被疑者は、専任の留置管理担当者が配置されている阿南署に留置し、那賀署員が阿南署に赴いて取調べ等の捜査を行っている。

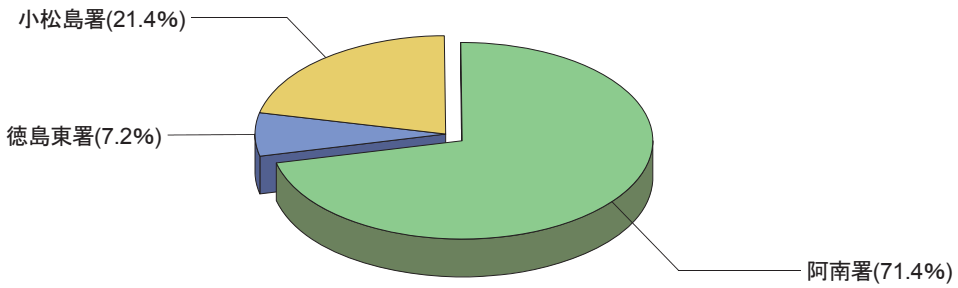
【県南部地域の警察署配置図】



※　距離は道路上の距離

那賀署の逮捕身柄委託留置状況

（平成25年から平成28年までの間）



○那賀署が逮捕した被疑者（14人）のうち、
約７割を阿南署に留置
○**１年間で延べ約40人余りの那賀署員が阿南署で捜査活動**に従事
○**約20人余り**が検察庁等への護送業務に従事

Ⅲ 署の更なる再編整備
～ 徳島北署・板野署の統合 ～

徳島北署及び板野署の統合

平成30年4月統合

コンセプト

- 初動捜査体制の強化
- 高速道路網等を活用した広域的な災害対策の強化

徳島北署

警察官	86人
交番	２か所
駐在所	３か所
管内面積	49.72㎢
管内人口	59,862人



板野署

警察官	71人
交番	２か所
駐在所	６か所
管内面積	87.07㎢
管内人口	59,959人



※　警察官数及び管内人口は
平成28年4月1日現在

警察官　１６０人規模
交　　番 … ４か所、駐在所 … ９か所
管内面積 … 136.79㎢
管内人口 … 119,821人

徳島北署庁舎
本署機能の集約

板野署庁舎（広域防災センター（仮称））

＋

- 四国管区機動隊の配置
- 本部機動捜査隊の配置
- 交通関係窓口業務の維持
- 交番・駐在所の体制維持

第１　対象署の現状

県内の人口は年々減少している中、徳島北署及び板野署管内の人口は増加しており、特に、両署の管轄の境界である北島町と藍住町の増加傾向は顕著である。

刑法犯認知件数及び交通事故発生件数についても、県下全体が減少基調にある中、両署の減少率は他署と比べて鈍く、署員の負担率は高水準で推移している。また、110番受理件数及び警察相談受理件数は増加傾向にあり、特に板野署管内においては、過去３年間における110番受理件数の増加率が顕著となっている。

さらに、平成23年11月には、板野署管内に大型商業施設が出店したことに伴い、藍住町周辺の交通量が最大で約60%増加するなど、休日を中心に流動人口が大きく変化し、遺失・拾得物受理件数なども激増している。

これら状況を踏まえ、板野署管内の複数の駐在所を統合し交番化したほか、警察官を増員配置するなどして対応してきたものの、依然として対応が困難な状態が続いている。

そこで、両署を統合の上、組織体制を強化し、管内の治安対策に万全を期すこととした。

【各事案別負担率（平成25年から平成27年までの３年平均）】

	徳島北署			板野署		
	件数	負担率	順位	件数	負担率	順位
刑法犯認知件数	496.3	5.8	4	476.7	6.7	1
110番受理件数	5389.7	62.7	4	4450.0	62.7	3
物件事故発生件数	2821.0	68.8	5	2144.7	58.0	9
人身事故発生件数	493.3	44.8	1	283.7	31.5	6
検視取扱件数	63.7	4.5	11	67.3	5.6	10
DV・ストーカー認知件数	49.0	8.2	2	38.0	6.3	8
児童虐待取扱件数	14.3	2.4	7	15.3	2.6	6
遺失・拾得物受理件数	4827.3	1609.1	4	6773.3	1693.3	3
警察相談受理件数	1346.7	14.5	9	984.7	12.5	11
警察官数	86			71		

警察官数は平成28年４月１日現在

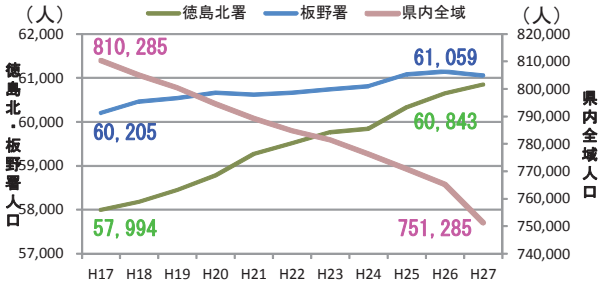
負担率は、各事案取扱部門の警察官数から算出

【徳島北署及び板野署の各項目別分析結果】

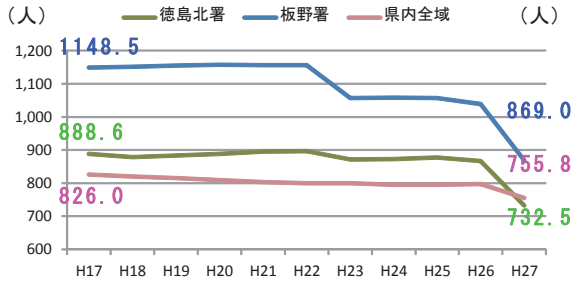
徳島北署及び板野署管内における、過去10年間の各項目別件数等の推移を分析した結果は次のとおりである。（負担率：警察署の警察官１人当たりの取扱件数等）

＜管内人口＞

管内人口の推移



負担率（管内人口）の推移



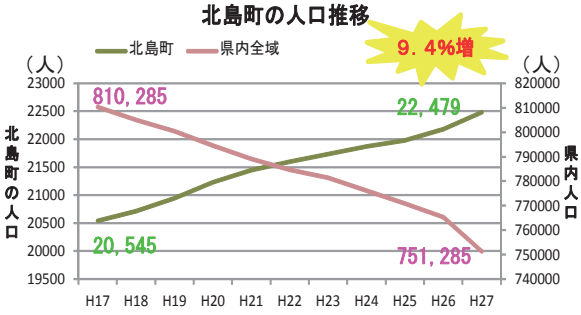
〇県内人口が減少する中、徳島北署及び板野署管内では増加
〇負担率は警察官の増員により一定の軽減を見るも**依然高水準**

＜両署管内で人口増加の顕著な地域＞

〇徳島北署管内

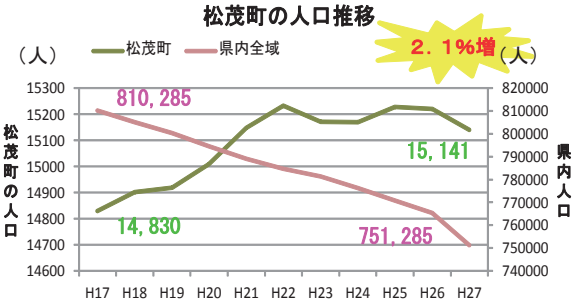
～北島町～

北島町の人口推移



～松茂町～

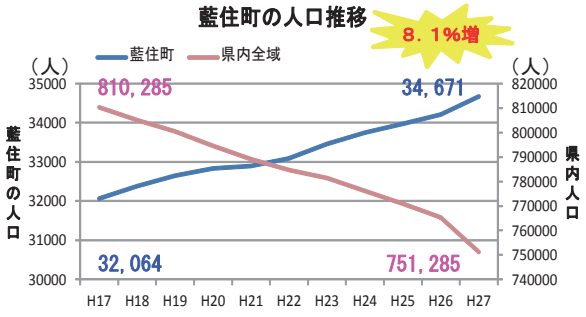
松茂町の人口推移



〇板野署管内

～藍住町～

藍住町の人口推移



「とくしま人口ビジョン」

～平成２７年７月徳島県公表～

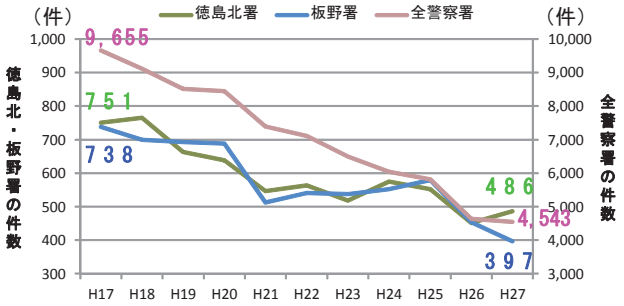
市町村が掲げた2060年の人口目標において、県人口が約42万人にまで減少すると推計

≫ **北島町・藍住町のみ**現状を上回る目標を設定

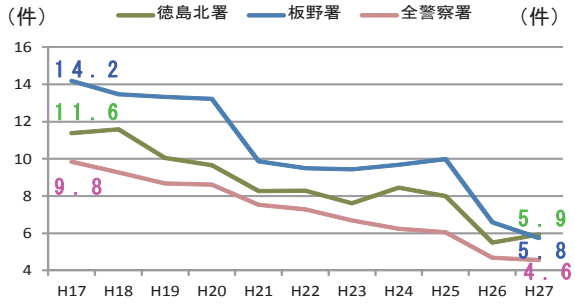
徳島北環状線付近において人口増加

＜刑法犯認知件数＞

刑法犯認知件数の推移



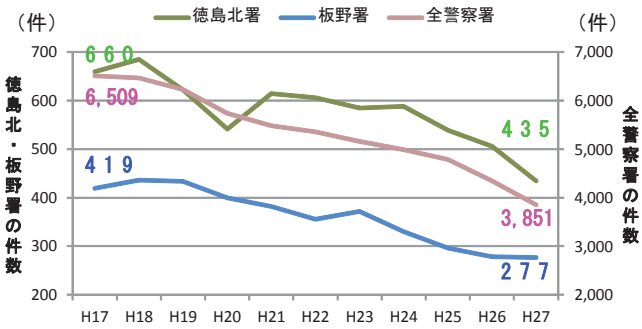
負担率（刑法犯認知件数）の推移



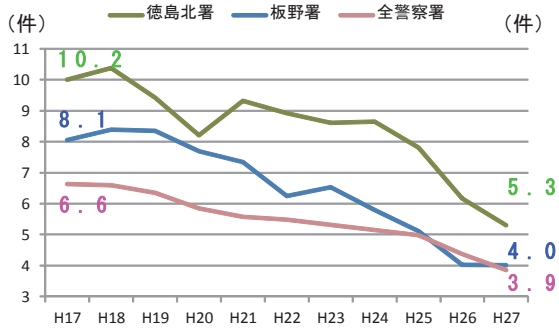
〇本県の刑法犯認知件数は、10年間で半数以下に減少
〇両署とも減少傾向であるが、その**減少率は鈍く**、両署の負担率は、県内平均と比べ**高水準**

＜交通事故（人身事故）発生件数＞

交通事故発生件数（人身）の推移



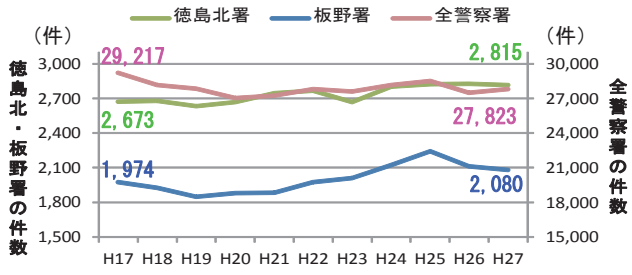
負担率（交通事故発生件数（人身））の推移



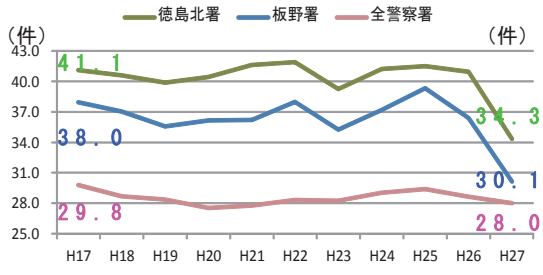
〇本県の交通事故（人身事故）発生件数は、10年間で約４割減少
〇両署の負担率は、県内平均と比べ**高水準**

＜交通事故（物件事故）発生件数＞

交通事故発生件数（物件）の推移



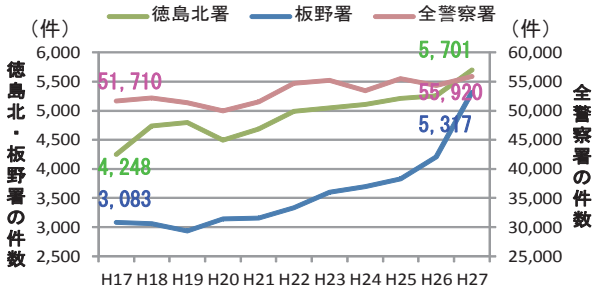
負担率（交通事故発生件数（物件））の推移



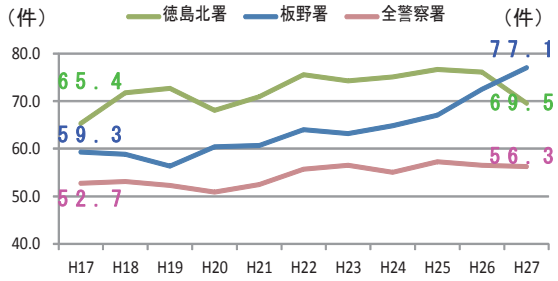
〇本県の交通事故（物件事故）発生件数は、横ばいで推移
〇両署の負担率は、増員等により軽減は見られるも県内平均と比べ**高水準**

＜110番受理件数＞

１１０番受理件数の推移



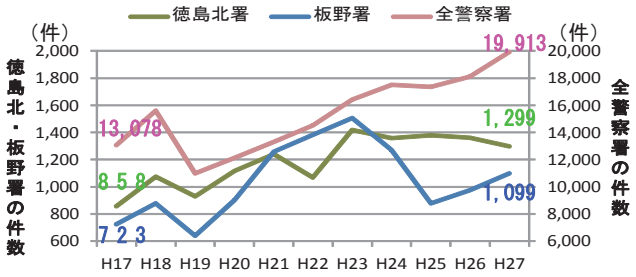
負担率（110番受理件数）の推移



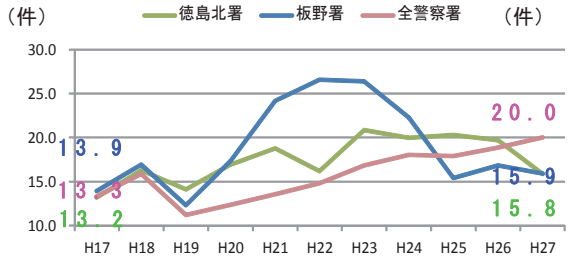
〇本県の110番受理件数は、10年間で約１割増加
〇**両署ともに増加**し、特に、板野署管内では**過去３年間の増加率が顕著**

＜警察相談受理件数＞

警察相談受理件数の推移



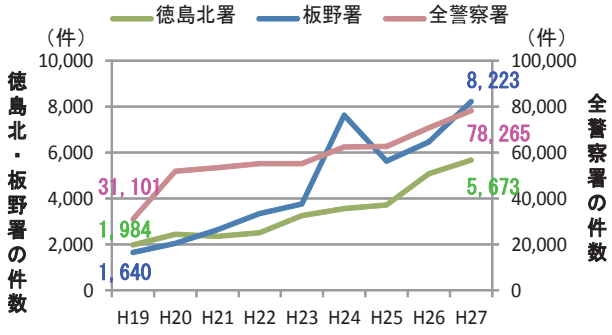
負担率（警察相談受理件数）の推移



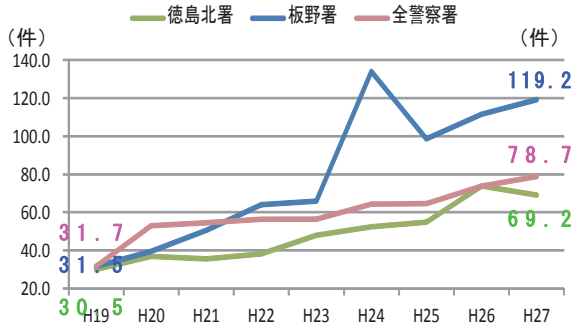
〇県内における警察相談の受理件数は、10年間で急増
〇両署においても**増加傾向**

＜遺失・拾得物届出受理件数＞

遺失物・拾得物受理件数の推移



負担率（遺失・拾得物届出受理件数）の推移



〇県内における遺失物・拾得物の届出受理件数は、10年間で2.5倍に増加
〇**両署ともに増加**し、特に、板野署管内では**平成23年以降急激に増加**
（平成23年11月大型商業施設ｵｰﾌﾟﾝ）

※　統計データは平成１９年以降のもの

【藍住町内の大型商業施設周辺の交通量推移】

大型商業施設集中地域

H23.10の日曜日平均	15,215台
H27.11.23(月)	19,024台
増加率	25.0%

H23.10の日曜日平均	12,359台
H27.11.23(月)	17,383台
増加率	40.7%



H23.10の日曜日平均	19,782台
H27.11.23(月)	24,880台
増加率	25.8%

H23.10の日曜日平均	13,173台
H27.11.23(月)	18,429台
増加率	39.9%

H23.10の日曜日平均	8,529台
H27.11.23(月)	13,468台
増加率	57.9%

H23.10の日曜日平均	13,481台
H27.11.23(月)	20,177台
増加率	49.7%

H23.10の日曜日平均	15,668台
H27.11.23(月)	20,196台
増加率	28.9%

H23.10の日曜日平均	17,025台
H27.11.23(月)	20,963台
増加率	23.1%

※　平成23年11月23日オープン
11月23日は祝日

第2　コンセプト

統合により、警察官約160人規模の体制を構築し、以下の強化を図る。

1　初動捜査体制の強化

○　重要事件や事故が発生した際、多くの捜査員を運用することが可能となり、犯人の追跡や特定など、事件の早期解決につなげる

○　複数の事案が発生した場合においても、当直体制の強化、パトカー等の複数運用により、迅速・的確に対応することが可能となる

○　女性警察官を複数配置することで、性犯罪等の女性警察官による対応が必要な事案が発生した場合においても迅速・的確な対応が可能となる

2　高速道路網等を活用した広域的な災害対策の強化

災害時に緊急輸送路として活用される高速道路は、東日本大震災や熊本地震における救出救助等の警備活動においても最大限活用されていたところである。本県の大規模災害発生時における警備計画にも、県外からの救出救助部隊は、専ら高速道路を利用して入県することとされている。

今後、平成31年には「四国横断自動車道」が整備され、県南部まで高速道路網が延伸される予定であり、徳島市沖洲地区に整備予定の「徳島東インターチェンジ（仮称）」は、災害時の緊急物資の輸送拠点となる徳島小松島港沖洲外地区の耐震岸壁に直結するなど、本県における災害警備対策を講じる上で高速道路の重要性はますます高まっている。

板野署管内には、徳島自動車道「藍住インターチェンジ」と高松自動車道「板野インターチェンジ」が近接して設置されており、高速道路網の要衝となっていることや、平成27年12月に徳島県が策定した「徳島県広域防災活動計画」においても、両インターチェンジ周辺に「救出活動」や「広域進出」拠点の候補地が指定されているなど、災害時における各種活動の重要な地域となっている。

このことから、既に耐震化が完了している板野署庁舎には、引き続き、治安の拠点として警察官を配置するほか、災害時における高速道路網の活用の観点から、集団警備部隊を新たに配置し、県警察における新たな「広域防災センター」として活用することとする。

第3　統合後の運用

1　徳島北署庁舎の運用

徳島北署は、平成15年に建築された鉄筋コンクリート造３階建て、延べ面積3,676.8㎡の庁舎である。一方、板野署は、本館は昭和45年に建築された鉄筋コンクリート造３階建て（平成25年耐震化）、別館は平成14年に建築された鉄骨造２階建てで、延べ面積1,253.7㎡の庁舎である。

徳島北署庁舎は、被疑者を長期間留置する機能を備えていることや、庁舎の面積等の現況に鑑み、統合後における基幹機能は徳島北署に置くこととした。

２　板野署庁舎の運用

板野署庁舎については、「新たな治安・防災活動拠点」と位置付け、引き続き、24時間体制で警察官を配置した上、次の警察機能を持たせることとした。

(1)　広域防災センター（仮称）としての機能の付与

県下全域の災害警備活動を見据え、新たに板野署庁舎に「広域防災センター（仮称）」としての機能を持たせて、災害発生時の救出救助部隊となる四国管区機動隊を板野署庁舎に移転配置するとともに、災害対策用の車両及び装備資機材を配備する。

なお、板野署庁舎は耐震化が完了しており、津波等の災害時、徳島北署庁舎が被災した場合においても、バックアップ署として機能させるほか、同署敷地内にある宿舎（16戸）については、これら部隊員の待機宿舎として活用する。

(2)　機動捜査隊の配置

県下の広域的な初動捜査体制の強化を図るため、板野署庁舎に、県本部の機動捜査隊本隊を配置する。

(3)　交通関係窓口業務の維持

現在、窓口の集約化と「更新センター」の設置について検討を進めているが、当面の間、運転免許更新などの交通関係の窓口業務を維持する。

３　交番・駐在所の体制

両署に配置している交番・駐在所については、現在の体制を維持する。

なお、後述する「交番・駐在所等の施設整備の在り方」のとおり、将来的な人口趨勢や治安情勢の変化等を考慮し、地域の実情に応じた体制や管轄区域となるよう、その在り方について引き続き検討する。

第４　統合の実施時期

平成30年４月に両署を統合し、運用を開始する。
なお、統合後の警察署の名称については、住民等の意見を集約した上で決定する。

【徳島北署と板野署の配置図】



Ⅳ 署の更なる再編整備
～ 徳島西署・石井署の統合 ～

徳島西署及び石井署の統合

平成30年4月統合

コンセプト

- 初動捜査体制の強化
- 県下全域を見据えたパトロール活動の強化

徳島西署

警 察 官	93人
交　　番	４か所
駐 在 所	４か所
管内面積	65.67㎢
管内人口	86,724人



石井署

警 察 官	37人
駐 在 所	７か所
管内面積	202.16㎢
管内人口	30,707人



※　警察官数及び管内人口は
平成28年4月1日現在

警察官　１４０人規模

交　　番 … ４か所、駐在所 … 11か所
管内面積 … 267.83㎢
管内人口 … 117,431人

徳島西署庁舎

本署機能の集約

石井署庁舎（パトロール活動拠点）

＋

- 広域自動車警ら隊の配置
- 鉄道警察隊の配置
- 交通関係窓口業務の維持
- 交番・駐在所の体制維持

第１　対象署の現状

徳島西署の110番受理件数、物件事故発生件数、ＤＶ・ストーカー認知件数及び児童虐待取扱件数は県下13署中第１位、刑法犯認知件数、人身事故発生件数及び警察相談受理件数は第２位と、県下で最も負担率が高い警察署である。

また、石井署については、事件・事故の発生は減少基調にあるが、夜間・休日の体制が脆弱であることから、事案発生時には、自宅で待機している署員を緊急に招集して対応するなど、小規模署固有の問題を抱えている。

小規模署の統合は、西部４署における統合においても一定の成果を見ているところであり、両署を統合の上、組織体制を強化し、管内の治安対策に万全を期すこととした。

【各事案別負担率（平成25年から平成27年までの３年平均）】

	徳島西署			石井署		
	件数	負担率	順位	件数	負担率	順位
刑法犯認知件数	582.3	6.3	2	129.3	3.5	9
110番受理件数	8115.3	87.3	1	1347.0	36.4	9
物件事故発生件数	3619.7	86.2	1	1049.0	61.7	6
人身事故発生件数	633.7	42.2	2	170.3	28.4	8
検視取扱件数	114.3	7.1	6	44.3	7.4	5
DV・ストーカー認知件数	67.0	11.2	1	12.0	4.0	12
児童虐待取扱件数	24.7	4.1	1	4.3	1.4	9
遺失・拾得物受理件数	5915.3	1478.8	5	1853.3	926.7	10
警察相談受理件数	2230.7	21.9	2	613.0	14.6	8
警察官数	93			37		

警察官数は平成28年４月１日現在

負担率は、各事案取扱部門の警察官数から算出

第2　コンセプト

統合により、警察官約140人規模の体制を構築し、以下の強化を図る。

1　初動捜査体制の強化

○　重要事件や事故が発生した際、多くの捜査員を運用することが可能となり、犯人の追跡や特定など、事件の早期解決につなげる

○　複数の事案が発生した場合においても、当直体制の強化、パトカー等の複数運用により、迅速・的確に対応することが可能となる

○　女性警察官を複数配置することで、性犯罪等の女性警察官による対応が必要な事案が発生した場合においても迅速・的確な対応が可能となる

2　県下全域を見据えたパトロール活動の強化

スピード化、広域化する犯罪に迅速・的確に対応するためには、これまで以上に機動部隊の効率的な運用を図る必要があることから、徳島西署と石井署との統合に併せて、石井署庁舎に県下全域を見据えたパトロール活動の拠点を設置し、初動体制の強化を図る。

第3　統合後の運用

1　徳島西署庁舎の運用

徳島西署は、昭和56年に建築された鉄筋コンクリート造４階建て、延べ面積2,842.63㎡の庁舎である。一方、石井署は、昭和53年に建築（平成27年耐震化）された鉄筋コンクリート造３階建て、延べ面積は1,184.90㎡の庁舎である。

徳島西署庁舎は、被疑者を長期間留置する機能を備えていることや、庁舎の面積等の現況に鑑み、統合後における基幹機能は徳島西署に置くこととした。

2　石井署庁舎の運用

石井署庁舎については、「広域的なパトロール活動拠点」と位置付け、引き続き、24時間体制で警察官を配置した上、次の警察機能を持たせることとした。

(1)　パトロール活動拠点の設置

石井署管内は、徳島市内及び県北部地域に通じる複数の道路が整備されていることから、石井署庁舎を新たなパトロール活動拠点に位置付け、県本部の広域自動車警ら隊及び鉄道警察隊を集約の上、石井署に移転配置し、広域パトロール活動及び初動捜査体制の強化を図る。

なお、石井署庁舎は耐震化が完了しており、津波等の災害時、徳島市内の警察署庁舎が被災した場合、バックアップ署として機能させる。

(2)　交通関係窓口業務の維持

現在、窓口の集約化と「更新センター」の設置について検討を進めているが、当面の間、運転免許更新などの交通関係の窓口業務を維持する。

３　交番･駐在所の体制

両署に配置している交番・駐在所については、現在の体制を維持する。

なお、後述する「交番・駐在所等の施設整備の在り方」のとおり、将来的な人口趨勢や治安情勢の変化等を考慮し、地域の実情に応じた体制や管轄区域となるよう、その在り方について引き続き検討する。

第４　統合の実施時期

平成30年４月に両署を統合し、運用を開始する。

なお、統合後の警察署の名称については、住民等の意見を集約した上で決定する。

【徳島西署と石井署の配置図】



Ⅴ 署の更なる再編整備
～ 阿南署・那賀署の統合 ～

阿南署及び那賀署の統合

平成32年度をめどに統合

コンセプト

- 初動捜査体制の強化
- 県南部地域における災害対処能力の強化

阿南署

警察官	74人
交番	1か所
駐在所	13か所
管内面積	279.24㎢
管内人口	72,485人



那賀署

警察官	26人
駐在所	4か所
管内面積	694.98㎢
管内人口	8,227人



※ 警察官数及び管内人口は
平成28年4月1日現在

警察官　１００人規模
- 交番 … 1か所、駐在所 … 17か所
- 管内面積 … 974.22㎢
- 管内人口 … 80,712人

阿南署庁舎
- 本署機能の集約

那賀署庁舎（災害時の活動支援拠点）

＋
- 災害装備資機材等の充実
- 駐在所の体制維持
- 窓口業務の在り方について

第１　対象署の現状

阿南署については、事件・事故ともに減少基調にあるが、処理に長時間を要する検視取扱件数の負担率は県下13署中第２位と高く、夜間・休日における捜査員の緊急招集が常態化している。

一方、那賀署については、事件・事故に対する負担率は低いものの、署員数が県下で一番少ないことから、夜間・休日の事案に対しては、待機している署員を緊急に招集して対応するなど、小規模署固有の問題を抱えている。

そこで、両署を統合の上、組織体制を強化し、管内の治安対策に万全を期すこととした。

【各事案別負担率（平成25年から平成27年までの３年平均）】

	阿南署			那賀署		
	件数	負担率	順位	件数	負担率	順位
刑法犯認知件数	334.7	4.5	8	31.7	1.2	13
110番受理件数	3451.7	46.6	8	191.7	7.4	13
物件事故発生件数	2256.0	77.8	3	203.3	16.9	13
人身事故発生件数	279.0	23.3	9	16.3	5.4	13
検視取扱件数	105.0	8.1	2	16.3	4.1	12
DV・ストーカー認知件数	46.7	7.8	4	3.7	1.8	13
児童虐待取扱件数	7.7	1.3	12	1.7	0.8	13
遺失・拾得物受理件数	3764.7	1254.9	8	186.7	93.3	13
警察相談受理件数	1592.3	19.7	3	258.7	8.6	13
警察官数	74			26		

警察官数は平成28年４月１日現在

負担率は、各事案取扱部門の警察官数から算出

第2　コンセプト

統合により、警察官約100人規模の体制を構築し、以下の強化を図る。

1　初動捜査体制の強化

○　重要事件や事故が発生した際、多くの捜査員を運用することが可能となり、犯人の追跡や特定など、事件の早期解決につなげる

○　複数の事案が発生した場合においても、当直体制の強化、パトカー等の複数運用により、迅速・的確に対応することが可能となる

○　女性警察官を複数配置することで、性犯罪等の女性警察官による対応が必要な事案が発生した場合においても迅速・的確な対応が可能となる

2　県南部地域における災害対処能力の強化

南海トラフ巨大地震発生時、県南部地域の沿岸エリアに配置されている阿南署及び牟岐署の両庁舎は、津波等により罹災することが予想されているが、那賀署は、その影響を受けることがないことから、県南部地域沿岸エリアにおける救出救助活動の支援拠点としての役割を担う。

第3　統合後の運用

1　阿南署庁舎の運用

阿南署は、平成19年に建築された鉄筋コンクリート造３階建て、延べ面積4,630.77㎡の庁舎である。一方、那賀署は、昭和40年に建築（平成24年耐震化）された鉄筋コンクリート造２階建て、延べ面積693.36㎡の庁舎である。

阿南署が管轄する阿南市は、逮捕状等の令状請求や各種事件送致等の業務面で密接な関係にある地方裁判所や検察庁の各支部があるほか、阿南署庁舎は、被疑者を長期間留置させる機能を備えていることや、両署の庁舎全体の面積等に鑑み、統合後における基幹機能は阿南署に置くこととした。

2　那賀署庁舎の運用

那賀署庁舎についても、災害の発生等、治安上の不安要因もあることから、引き続き、24時間体制で警察官を配置した上、次の警察機能を持たせることとした。

(1)　県南部地域における災害時の活動支援拠点

近い将来、高い確率で発生が予想されている南海トラフ巨大地震等の災害に備え、那賀署庁舎を県南部地域沿岸エリアにおける救出救助活動の支援拠点として、災害装備資機材等の充実を図る。

(2)　窓口業務の在り方について

統合までに、各業務ごとの窓口業務の在り方について検討を進めることとする。なお、現在、窓口の集約化と「更新センター」の設置について検討を進めているが、これに併せて「出張型の運転免許更新手続」等、持続可能な新たな行政サービスについても検討を進める。

３　駐在所の体制

那賀署管内に配置している駐在所については、現在の体制を維持する。

なお、阿南署管内の駐在所については、後述する「交番・駐在所等の施設整備の在り方」のとおり、将来的な人口趨勢や治安情勢の変化等を考慮し、地域の実情に応じた体制や管轄区域となるよう、その在り方について引き続き検討する。

第４　統合の実施時期

平成32年度をめどに両署を統合の上、運用を開始することとするが、体制等については、引き続き、検討する。

なお、統合後の警察署の名称については、住民等の意見を集約した上で決定する。

【県南部地域における警察署配置図】



Ⅵ 署の更なる再編整備
～ 牟岐署の体制の維持 ～

牟岐署は、県の最南端に位置し、高知県との県境となる海部郡全域を管轄しており、警察本部から約72km、阿南署から約50km、那賀署から約43kmの位置にある。

徳島県全域が、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第３条に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている中、海部郡は同法第10条の「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」にも指定されているなど、牟岐署は、有事における救出救助の最前線活動拠点として重要な役割を担うこととなる。また、現在、移転整備を進めている県立海部病院は、「先端災害医療拠点」として、災害時の機能の充実・強化を図る計画があり、同病院や地元自治体と連動した活動を深める必要がある。

そこで、牟岐署にあっては、引き続き、現在の体制を維持することとし、県本部や各警察署との連携を深めることにより、各種事案や災害等に対する対処能力を強化することとする。

なお、牟岐署庁舎は耐震化が完了しており、非常用発電装置等の整備等、防災機能強化対策も完了している。

【各事案別負担率（平成25年から平成27年の３年平均）】

刑法犯認知件数	件数	91.3	DV・ｽﾄｰｶｰ認知件数	件数	13.3
	負担率	2.3		負担率	4.4
	順位	12		順位	11
110番受理件数	件数	670.7	児童虐待取扱件数	件数	4.0
	負担率	17.2		負担率	1.3
	順位	12		順位	11
物件事故発生件数	件数	471.7	遺失・拾得物受理件数	件数	1755.3
	負担率	24.8		負担率	877.7
	順位	12		順位	11
人身事故発生件数	件数	54.3	警察相談受理件数	件数	493.3
	負担率	10.9		負担率	11.2
	順位	12		順位	12
検視取扱件数	件数	41.7	警察官数		39
	負担率	6.9	警察官数は平成28年４月１日現在		
	順位	7	負担率は、各事案取扱部門の警察官数から算出		

【牟岐署の位置図】



※　距離は道路上の距離

Ⅷ 署の更なる再編整備
～ 管轄区域の見直し ～

徳島北署は板野郡北島町に所在し、徳島市川内町・応神町及び板野郡松茂町・北島町を管轄している。

防犯・交通安全等の各種行政施策を進める上では、警察署の管轄区域と自治体の行政区域が同一であることが望ましいが、徳島市及びその周辺地域の５署は、吉野川を挟む形で設置されており、同河川の橋梁付近は、平日の通勤時間帯を中心に慢性的な交通渋滞が発生するなど、パトカー等による現場臨場時間の予測がし難いことや、警察署の位置、距離等も踏まえ、徳島市川内町・応神町は、これまで同様、徳島北署（統合署）の管轄区域にすることとした。

なお、引き続き、道路の整備状況や治安情勢等を踏まえ、管轄区域の見直しを検討していくこととする。

川内町の徳島北署・徳島東署の位置関係



応神町の徳島北署・徳島西署の位置関係



○ … 警察署周辺5km 圏内

Ⅷ 署の更なる再編整備
～ 署の統合に伴う補完措置 ～

第１　緊急配備支援システムの増設

県警察においては、広域・スピード化する犯罪に対応するため、平成17年度から「緊急配備支援システム」を導入し、犯人の早期検挙や円滑な交通流の確保につなげている。

平成29年度予算案には、警察署の再編等を踏まえ、同システムを拡充するための経費を盛り込んでいる。

第２　通信指令システムの機能強化

警察本部内に整備している「通信指令システム」により、県内の110番通報は一元管理され、警ら用パトカーや警察官の早期現場臨場に寄与している。

今後、更なる事件・事故や災害への迅速・的確な対応はもとより、行方不明者の捜索活動等にも的確に対応できるよう、スマートフォンやタブレット等を活用した画像情報の配信など、システムの高度化に向けた検討を進める。

第３　防犯カメラの整備推進

防犯カメラについては、犯罪の防止や犯人の早期検挙等に極めて有効であり、これまでも民間事業者等に対して設置を促すなど、その普及・促進に努めてきたところである。

県警察においても、国からの交付金を活用するなどして、徳島市内を中心に整備しているが、引き続き、公益団体からの寄附等を活用して、通学路を中心に整備を進める。

第４　移動訪問型の情報発信活動の強化

県警察においては、平成28年９月から、ラッピングバス「ふれ愛（あい）こだま号」を活用した移動訪問型の情報発信活動を開始したところである。

今後、更なる活動の拡大に向けた取組を進めるため、広報用資機材等の整備を行い、中山間地域等への情報発信力を高める。

Ⅸ 交番・駐在所等の施設整備の在り方

交番・駐在所施設の現状

○　県下の交番・駐在所のうち、約４割が築後30年以上経過

社会・治安情勢等の変化への対応及び施設整備手法の検討

○　交番の大型化や駐在所の交番化等の検討
○　「通い型交番」等、新たな活動形態の導入
○　「テナント方式」等、新たな整備手法の導入

今後の具体的整備方針

○　民間活力を導入した駐在所の一括整備
○　リフォームによる施設の長寿命化
○　都市部における交番等の統合・大型化
○　自治体の施設を活用した交番等の整備
○　大型商業施設内への「警察官立寄所」の設置
○　女性警察官が働きやすい交番等の整備

将来的な在り方の見直し

○　将来的な人口趨勢や治安情勢の変化等を考慮し、
　　地域の実情に応じた体制や管轄区域となるよう、
　　在り方について検討

第１　交番・駐在所施設の現状

交番・駐在所は、地域警察官の活動の拠点であるほか、地域住民による防犯パトロールなど自主防犯活動の拠点や会合等のコミュニティの場としても活用されているが、これら施設の約４割が築後30年を超えており、旧耐震基準で整備された施設も多い。

また、駐在所は勤務員のみならず、その家族も居住する施設であり、居住環境の改善・災害時の安全確保の観点からも、老朽化している施設を建て替える必要性は高い。

一方、いわゆる高度成長期に集中的に整備した駐在所等が更新時期を迎えており、これまでも年１、２か所の建替整備、リフォーム、統廃合等を進めてきたところであるが、整備が追いついておらず、抜本的な解決策が求められている。

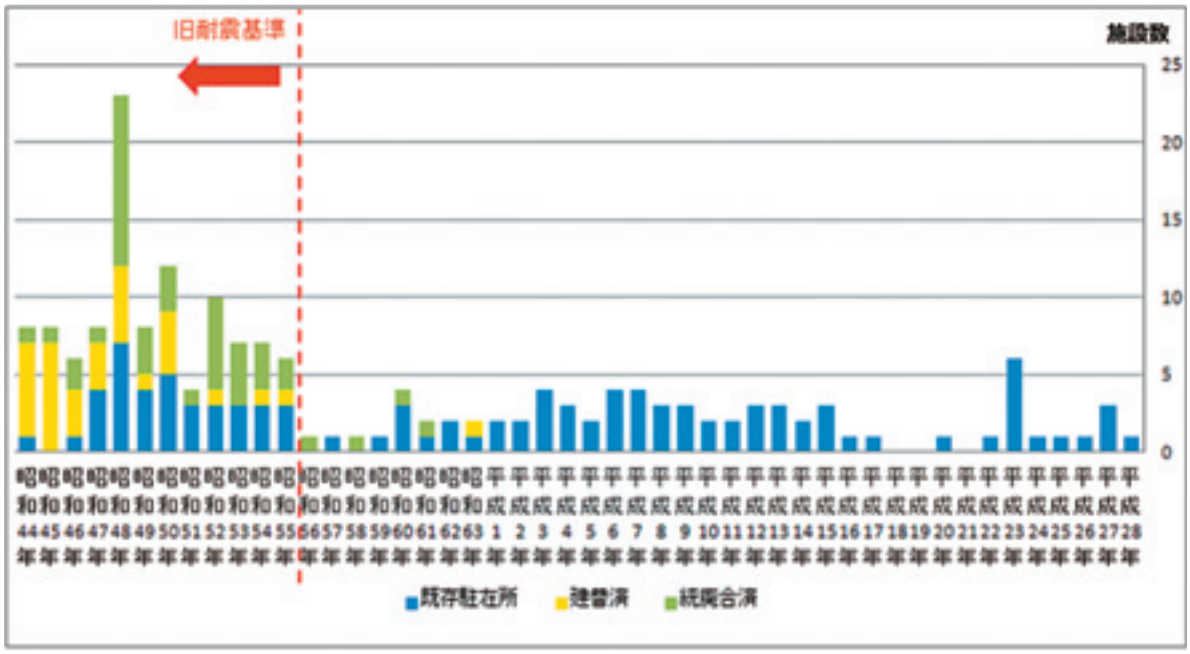
	交番	駐在所等
築３０年未満	19か所	63か所
築３０年以上	７か所	44か所
合計	26か所	107か所

※ H28. 4現在、駐在所等には検問所、警備派出所を含む。



牟岐署大里駐在所（築39年）

駐在所の年次別建築施設数

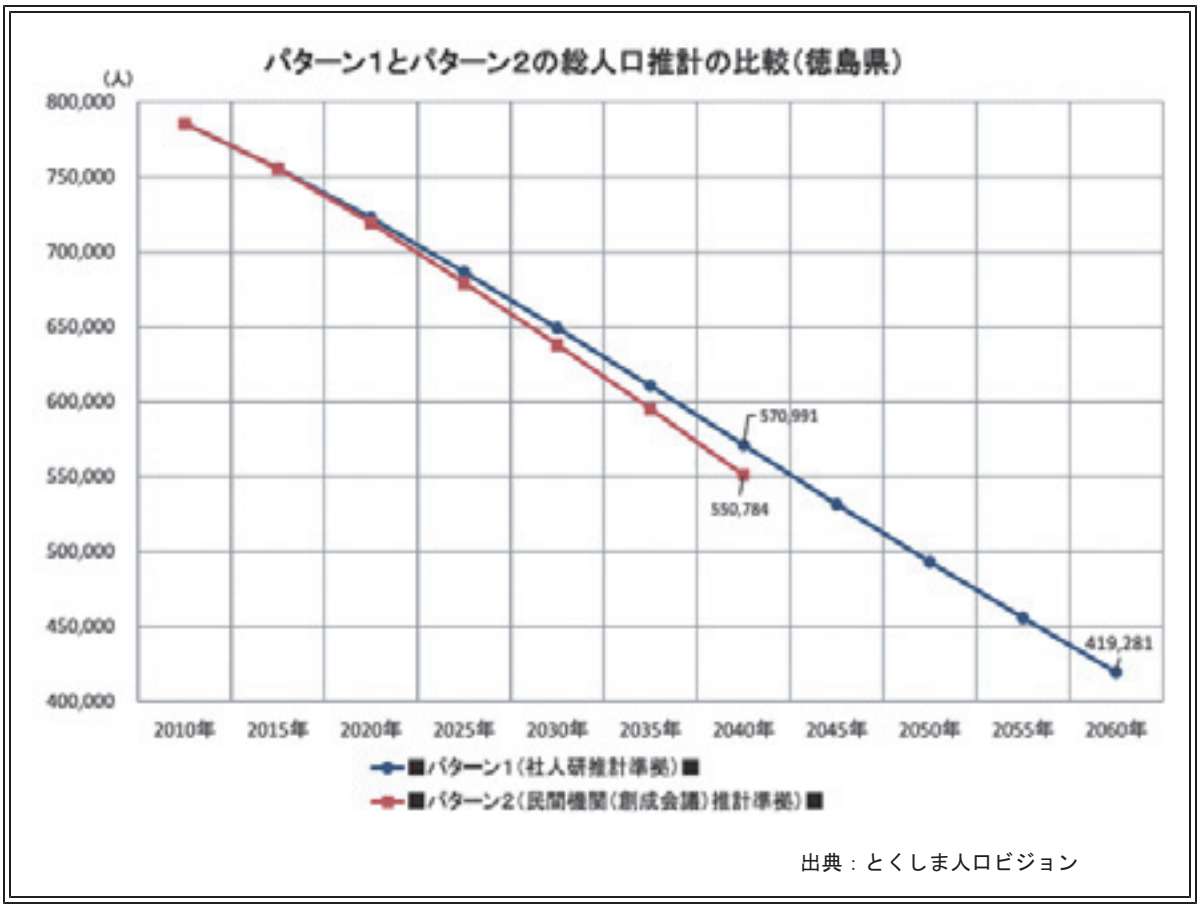


○　昭和48年前後に集中的に整備された施設が更新時期を迎えている
○　現状のままでは、更なる老朽化や将来的な修繕費の増加が懸念
○　新たな手法による老朽施設の一括整備や施設の長寿命化に向けた取組が必要

第２　社会・治安情勢等の変化への対応及び施設整備手法の検討

人口の推移、新設道路の供用、大型商業施設の出店など管内情勢の変化に伴い、地域警察官に求められるニーズが大きく変容しており、各交番・駐在所ごとの業務負担の格差も拡大している。

こうした課題の解決に向けては、都市部における交番等の統合による大型化や駐在所の交番化、さらには「通い型交番」、「警察官立寄所」の設置など、地域・治安情勢に合わせた新たな形態の地域警察活動を検討する必要がある。



出典：とくしま人口ビジョン

また、老朽化の進行した施設の整備に関しては、

○　早期に整備が必要な施設については、民間活力による一括整備

○　リフォームなど長寿命化に向けた取組

○　自治体施設や店舗等を活用した「テナント方式」や、自治体等が管理する「空き家」の活用

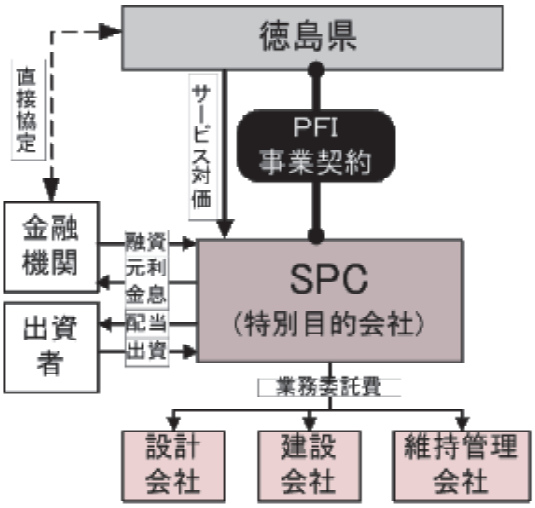
を検討するなど、新たな手法による整備や施設の長寿命化を進めていく必要がある。

第３　今後の具体的整備方針

１　民間活力を導入した駐在所の一括整備

今年度、県警察が実施した「駐在所整備事業に係る民間活力導入可能性調査」においては、17か所の駐在所施設の整備を民間資金の活用により一括して行った場合、約26%のＶＦＭ（Value For Money）が発現するとの調査結果が得られており、従来手法と比較して、財政負担が軽減できることが認められた。

本調査結果を踏まえ、今後、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、いわゆるＰＦＩ（Private Finance Initiative）手法により老朽駐在所の一括整備を推進する。



ＰＦＩ事業スキーム図

なお、一括整備対象外の交番・駐在所についても、今後、施設の在り方を踏まえ、従来手法等による整備を進める。

２　リフォームによる施設の長寿命化

これまで交番・駐在所施設は、概ね築後30年を超えたものから順次整備を進めてきたが、一昨年、徳島県が策定した「徳島県公共施設等総合管理計画」においては、施設の長寿命化や予防保全型の修繕等を掲げており、こうした観点から劣化が進行する前の駐在所を対象として修繕・更新（リフォーム）を行い、施設の長寿命化を図る。


美馬署喜来駐在所リフォーム工事

３　都市部における交番等の統合・大型化

平成17年に策定した「警察署及び交番・駐在所の配置と管轄区域の見直し計画」においては、徳島市秋田町等の歓楽街への対応や阿波踊りにおける雑踏警備対策を強化する観点から、徳島東署の「新町・秋田町」両交番等を統合し、大型交番を整備する計画を盛り込んでいたところである。

上記の２交番は、いずれも築後40年以上が経過し、老朽化が進んでいるほか、両交番の位置関係は直線で約１kmと近接しており、初動活動に問題がないことや統合により多くの勤務員による活動が可能になるというメリットなどを考慮し、地域住民の御理解を踏まえ、両交番の中心となる適地に「テナント方式」の交番施設を新設の上、統合する。

４　自治体の施設を活用した交番等の整備

美馬署の「脇駐在所」は、築後40年以上が経過して老朽化が進んでいることから、早急に施設整備の検討を行う必要があるが、商業地区及び観光地区への近接性や他の行政機関との連携を考慮し、現駐在所を廃止した上で、美馬市が自治体施設として改修整備を進めている複合施設内に、新たな地域警察活動の拠点となる「通い型交番」を新設整備する。

このように、今後も、自治体と連携した整備手法について検討する。

５　大型商業施設内への警察官立寄所の設置

現在、徳島市内に大型商業施設が建設中であるが、開店後は、各種事件・事故の発生や交通渋滞等が予想されることから、同施設内に県内初の「警察官立寄所」を新設する。



岡山イオンモール警察官立寄所

６　女性警察官が働きやすい交番等の整備

県警察では、現在「徳島県警察女性警察官採用・登用拡大推進計画」に基づき、女性警察官の採用・登用の拡大を推進しており、今後、新たに整備する交番等には、女性用トイレや仮眠施設を整備する等、女性警察官が働きやすい職場環境づくりを推進する。

第４　将来的な在り方の見直し

このような新たな整備手法により､老朽化した交番・駐在所の整備を図りつつ、引き続き、将来的な人口趨勢や治安情勢の変化等を考慮し、各地域の実情に応じた体制や管轄区域となるよう、在り方について検討を進める。

X 職員宿舎の集約化と整備

宿舎整備の現状

○ 徳島市及び小松島市においてＰＦＩ的手法により整備が完了
～ 第１期宿舎整備計画による ～
○ 依然、半数以上の宿舎が築後３０年以上経過
○ 居住環境の悪化や修繕費用の増加が懸念

第2期宿舎整備計画の概要

○ 老朽化している宿舎の廃止・集約化を更に推進
○ 県南部地域及び県西部地域における宿舎整備を推進
○ 第１期計画の成果を踏まえ、ＰＦＩ的手法により整備を推進

宿舎集約化の推進

○ 第３期計画による老朽宿舎の廃止・集約化と整備

第１　宿舎整備の現状

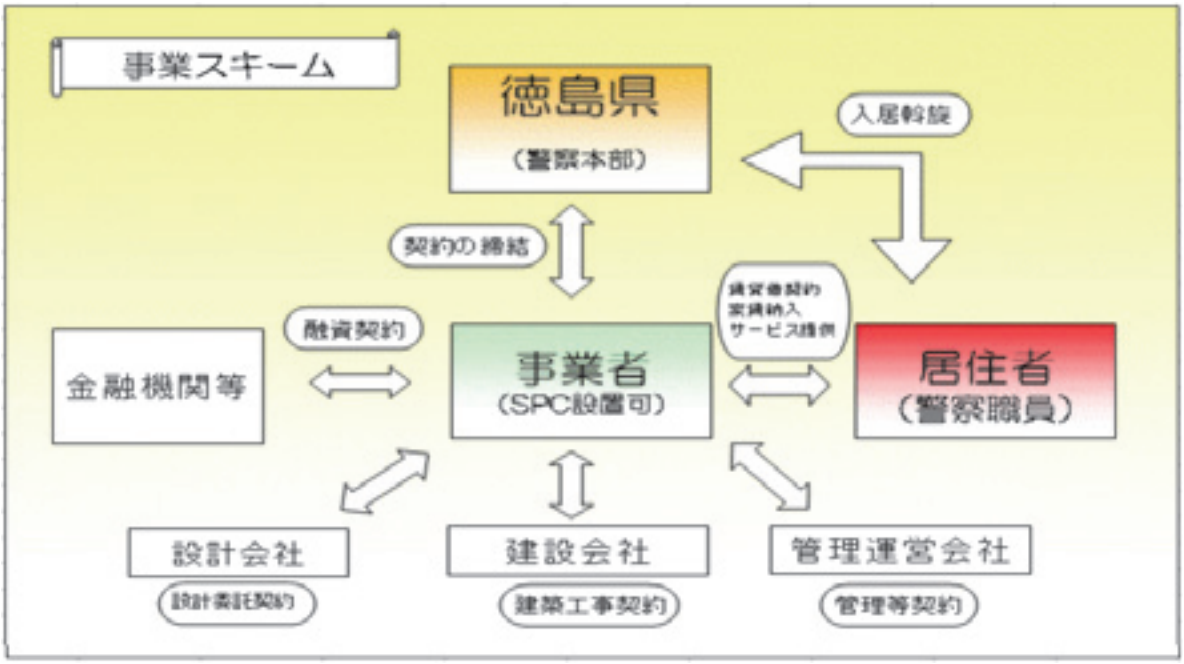
職員宿舎は、災害や重大事件等発生時の集団警戒力を確保する観点から、整備を行う必要性が高いものの、多額の経費を必要とすることなどから公費による整備は困難な状況である。そのため、「徳島県警察宿舎整備方針（第１期宿舎整備計画）」を策定し、徳島市及び小松島市の中から、老朽化の激しい宿舎を集約の上、民間資金を活用したＰＦＩ的手法により整備を進め、平成27年度末に事業を完了した。

第１期計画終了後、職員宿舎の総数は59棟566戸（76戸減）となったが、依然、築30年が経過した宿舎が半数以上あり、今後、居住環境の悪化や修繕費用の増加が懸念される。





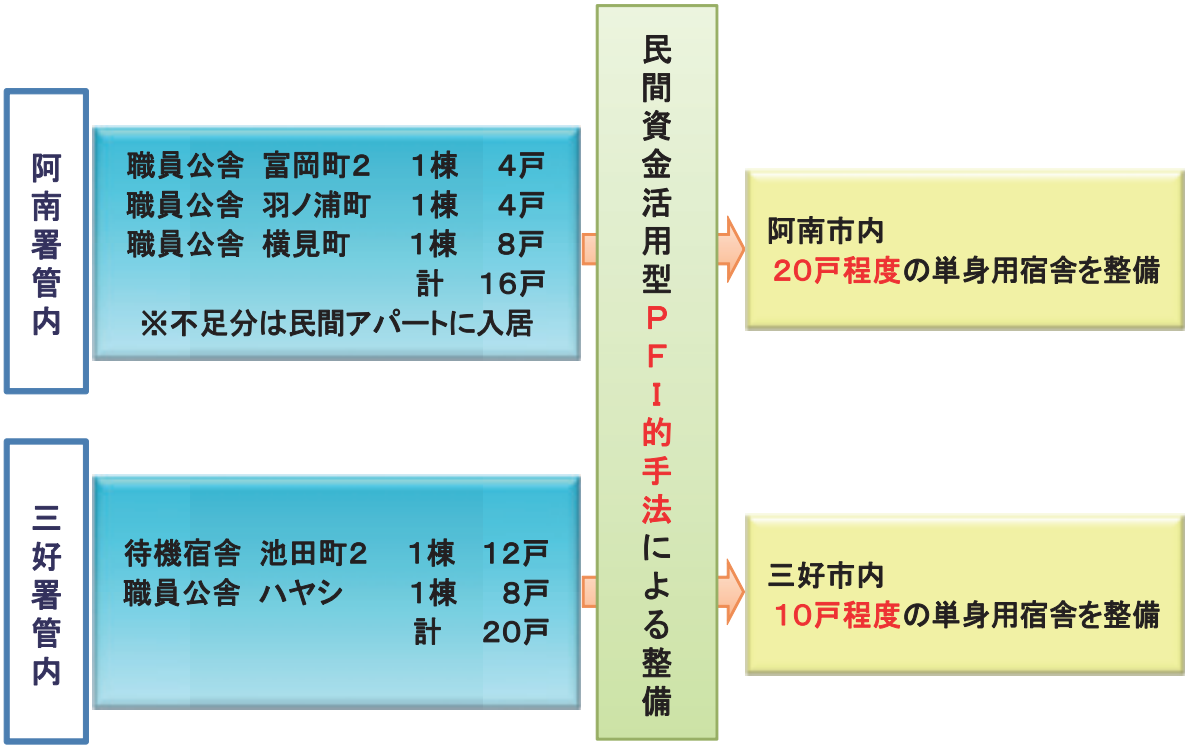
第１期宿舎整備計画により整備した宿舎（左：アルコバレーノ しらさぎ 右：ポルテラスつつみはな）



第２　第２期宿舎整備計画の概要

昨年、第１期計画の成果を踏まえ、「徳島県警察宿舎整備方針（第２期宿舎整備計画）」を策定し、更に老朽化している宿舎の廃止・集約化を図り、新たに宿舎整備を進めることとした。

第２期計画においては、施設の老朽化等が顕著である県南部地域（阿南署）及び県西部地域（三好署）における宿舎整備を進めていくこととした。なお、その手法については、第１期計画同様、県財政への負担を考慮し、ＰＦＩ的手法により進めている。



「第２期計画」の事業スケジュール（予定）

内　　容	日　　程
募集要項等の公表	平成28年11月１日
参加表明書の提出期限	平成28年11月25日
企画提案書の提出期限	平成29年１月20日
事業者の選定	平成29年３月
基本協定の締結	平成29年３月
県有財産無償貸付契約	平成29年５月
職員住宅の設計、敷地調査	平成29年５月～平成29年８月
職員住宅の建設	平成29年９月～平成30年２月
職員住宅の供用開始	平成30年３月
職員住宅の管理運営	平成30年３月～平成59年８月

第３　宿舎集約化の推進

第２期計画により県南部地域及び県西部地域での宿舎整備を推進しているが、整備後も多くの老朽宿舎が残り、これらを順次建て替えていくことは困難である。

また、宿舎の現状を見ると、民間アパートの充実や持ち家の増加などの理由により、その必要性が薄らいでいる状況も見られることから、入居者の増加が見込まれない宿舎については、引き続き、第３期計画を策定の上、廃止・集約化と整備を進める。

Ⅺ 更なる行政サービスの向上

運転免許人口の推移等

○　平成28年末現在、本県の運転免許人口は約52万７千人
○　県内人口の減少とともに運転免許人口も減少
○　将来にわたり持続可能な、新たな免許行政の在り方を検討

県民ニーズ　～「より近い場所」で「即日交付」を～

○　即日交付制度の拡充に伴い、運転免許センターでの更新者が増加
○　多くの県民が「より近い場所」での「即日交付」を希望

他県警察の状況

○　多くの都道府県警察において、更新センターを運用
○　全国の更新者の約８割が即日交付

更新センターの設置及び警察署窓口業務の集約

○　原則、警察署の運転免許更新窓口の集約化
○　県南部及び県西部の各方面に「更新センター」を設置
○　「機能の分散」にも配意した設置場所の選定
○　免許関係委託業務の抜本的な見直しを検討

運転免許更新の利便性向上に向けた新たなサービスの検討

○　山間地域の高齢者を対象とした「出張型運転免許更新手続」等の検討

運用開始時期

○　警察署の再編整備や委託事務の見直し等を踏まえ決定

運転免許行政は、県民に一番身近な警察事務であり、更新免許の即日交付の拡充等、様々な要望が寄せられている。

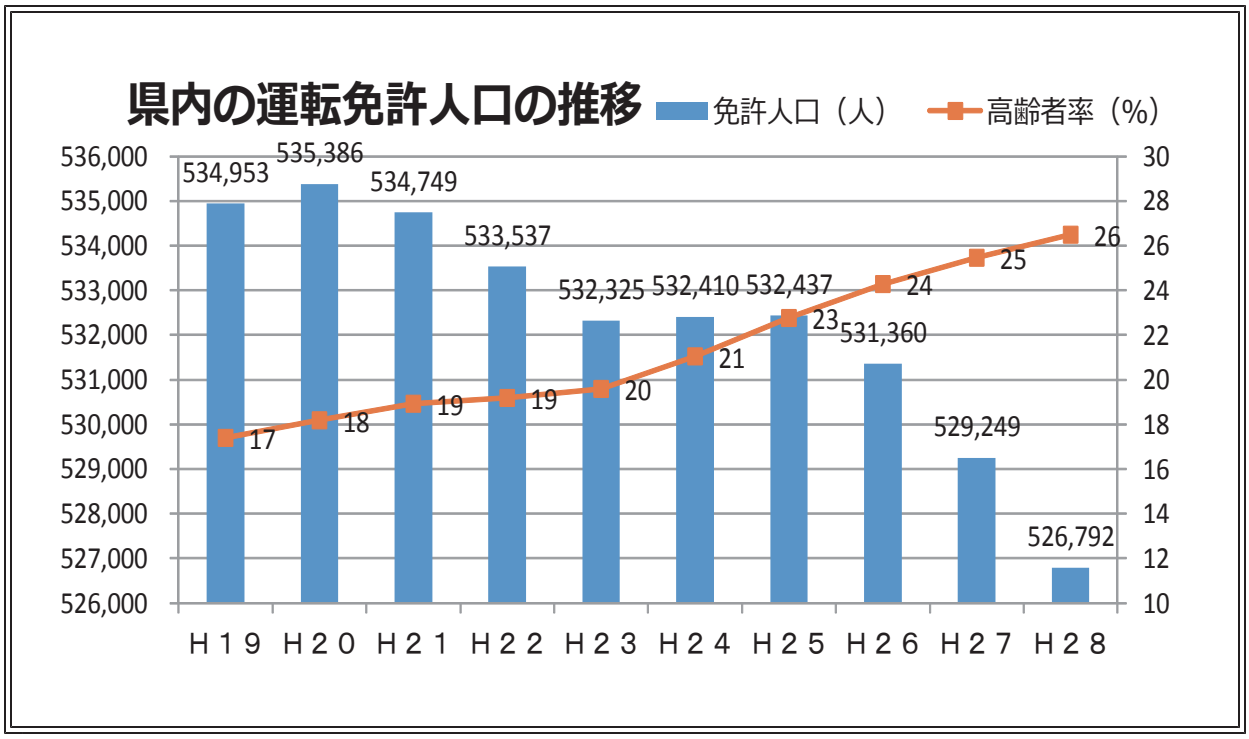
県警察としても限られた体制の下、こうしたニーズに応えるためには、運転免許人口の推移や各地域の状況等を踏まえ、将来にわたり持続可能な形でサービスが提供できる制度を構築する必要がある。

第１　運転免許人口の推移等

平成28年末現在、本県の運転免許人口は約52万７千人である。

過去10年間の推移を見ると、運転免許人口は減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者の占める割合は年々増加している。また、過去10年間の推移を地域別に見ると、徳島市及びその周辺においては増加しているものの、その他の自治体等では減少基調となっている。

今後、県内人口の減少や高齢化率の進展が予想される中、こうした傾向がますます顕著になるものと考えられるが、県民のニーズに応え、県下全域において持続可能な形で同一水準のサービスを提供するためには、新たな免許行政の在り方について検討する必要がある。



＜過去10年間の運転免許人口の増減一覧（県内）＞

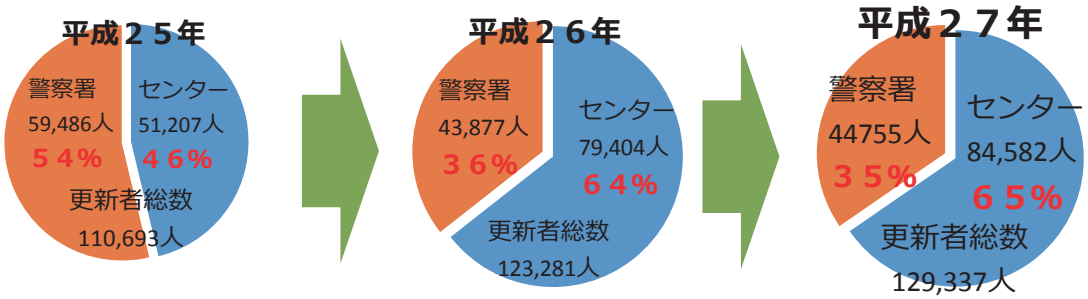
警察署	管轄区分	平成19年（人）	平成28年（人）	増減（人）	率（%）
徳島東	徳島市の一部	98,292	99,278	986	1.0
	佐那河内村	2,092	1,829	−263	−12.6
徳島西	徳島市の一部	57,005	58,577	1,572	2.8
徳島北	徳島市の一部	15,476	15,780	304	2.0
	松茂町	10,050	10,757	707	7.0
	北島町	14,829	16,162	1,333	9.0
鳴　門	鳴門市	42,016	41,114	−902	−2.1
小松島	小松島市	28,376	27,411	−965	−3.4
	勝浦町	4,476	3,957	−519	−11.6
	上勝町	1,289	1,119	−170	−13.2
阿　南	阿南市	53,431	52,592	−839	−1.6
那　賀	那賀町	7,278	6,082	−1,196	−16.4
牟　岐	牟岐町	3,158	2,795	−363	−11.5
	美波町	4,972	4,463	−509	−10.2
	海陽町	7,174	6,447	−727	−10.1
板　野	藍住町	22,890	24,747	1,857	8.1
	板野町	9,738	9,602	−136	−1.4
	上板町	9,282	8,877	−405	−4.4
石　井	石井町	18,045	18,334	289	1.6
	神山町	4,654	3,898	−756	−16.2
阿波吉野川	吉野川市	30,205	29,312	−893	−3.0
	阿波市	29,478	28,172	−1,306	−4.4
美　馬	美馬市	22,679	20,993	−1,686	−7.4
	つるぎ町	7,310	6,311	−999	−13.7
	東みよし町の一部	62	44	−18	−29.0
三　好	三好市	20,398	18,071	−2,327	−11.4
	東みよし町の一部	10,298	10,068	−230	−2.2
合　計		534,953	526,792	−8,161	−1.5

第２　県民ニーズ ～「より近い場所」で「即日交付」を～

平成26年１月、運転免許センターの移転・供用に併せて、住所地や交通違反歴に関係なく更新免許の即日交付が受けられるよう、即日交付制度の拡充等を図った結果、同センターでの更新者数が前年比で約55%増加する一方、各警察署窓口での更新者数は約26%減少し、この傾向は現在も続いている。

そこで、平成27年６月、同センターの利用者や警察署窓口で更新手続をした約3,500人を対象にアンケート調査を実施したところ、「より近い場所」での「即日交付」を望む意見が多く寄せられた。

【免許更新者の窓口利用状況】



※ H26.1 運転免許センターの松茂町移転・供用開始

【県民アンケート調査結果】

★　オープンとくしまｅーモニターアンケート　190人

県民から選考したモニターを対象に、主にインターネットを活用し、県政アンケートを実施する広聴制度。

○　次回更新時に運転免許センターを利用するか

・はい（75%）　　・いいえ（25%）

▽　利用したい理由（複数回答可）

・更新手続が１度（半日程度）で済むから　63%
・日曜更新もできるから　51%
・運転免許センター（松茂町）まで比較的近いから　24%

▽　利用しない理由（複数回答可）

・運転免許センター（松茂町）まで遠いから　88%
・平日に警察署に２回赴くことに支障がないから　17%

○　運転免許センターが自宅からどれくらいであれば利用するか

・30分以内（63%）　・１時間以内（27%）　・２時間以内（６%）

★　警察署更新者　3,340人

○　警察署での更新で不便を感じること（複数回答可）

・警察署に２回行く必要がある　35%
・平日しか手続できない　28%

○　今回、運転免許センターを利用しなかった理由（複数回答可）

・運転免許センター（松茂町）まで遠いから　80%
・更新で、平日に警察署に２回赴くことに支障がないから　９%

○　運転免許センターが自宅からどれくらいであれば利用するか

・30分以内（66%）　・１時間以内（21%）　・２時間以内（８%）

第３　他県警察の状況

全国警察の状況を見ると、46都府県警察及び北海道警察５方面本部のうち、26都府県警察及び２方面本部で、運転免許センター以外に更新免許の即日交付が可能な更新センターが設置されており、全国の更新者のうち年間約８割の方が即日交付サービスの提供を受けている状況である。

【他県の導入事例（地域の再活性化につながる整備）】

福岡県警察では、運転免許センターのほかに、優良講習対象者及び高齢者講習受講者を対象として、即日交付が可能な「ゴールド免許センター」を２か所（福岡市中央区渡辺通・北九州市八幡西区黒崎）に整備している。

平成21年10月に運用を開始した「渡辺通ゴールド免許センター」は、福岡市が「渡辺通地区第一種市街地再開発事業」として整備した商業ビル内に設置されている。平成27年中は、約12万人が免許更新で訪れるなど、センターの整備が地域の活性化にもつながっている。



渡辺通ゴールド免許センターが入居する商業ビル



同センターの状況

【更新センターの設置状況（全国）】

区　　分	運転免許センターのみ設置	更新センターを併設			
			１か所	２か所	３か所以上
都道府県数	２３	２８	１１	８	９
全体に占める割合	約４５％	約５５％	約２２％	約１６％	約１８％

【即日交付の利用率】

○　全国平均　　78.4%
　　最高　100.0%（４県）
　　最低　42.1%
○　四国平均　　74.2%
　　徳島 … 65.4%
　　香川 … 91.2%（更新センター３か所）
　　愛媛 … 70.5%
　　高知 … 67.4%

第４　更新センターの設置及び警察署窓口業務の集約

県内における運転免許人口等の状況を踏まえ、県南部及び県西部の各方面に、運転免許の即日交付など、更新手続を可能とする「更新センター」を設置する。

１　更新センターの整備に向けた検討

(1)　整備手法

更新センターの設置に関しては、警察庁舎のほか、自治体の行政庁舎など、既存ストックの活用も視野に入れ、可能な限り財政負担をかけない整備方法を検討する。

(2)　設置場所の選定

更新センターの設置場所は、「県民の利便性が高いこと」、「地元自治体の協力が得られること」などを前提条件として、運転免許人口の状況や地勢、道路環境等を考慮するとともに、運転免許行政のみならず、他の警察機能と一体となった運用が可能となる場所を選定する。

なお、場所の選定に当たっては、警察署の位置等を踏まえ、特定の地域に警察機能が集中することのないよう、「機能の分散」についても配意する。

(3)　その他の機能

更新センターの整備に際しては、「治安や防災対策上の機能も持たせるべき」との意見・要望が寄せられていることに鑑み、免許行政のみならず、他の警察活動との一体運用や防災活動の拠点としての活用も検討する。

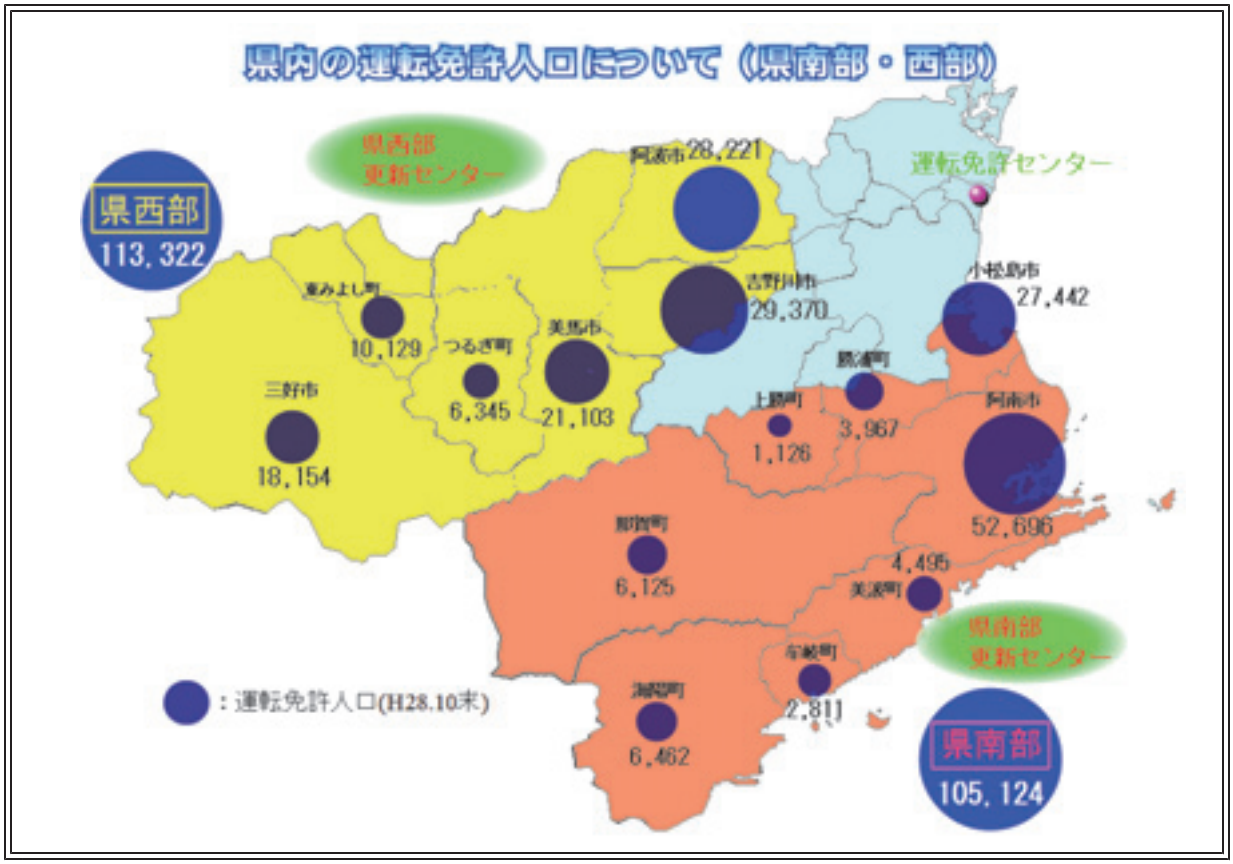
２　更新センターにおいて行う業務

他県において運用している更新センターでは、違反歴等のない優良運転者や高齢者講習を受講済みの運転者を対象とするなど、対象となる更新者を限定する形で運用がなされており、本県においても、今後、施設の規模や従事する職員数等を踏まえて、更新種別や対象者などについて検討を進める。

３　機能の集約化

現在、運転免許センターのほか、県下11か所（９警察署及び２庁舎）の窓口において運転免許更新手続を実施しているが、原則として警察署等の窓口を集約して更新センターの整備を図る。

なお、「運転免許証作成・更新」、「更新時講習」等の委託事務について見直しを進める。



第５　運転免許更新の利便性向上に向けた新たなサービスの検討

更新センター設置後も、高齢運転者には負担がかかる可能性も認められることから、そのフォローアップとして、自治体や自動車教習所等との連携により、「出張型運転免許更新手続」などの可能性や手法等について、新たな行政サービスの構築に向けた検討を進める。

※先行導入例
徳島県警察高齢者対策チーム
情報発信活動用車両
『ふれ愛こだま号』





「ふれ愛こだま号」を活用し、
「出張型」交通安全教育等の
情報発信活動を実施

第６　運用開始時期

更新センター等の運用開始時期については、警察署の再編整備や更新センターの設置場所の選定状況、委託事務の見直し、及び免許作成システムの契約関係などを踏まえ決定する。

資　料　編

＜ 資料編目次 ＞

徳島県警察運営総合企画委員会開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・資１

関係町議会への説明状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資２

組織体制の見直し等の「大綱方針」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資３

統合後の警察署管轄図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資７

統計資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資９

阿波吉野川警察署・美馬警察署の統合成果・・・・・・・・・・・・・・・資１３

警察署及び交番・駐在所の配置と管轄区域の見直し計画（平成17年計画）・・資１９

徳島県公共施設等総合管理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資２１

県議会答弁（本会議）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資２３

平成27年12月定例会（山西国朗議員）・・・・・・・・・・・・・・・・資２４

平成28年２月定例会（木南征美議員）・・・・・・・・・・・・・・・・資２６

平成28年９月定例会（丸若祐二議員）・・・・・・・・・・・・・・・・資２８

（眞貝浩司議員）・・・・・・・・・・・・・・・・資２９

委員会答弁（総務委員会）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資３１

平成27年９月定例会（藤田元治議員）・・・・・・・・・・・・・・・・資３２

（岸本泰治議員）・・・・・・・・・・・・・・・・資３４

平成27年12月定例会（藤田元治議員）・・・・・・・・・・・・・・・・資３７

（岸本泰治議員）・・・・・・・・・・・・・・・・資３９

平成28年２月定例会（委員会資料説明）・・・・・・・・・・・・・・・・資４３

（藤田元治議員）・・・・・・・・・・・・・・・・資４５

（中山俊雄議員）・・・・・・・・・・・・・・・・資４９

（眞貝浩司議員）・・・・・・・・・・・・・・・・資５１

（岸本泰治議員）・・・・・・・・・・・・・・・・資５３

平成28年９月定例会（高井美穂議員）・・・・・・・・・・・・・・・・資５７

平成28年11月定例会（古川広志議員）・・・・・・・・・・・・・・・・資６０

（樫本孝議員）・・・・・・・・・・・・・・・・資６１

徳島県警察運営総合企画委員会開催状況

開　催　日	議　　題
平成23年８月18日	○徳島県警察宿舎整備方針「第１期宿舎整備計画」（案）について
平成26年７月２日	○今後の組織体制の在り方の検討開始について
平成26年10月15日	○西部４署統合に係る効果の中間報告について
平成27年１月21日	○部内アンケート（警察署における勤務環境等と県警察の組織体制の在り方）の結果について ○西部４署統合に係る効果の検証について ○未来の徳島県警察を創造するプロジェクトチームからの組織の在り方に関する意見について
平成27年３月４日	○組織の在り方に関する各種構想・計画等策定推進体制等について （「徳島東署整備」、「新たな警察署再編整備」、「交通行政の運営改善検討」に向けた推進体制等）
平成28年１月８日	○組織体制の見直し等の大綱方針（案）について
平成28年３月16日	○徳島県警察宿舎整備方針「第２期宿舎整備計画」（案）について
平成28年８月17日	○所属別配置基準等の見直し等の実施について
平成28年９月28日	○徳島東署庁舎整備等事業実施方針について ○「横見町」及び「池田町」警察職員住宅（仮称）の整備事業概要及びスケジュールについて
平成28年11月16日	○署の更なる再編整備について
平成29年１月18日	○警察署再編整備等総合計画（案）の概要について
平成29年３月22日	○警察署再編整備等総合計画の決定について

関係町議会への説明状況

実施年月日	町　議　会
平成28年３月３日	上　板　町　議　会
平成28年３月４日	板　野　町　議　会
平成28年３月７日	石　井　町　議　会
	神　山　町　議　会
平成28年３月15日	松　茂　町　議　会
平成28年３月16日	北　島　町　議　会
平成28年３月23日	藍　住　町　議　会
平成28年10月17日	板　野　町　議　会
平成28年11月４日	那　賀　町　議　会
平成28年11月28日	藍　住　町　議　会
平成28年12月８日	上　板　町　議　会
平成29年３月２日	石　井　町　議　会
平成29年３月３日	松　茂　町　議　会
	板　野　町　議　会
平成29年３月６日	藍　住　町　議　会
	神　山　町　議　会
平成29年３月７日	上　板　町　議　会
平成29年３月15日	北　島　町　議　会
平成29年３月17日	那　賀　町　議　会

組織体制の見直し等の「大綱方針」

平成28年４月１日
徳島県警察本部

組織体制の見直し等の「大綱方針」

県警察においては、地域や社会情勢の変化に伴い大きく変化する治安情勢やサイバー犯罪等をはじめとする治安上の新たな脅威への対応、職員のワークライフバランスの実現等、時代の要請に応じた組織運営を行うとともに、更なる行政サービスの向上を図るため、概ね10年間の中長期的計画として、今後の組織の在り方や、これに密接に関連する警察施設の整備等を盛り込んだ組織体制の見直し等の「大綱方針」を策定した。

今後、この方針に基づき、実施時期や内容などを盛り込んだ具体的計画を策定した上、実現に向けた取組を進める。

第１　署の更なる再編整備

署の職員が50人以下のいわゆる小規模署は、夜間・休日の体制が脆弱であり、事件・事故発生時は捜査員等を緊急呼出しするなどして対応しているところであり、迅速に対応することが困難なケースが生じている。また、本署勤務員の不足を補うため駐在所勤務員の本署勤務が常態化するなど、治安対策はもとより、組織運営においても多くの課題を抱えている。そのほか、徳島市及びその周辺における吉野川北岸地域は、管内人口の増加や大規模店舗の出店等により、管内の治安情勢が大きく変化していることから、これまで、これら地域を管轄する署においては、可能な限り警察官を増員配置してきたものの、各種事案に対して、なおも対応し難い状況が生じている。

そこで、限られた県警察の人的資源の中で、これら署が抱える課題の解決と管内治安の一層の維持向上を目的として、組織体制の見直し等を行う。

１　更なる組織体制の見直し

(1)　職員の配置基準の見直し

県本部各課、各執行隊及び各署の警察官及び一般職員の配置基準を見直し、県下全体の治安情勢に応じた組織体制を構築する。

(2)　パトカー等による機動力の強化

宿直員やパトカーを増強して、夜間・休日における機動力の強化を図り、事案発生時における警察力の大量投入による事件の早期解決等を図る。

(3)　交通事故捜査、検視等の体制の強化

取扱件数が多く、事案処理に多大な時間と捜査力を要する交通事故捜査、検視等、負担の大きい部門や係の体制強化を図る。

2　署の更なる統合及び管轄区域の見直し

徳島東署庁舎移転を踏まえ、徳島市及びその周辺地域に所在する署の統合や管轄区域の見直しにより組織体制を強化することとし、その対象は、徳島東署、徳島西署、徳島北署、板野署及び石井署とする。

なお、引き続き残る小規模署等についても、署の統合等について検討する。

第２　交番・駐在所等の施設整備の在り方

交番・駐在所等の多くの施設は、経年による老朽化が顕著であることから、地域の情勢を踏まえ、交番・駐在所の在り方の検討を行うとともに、新たな視点により施設の整備等を進める。

1　地域情勢等を踏まえた駐在所等の在り方の検討

(1)　交番・駐在所機能の在り方の検討

事件、事故その他の警察事象の発生状況や道路事情などの地域情勢を踏まえ、都市部における交番機能の強化や駐在所機能の在り方の検討を進める。

(2)　「通い型駐在所」等の運用と女性警察官の職域拡大への対応

「通い型駐在所」や「移動型駐在所」等の検討のほか、今後、増員を予定している女性警察官の職域拡大に向け、警察施設への女性用トイレ、仮眠室等の整備を進め、職場環境の改善を図る。

2　老朽施設に対する対応

(1)　民間資金を活用した一括整備

治安情勢や施設の現況等を踏まえ、いわゆるＰＦＩ手法を活用して駐在所を一括整備する。また、職員宿舎等についても集約・整備を進め、老朽施設の解消を図る。

(2)　「空き店舗」及び「空き家」の活用とリフォームによる施設の長寿命化

市町村の施設や「空き店舗」等を活用した「テナント方式」や、自治体が管理する「空き家」の活用を検討するとともに、交番・駐在所の施設の現況に応じ、リフォーム等により長寿命化を図る。

第３　更なる行政サービスの向上

県民アンケートにおいて、より近い場所での更新運転免許証の即日交付を求める声が多いことから、「運転免許サブセンター」の設置等、更なる行政サービスの向上を図る。

１　県民のニーズを踏まえた対応

運転免許証の更新者数や道路事情等を踏まえ、県西部及び県南部における「運転免許サブセンター」の設置を検討する。

なお、整備に関しては、警察施設や自治体の施設を活用するなど、既存ストックの有効活用に努め、財政負担の軽減を図る。

２　免許関係委託業務等の見直し

更なる行政サービスの向上につなげるため、運転免許関係の委託業務等の在り方を見直す。

第４　実施時期

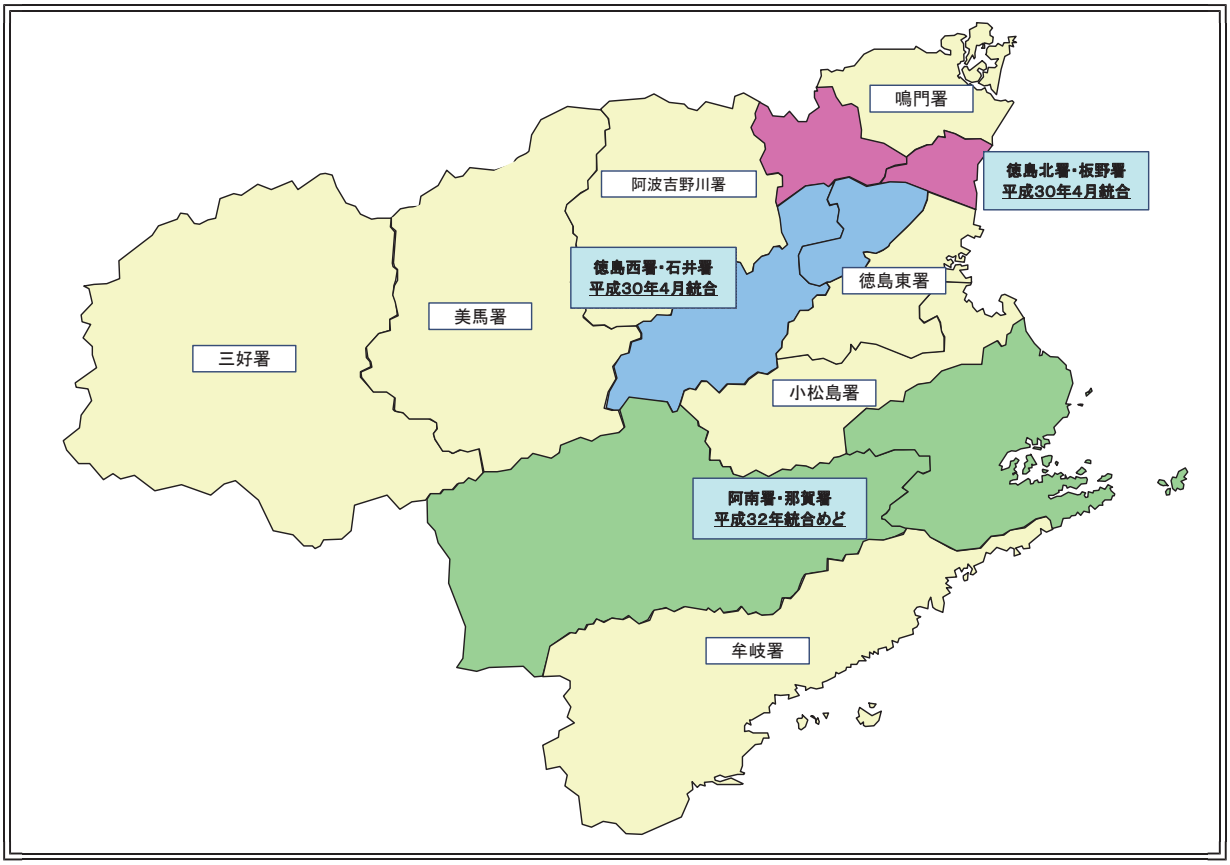
第１の署の更なる再編整備については、徳島東署新庁舎の整備着手を予定している平成30年春の実施に向け検討を進める。その他については、予算措置やシステム整備の状況等を踏まえ、その実施時期等を検討する。

第５　具体的計画の策定

第１の署の更なる再編整備に関しては、関係する自治体の長や町議会等から、本部長等に対して署の存続を求める「要望書」が提出されており、今後、これら意見を集約しつつ、実施時期や内容などを盛り込んだ具体的な計画を策定する。

統合後の警察署管轄図

統合後の警察署管轄図


鳴門署
阿波吉野川署
徳島北署・板野署
平成30年4月統合
徳島西署・石井署
平成30年4月統合
徳島東署
美馬署
三好署
小松島署
阿南署・那賀署
平成32年統合めど
牟岐署

統　計　資　料

統　計　資　料

○　各署取扱事案の推移（過去10年間）

刑法犯認知件数

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
徳島東署	2,464	2,452	2,137	2,097	1,850	1,656	1,553	1,274	1,228	1,197
徳島西署	1,030	1,044	913	926	819	787	718	570	459	466
徳島北署	663	638	546	563	518	575	552	451	486	319
鳴門署	612	618	510	541	485	486	444	423	379	273
小松島署	484	468	387	421	343	330	372	260	256	203
阿南署	678	630	643	510	605	326	325	294	385	352
那賀署	36	34	19	21	18	17	52	36	7	4
牟岐署	185	133	138	99	62	106	98	72	104	90
板野署	693	688	513	541	538	552	579	454	397	373
石井署	380	323	274	243	189	169	155	121	112	107
阿波吉野川署	676	729	658	622	585	572	551	393	329	249
美馬署	279	411	282	289	210	216	201	129	234	173
三好署	338	283	369	235	270	254	218	166	167	147

110番受理件数

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
徳島東署	17,267	16,617	17,340	18,757	18,517	17,485	18,015	17,272	17,061	17,221
徳島西署	7,390	7,126	6,962	7,231	7,544	7,020	7,838	7,979	8,529	8,700
徳島北署	4,801	4,493	4,685	4,987	5,049	5,108	5,215	5,253	5,701	4,952
鳴門署	3,087	3,323	3,579	3,767	3,717	3,530	4,289	3,861	4,081	3,473
小松島署	3,599	3,222	3,043	3,308	3,446	3,121	3,384	3,075	2,867	2,839
阿南署	3,071	3,115	3,301	3,430	3,397	3,696	3,556	3,489	3,310	3,071
那賀署	168	150	168	166	190	173	178	203	194	197
牟岐署	599	586	688	666	696	613	678	615	719	656
板野署	2,932	3,143	3,156	3,330	3,601	3,699	3,825	4,208	5,317	4,448
石井署	1,343	1,290	1,279	1,379	1,332	1,361	1,368	1,357	1,316	1,487
阿波吉野川署	3,707	3,619	3,510	3,985	4,282	4,179	4,132	4,028	3,782	3,821
美馬署	1,396	1,439	1,729	1,611	1,449	1,455	1,479	1,388	1,467	1,280
三好署	1,647	1,581	1,698	1,672	1,544	1,610	1,559	1,578	1,576	1,642

物件事故発生件数

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
徳島東署	7,125	6,940	6,892	7,025	6,913	7,056	7,091	6,890	7,158	7,026
徳島西署	3,415	3,332	3,316	3,345	3,447	3,547	3,676	3,464	3,719	3,605
徳島北署	2,633	2,670	2,747	2,767	2,670	2,803	2,822	2,826	2,815	2,661
鳴門署	1,789	1,634	1,766	1,842	1,730	1,724	1,876	1,874	1,748	1,797
小松島署	1,870	1,834	1,976	1,908	1,952	1,961	1,902	1,887	1,787	1,740
阿南署	2,400	2,285	2,236	2,223	2,239	2,384	2,373	2,146	2,249	2,292
那賀署	181	184	177	203	231	193	185	213	212	194
牟岐署	477	476	584	525	566	501	479	467	469	454
板野署	1,849	1,881	1,883	1,975	2,010	2,121	2,243	2,111	2,080	2,076
石井署	1,060	1,010	986	1,118	1,107	1,108	1,088	1,038	1,021	1,077
阿波吉野川署	2,479	2,373	2,335	2,490	2,411	2,359	2,497	2,334	2,248	2,259
美馬署	1,162	1,087	1,152	1,179	1,076	1,145	1,061	1,083	1,084	1,010
三好署	1,189	1,137	1,207	1,218	1,243	1,262	1,233	1,144	1,233	1,105

人身事故発生件数

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
徳島東署	1,604	1,477	1,354	1,307	1,316	1,303	1,182	1,160	963	906
徳島西署	760	722	710	750	722	755	735	590	576	471
徳島北署	622	542	615	606	585	588	539	506	435	376
鳴門署	366	342	371	279	310	329	322	334	263	269
小松島署	418	413	351	373	329	330	312	290	263	259
阿南署	497	491	471	422	363	300	322	282	233	269
那賀署	23	25	24	18	19	19	20	17	12	17
牟岐署	119	94	100	106	93	86	61	42	60	60
板野署	434	400	382	356	372	330	296	278	277	240
石井署	270	237	235	215	220	194	207	150	154	138
阿波吉野川署	601	537	453	539	488	431	438	398	340	294
美馬署	232	202	212	180	172	164	183	159	149	141
三好署	284	255	202	204	168	160	167	144	126	120

検視取扱件数

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
徳島東署	159	193	140	171	163	161	187	167	176	166
徳島西署	110	96	87	101	90	107	116	114	113	117
徳島北署	60	62	55	59	49	62	57	65	69	58
鳴門署	72	84	81	86	84	102	77	68	82	69
小松島署	51	62	63	63	68	82	74	67	68	72
阿南署	80	98	77	83	89	115	102	115	98	94
那賀署	10	18	21	16	13	17	11	20	18	12
牟岐署	30	53	37	37	48	53	37	39	49	42
板野署	66	57	65	56	50	77	79	64	59	64
石井署	34	41	43	52	44	55	45	38	50	44
阿波吉野川署	97	106	80	97	106	99	92	107	92	106
美馬署	46	54	60	64	67	72	74	61	44	43
三好署	86	77	94	68	84	69	83	80	75	88

DV・ストーカー認知件数

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
徳島東署	109	111	93	94	128	111	134	146	141	123
徳島西署	48	55	57	80	56	51	67	56	78	79
徳島北署	37	25	40	27	42	44	41	63	43	57
鳴門署	28	28	32	28	30	35	25	36	36	30
小松島署	28	24	24	21	17	29	21	38	33	44
阿南署	38	30	38	44	33	31	39	51	50	31
那賀署	4	3	5	1	2	6	4	5	2	4
牟岐署	18	5	6	11	7	6	9	14	17	9
板野署	32	42	62	47	49	32	28	38	48	68
石井署	9	24	13	10	13	10	9	16	11	9
阿波吉野川署	37	42	62	66	27	30	43	60	44	34
美馬署	18	12	34	17	18	23	29	27	24	30
三好署	9	19	12	11	9	21	21	24	15	25

児童虐待取扱件数

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
徳島東署	21	10	17	22	30	21	17	47	62	42
徳島西署	9	17	25	11	16	14	16	28	30	39
徳島北署	6	6	13	10	16	17	17	15	11	15
鳴門署	3	7	11	12	15	22	16	15	13	15
小松島署	3	9	9	7	10	11	9	16	11	23
阿南署	4	9	13	25	18	5	5	13	5	13
那賀署	1	1	6	1	1	2	1	3	1	0
牟岐署	1	0	1	2	3	3	1	3	8	5
板野署	2	9	23	19	15	9	9	16	21	36
石井署	1	2	4	6	6	2	5	2	6	4
阿波吉野川署	6	11	23	28	9	10	18	18	14	22
美馬署	6	8	11	4	7	8	9	3	9	14
三好署	2	1	4	5	2	3	6	26	7	10

遺失・拾得物受理件数

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
徳島東署	12,207	23,252	22,875	23,045	21,420	23,397	23,713	25,455	26,534	27,325
徳島西署	3,265	4,418	4,860	5,122	5,395	5,392	5,462	5,900	6,384	6,517
徳島北署	1,984	2,439	2,352	2,514	3,258	3,570	3,721	5,088	5,673	5,664
鳴門署	1,992	4,263	3,948	3,984	3,770	3,714	4,011	6,510	7,829	8,057
小松島署	1,668	2,702	2,758	2,967	2,731	2,661	2,658	3,879	4,768	4,990
阿南署	2,241	3,032	3,447	3,224	3,206	3,625	3,519	3,619	4,156	4,570
那賀署	216	183	167	205	205	185	203	179	178	197
牟岐署	737	1,549	1,633	1,570	1,668	1,723	1,828	1,667	1,771	1,721
板野署	1,640	2,052	2,631	3,333	3,755	7,640	5,623	6,474	8,223	8,786
石井署	805	1,015	1,143	1,122	1,371	1,541	1,715	1,917	1,928	1,837
阿波吉野川署	2,007	2,963	3,197	3,601	3,957	4,244	5,375	4,889	4,925	5,473
美馬署	1,135	1,775	1,924	2,224	2,409	2,677	2,821	2,827	3,161	3,663
三好署	1,204	2,277	2,582	2,401	1,977	2,039	1,982	2,389	2,735	2,916

警察相談受理件数

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
徳島東署	1,821	2,268	2,460	3,046	3,517	4,070	3,935	4,078	4,334	4,177
徳島西署	1,929	1,662	1,615	1,899	1,702	1,686	2,024	2,032	2,636	2,766
徳島北署	930	1,117	1,240	1,069	1,418	1,358	1,381	1,360	1,299	1,405
鳴門署	942	991	876	1,023	1,398	1,502	1,325	1,183	1,390	1,587
小松島署	475	633	839	870	910	1,053	908	1,154	1,187	1,134
阿南署	1,013	1,130	1,319	1,327	1,433	1,496	1,470	1,649	1,658	1,499
那賀署	169	132	117	129	132	115	250	217	309	248
牟岐署	203	226	410	401	517	558	549	492	439	497
板野署	639	902	1,258	1,382	1,505	1,270	879	976	1,099	1,371
石井署	402	492	530	640	581	593	517	647	675	654
阿波吉野川署	1,233	1,227	1,253	1,265	1,645	1,837	2,153	2,381	2,398	2,320
美馬署	633	679	835	956	1,099	1,225	1,076	1,024	1,462	1,251
三好署	601	675	567	524	574	732	884	926	1,027	1,072

○　各種事案別負担率（平成25年から平成27年までの３年平均）

	徳島東署			徳島西署			徳島北署			鳴門署			小松島署		
	件数	負担率	順位	件数	負担率	順位	件数	負担率	順位	件数	負担率	順位	件数	負担率	順位
刑法犯認知件数	1351.7	5.8	5	582.3	6.3	2	496.3	5.8	4	415.3	5.9	3	296.0	5.2	7
110番受理件数	17449.3	74.3	2	8115.3	87.3	1	5389.7	62.7	4	4077.0	58.2	5	3108.7	54.5	6
物件事故発生件数	7046.3	71.9	4	3619.7	86.2	1	2821.0	68.8	5	1832.7	59.1	7	1858.7	80.8	2
人身事故発生件数	1101.7	34.4	4	633.7	42.2	2	493.3	44.8	1	306.3	34.0	5	288.3	36.0	3
検視取扱件数	176.7	3.8	13	114.3	7.1	6	63.7	4.5	11	75.7	6.3	8	69.7	7.7	4
DV・ストーカー認知件数	140.3	7.4	6	67.0	11.2	1	49.0	8.2	2	32.3	6.5	7	30.7	7.7	5
児童虐待取扱件数	42.0	2.2	8	24.7	4.1	1	14.3	2.4	7	14.7	2.9	4	12.0	3.0	3
遺失・拾得物受理件数	25234.0	4205.7	1	5915.3	1478.8	5	4827.3	1609.1	4	6116.7	2038.9	2	3768.3	1256.1	7
警察相談受理件数	4115.7	16.4	6	2230.7	21.9	2	1346.7	14.5	9	1299.3	16.9	5	1083.0	16.9	4
警察官数	235			93			86			70			57		

	阿南署			那賀署			牟岐署			板野署			石井署		
	件数	負担率	順位	件数	負担率	順位	件数	負担率	順位	件数	負担率	順位	件数	負担率	順位
刑法犯認知件数	334.7	4.5	8	31.7	1.2	13	91.3	2.3	12	476.7	6.7	1	129.3	3.5	9
110番受理件数	3451.7	46.6	8	191.7	7.4	13	670.7	17.2	12	4450.0	62.7	3	1347.0	36.4	9
物件事故発生件数	2256.0	77.8	3	203.3	16.9	13	471.7	24.8	12	2144.7	58.0	9	1049.0	61.7	6
人身事故発生件数	279.0	23.3	9	16.3	5.4	13	54.3	10.9	12	283.7	31.5	6	170.3	28.4	8
検視取扱件数	105.0	8.1	2	16.3	4.1	12	41.7	6.9	7	67.3	5.6	10	44.3	7.4	5
DV・ストーカー認知件数	46.7	7.8	4	3.7	1.8	13	13.3	4.4	11	38.0	6.3	8	12.0	4.0	12
児童虐待取扱件数	7.7	1.3	12	1.7	0.8	13	4.0	1.3	11	15.3	2.6	6	4.3	1.4	9
遺失・拾得物受理件数	3764.7	1254.9	8	186.7	93.3	13	1755.3	877.7	11	6773.3	1693.3	3	1853.3	926.7	10
警察相談受理件数	1592.3	19.7	3	258.7	8.6	13	493.3	11.2	12	984.7	12.5	11	613.0	14.6	8
警察官数	74			26			39			71			37		

	阿波吉野川署			美馬署			三好署		
	件数	負担率	順位	件数	負担率	順位	件数	負担率	順位
刑法犯認知件数	424.3	5.3	6	188.0	2.7	11	183.7	3.0	10
110番受理件数	3980.7	49.8	7	1444.7	20.9	11	1571.0	25.8	10
物件事故発生件数	2359.7	59.0	8	1076.0	35.9	11	1203.3	46.3	10
人身事故発生件数	392.0	30.2	7	163.7	16.4	11	145.7	18.2	10
検視取扱件数	97.0	8.1	1	59.7	6.0	9	79.3	7.9	3
DV・ストーカー認知件数	49.0	8.2	3	26.7	5.3	9	20.0	5.0	10
児童虐待取扱件数	16.7	2.8	5	7.0	1.4	10	13.0	3.3	2
遺失・拾得物受理件数	5063.0	1265.8	6	2936.3	978.8	9	2368.7	789.6	12
警察相談受理件数	2310.7	25.7	1	1187.3	15.4	7	945.7	13.9	10
警察官数	80			69			61		

警察官数は平成28年４月１日現在

負担率は、各事案取扱部門の警察官数から算出

阿波吉野川警察署・美馬警察署の統合成果

阿波吉野川警察署・美馬警察署の統合成果

○　夜間休日の勤務体制の強化

【阿波吉野川署】

警察署別 役職別		旧吉野川署	旧阿波署	合計	阿波吉野川署
警察署（人）	当直員	4	4	8	7
	パトカー乗務員	2	2	4	4
	小計	6	6	１２	１１
機動捜査隊員		－	－	－	2

【美馬署】

警察署別 役職別		旧美馬署	旧つるぎ署	合計	美馬署
警察署（人）	当直員	3	3	6	6
	パトカー乗務員	2	2	4	4
	小計	5	5	１０	１０
広域自動車警ら隊員		－	－	－	2

○　刑法犯認知件数

年度別 警察署別		Ｈ２２	Ｈ２３	Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６	前年度比
認知件数（件）	阿波吉野川署	６１４	６３０	５２８	５０６	３６３	－１４３
	美馬署	２８８	２０３	２２３	１８０	１３１	－４９
	県内	６，９１１	６，４２３	６，０７６	５，５１４	４，６２７	－８８７
増減率（%）	阿波吉野川署	２．７	２．６	－１６．２	－４．２	－２８．３	－２４．１Ｐ
	美馬署	６．３	－２９．５	９．９	－１９．３	－２７．２	－７．９Ｐ
	県内	－４．３	－７．１	－５．４	－９．３	－１６．１	－６．９Ｐ

○　刑法犯検挙件数

年度別 警察署別		Ｈ２２	Ｈ２３	Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６	前年度比
検挙件数（件）	阿波吉野川署	２６８	４５５	２６４	２０７	２５４	＋４７
	美馬署	１８３	１０１	１０７	１０８	１１８	＋１０
	県内	２，９８３	３，１０７	２，４０５	２，２４７	２，１４４	－１０３
検挙率（％）	阿波吉野川署	４３．６	７２．２	５０．０	４０．９	７０．０	＋２９．１Ｐ
	美馬署	６３．５	４９．８	４８．０	６０．０	９０．１	＋３０．１Ｐ
	県内	４３．２	４８．４	３９．６	４０．８	４６．３	＋５．５Ｐ

○　重要犯罪の認知・検挙件数

年度別 警察署別		Ｈ２２	Ｈ２３	Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６	前年度比
認知件数（件）	阿波吉野川署	１	２	２	３	４	＋１
	美馬署	５	１	２	０	０	±０
	県内	５２	５２	４８	４０	４１	＋１
検挙件数（件）	阿波吉野川署	１	０	２	３	５	＋２
	美馬署	２	１	１	２	０	－２
	県内	４１	３７	３７	３５	４０	＋５

○　特別法犯検挙件数

年度別 警察署別		Ｈ２２	Ｈ２３	Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６	前年度比
検挙件数（件）	阿波吉野川署	５８	３１	２０	１４	４１	＋２７
	美馬署	２０	４０	１４	２７	５６	＋２９
	県内	４６１	４０７	３５８	３０７	３６５	＋５８

○　交通事故発生件数

	年度別 警察署別	Ｈ２２	Ｈ２３	Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６	前年度比
発生件数（件）	阿波吉野川署	５４９	４７３	４１９	４３８	３９６	－４２
	美馬署	１８４	１７４	１５２	１９９	１４３	－５６
	県内	５，３３８	５，０７１	４，９５４	４，７７５	４，２３２	－５４３
死傷者数（人）	阿波吉野川署	７１２	５９５	５５１	５６３	５２３	－４０
	美馬署	２２６	２２８	２０５	２３９	１７５	－６４
	県内	６，４７１	６，３３０	６，１８７	５，９００	５，２９０	－６１０

○　１１０番受理件数

	年度別 警察署別	Ｈ２２	Ｈ２３	Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６	前年度比
受理件数（件）	阿波吉野川署	３，９６９	４，３８８	４，０４３	４，２５３	３，８８７	－３６６
	美馬署	１，５７２	１，４３９	１，４５０	１，４７１	１，４０２	－６９
	県内	５５，１０３	５４，２８３	５３，４０２	５５，２３１	５４，６７４	－５５７

○　地域警察官のパトロール・巡回連絡時間

【パトロール時間】

年度別 警察署別	Ｈ２５	Ｈ２６	増減
阿波吉野川署	２１，２２７時間	２３，６７５時間	＋２，４４８時間
美馬署	１８，９４１時間	２０，４２９時間	＋１，４８８時間

【巡回連絡時間】

年度別 警察署別	Ｈ２５	Ｈ２６	増減
阿波吉野川署	３，１９６時間	３，６１０時間	＋４１５時間
美馬署	３，１４６時間	３，４５１時間	＋３０５時間

○　リスポンスタイムの比較

年度別 警察署別	Ｈ２５	Ｈ２６	増減
阿波吉野川署	１１分１２秒	１０分５２秒	－２０秒
警察署・分庁舎周辺	８分　２秒	８分１２秒	＋１０秒
交番・駐在所管内	１１分３１秒	１１分　９秒	－２２秒
美馬署	１０分　３秒	１０分１１秒	＋８秒
警察署・分庁舎周辺	６分５３秒	６分５５秒	＋２秒
駐在所管内	１２分２７秒	１２分３８秒	＋１１秒

※　美馬署が＋８秒となったのは、平成26年12月から平成27年１月にかけて、山間部で発生した物件事故などの現場に臨場する際、大雪の影響で長時間を要したり、凍結のため、徐行運転で臨場したケースが複数あったことから、結果としてリスポンスタイムが延長したもの。

○　非常招集延べ人数

年度別 警察署別	Ｈ２５	Ｈ２６	増減
阿波吉野川署	５２５人	４０１人	－１２４人
美馬署	４０９人	２１２人	－１９７人

警察署及び交番・駐在所の配置と管轄区域の見直し計画（平成17年計画）

取扱注意

警察署及び交番・駐在所の配置と管轄区域の見直し計画

平成１７年２月１５日

警察署	【市場警察署と吉野川警察署】 庁舎の老朽化、耐震構造上の問題、治安上の重要性、看守勤務員の確保の必要性等に鑑み、現場体制強化の緊急性が認められることから、現在の阿南警察署の建て替え整備に次ぐものとして位置付ける。	【脇町警察署と貞光警察署】 県下全体の警察施設整備計画の中において、庁舎の老朽化、治安上の重要性、災害対策上の観点及び配置と管轄区域の見直しによる現場体制強化の緊急性等について更に検討を加え、優先順位を検討する。

	時期	平成１８年４月１日		平成１９年４月１日以降	
	署名	見直し対象交番	見直し後の管轄先	見直し対象交番	見直し後の管轄先
交番	徳島東	吉野本町	助任町	沖洲 新町・両国橋	城東 秋田町

	時期	平成１７年４月１日		平成１８年４月１日		平成１９年４月１日	
	署名	見直し対象駐在所	見直し後の管轄先	見直し対象駐在所	見直し後の管轄先	見直し対象駐在所	見直し後の管轄先
駐在所	徳島西					日開	府中交番
	鳴門					黒崎 川崎	撫養町交番 板東、大谷、牛屋島
	小松島	中田町 高鉾	ひのみね交番 福原			坂本	横瀬
	阿南	加茂町	大野				
	鷲敷			阿井 小浜	署所在地 平谷		
	牟岐			東町	桜町	野江	奥浦
	板野					高瀬	西分、鍛冶屋原
	石井			高原 二の宮	天神、浦庄 広野	下分	神領
	吉野川	西川田 山路	山川 飯尾、鴨島町交番、上浦			山崎	瀬詰、児島
	市場			勝命 土成	伊沢 成当、吉田		
	脇町	曽江	署所在地	馬木	野村		
	貞光			河内 宗重	古見 喜来		
	池田	井内 江口	辻 西庄			信正 中西	川口 白地、署所在地
見直し数		８		１０		１０	

完了時点での体制

警察署　１５箇所　⇒　１３箇所
交番　２７箇所　⇒　２３箇所
駐在所　１３５箇所　⇒　１０８箇所（新設１箇所を含む）
自ら隊　１隊　⇒　３隊（本隊、西部・南部分駐隊）

［警察署体制の強化］

１　初動・夜間体制の強化

夜間体制７．１％増
警ら時間７．１％増　※ 全体で 1,002 時間／日(＋ 66 時間)

(1) 交番勤務員７人増　１４７人　⇒　１５４人

(2) 署パトカー係９人増　８９人　⇒　９８人

(3) 広域自ら隊１２人増　２５人　⇒　３７人

２　空き交番の解消
１２箇所　⇒　４箇所　※ 恒常的空き交番は全て解消

３　機動力の強化
パトカー　２２台　⇒　２４台（２台増）

［補完措置］

１　地域安全情報の提供
- 「地域犯罪情報分析・提供システム」の導入
- 「安心メールシステム」の導入

２　通報連絡システムの導入
- 「街頭緊急通報装置」の設置

３　安全相談体制の充実
- 交番相談員の増強
- 警察安全相談体制の充実
- 「移動交番」の計画的運用

４　署支援体制の充実
- 緊急配備支援システムの導入
- 通信指令システムの高度化

５　「地域の安全を守る会」の活性化

６　見直し対象となる交番・駐在所管内における重点警ら等
- 定期的な立ち寄り警戒や夜間重点警ら等の実施
- パトカーの駐留警戒やパトロールの強化
- 駐在所を連絡所等として有効活用
- 警察官の大量投入による検問、張り込み等の実施

徳島県公共施設等総合管理計画

徳島県公共施設等総合管理計画について

～進化する！既存ストック有効活用型「長寿命化戦略」～

1　基本認識



・「人口減少」、「財政構造改革」への対応が急務の中、公共施設等の長寿命化対策は、国・地方を通じた喫緊の課題

・「既存ストック有効活用先進県」として、今後とも創意工夫を凝らした長寿命化戦略の実行が必要

・当総合管理計画の強力な推進により、「国土強靱化」・「県民の安全安心」を実現

2　計画期間

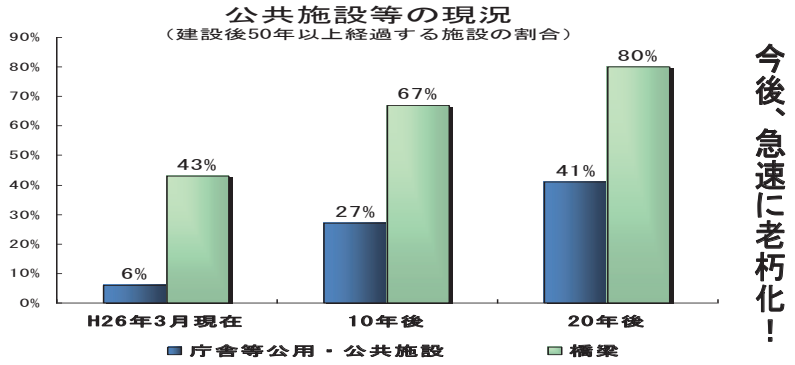
平成27年度～36年度（10年間）

3　施設類型及び現況

・公共建築物（ハコモノ）　5類型

・土木等施設（インフラ）12類型

計17類型



今後、急速に老朽化！

4　目　標

〈目標1〉「施設の長寿命化」に関する目標
→長寿命化を「プラス一世代（概ね25年～40年）以上に！」

〈目標2〉「既存ストック有効活用」に関する目標
→既存ストック有効活用件数を「2倍以上に！」

〈目標3〉「PFI等の導入」に関する目標
→PFI等新たな行政手法の導入件数を「3倍以上に！」

〈目標4〉「長寿命化に伴う行政コスト縮減」に関する目標
→長寿命化に伴う行政コストを「2割以上縮減！」

〈目標5〉「長寿命化の推進体制の確立」に関する目標
→全ての類型に係る個別施設計画を「5年以内に策定！」
→公共建築物類型の保全台帳の整備を「5年以内に完了！」
→全庁的な公共施設等のデータベースを「3年以内に構築！」

5　基本方針

不断の「公共施設等のあり方の抜本的見直し」を行うとともに、「戦略的な長寿命化」を図り、公共施設等の最適化を推進

○点検・診断等の実施方針
・従来の「対症療法型」から脱却し、「予防保全型」の継ぎ目ないメンテナンスサイクルの早期構築を推進

○維持管理・修繕・更新等の実施方針
・「環境負荷の低減」や「新たな維持管理技術」の導入等を通じた「コストの縮減」や「平準化」を推進

○統合や廃止の推進方針
・「県民の新たなニーズへの対応」や「必要な機能の維持・向上」に最大限配慮し、施設総量の最適化を推進

○市町村に対する支援
・「橋梁の長寿命化」に向けた技術的支援をはじめ、市町村に対する「計画策定に関する支援」を推進　ほか

県議会答弁
（本会議）

平成２７年１２月定例会
平成２７年１２月７日（月）

◆２番（山西国朗君）
（省略）
続いて、警察の組織の再編についてお尋ねいたします。
さきの定例会において警察本部長から、小規模警察署や大規模店舗の進出により管内情勢が変化している警察署の課題解決に向け、組織体制の再編計画を策定するとの御答弁がありました。地域の警察署は住民にとって治安のとりでであり、身近に存在するだけで安心感が高まるとの声も多いことから、組織のあり方を検討するに当たってはこうした住民の声をしっかり受けとめ、より慎重に議論を進めていただきたいというふうに考えております。
特に、交通安全協会や防犯連合会といった住民みずからが行っている活動については、身近にある警察との連携なくしては成り立たないものであるというふうに考えており、組織の統合や見直しによりこうした関係性が崩れ、活動が低下してしまうのではないかと強い危機感を抱いています。
そこで、県警本部長にお尋ねいたします。
まず、昨年春の西部４警察署の統合後では、それぞれの地域における交通安全や防犯活動の状況が現在どのようになっているのかという点についてお尋ねいたします。
２点目、今後組織の見直しに際しては、既存の交通や防犯関係団体等との連携についてどのようにお考えであるのか、あわせて御答弁をお願いいたします。

◎警察本部長（鈴木信弘君）
山西議員の御質問にお答えいたします。
まず、西部４署の統合後における関係団体と連携して行う交通安全や防犯活動の状況についてでありますが、警察署統合の狙いは、組織体制の強化により、より多くの警察官を現場に振り向け、事件、事故等の早期解決、未然防止を図ることや、駐在所などで勤務する地域警察官の本署勤務を抑制し、不在駐在所の解消を図ることなどであります。
そこで、統合後の実績を見ますと、地域警察官によるパトロールや管内の御家庭を訪問する巡回連絡などの活動時間が増加したほか、高齢者の行方不明事案においてもより多くの態勢で捜索に臨み、早期発見につながったところであります。また、地域住民や関係団体等と連携して行う交通安全や地域安全の活動につきましても、これまで以上にパトカーや警察官を街頭に出し、合同でのパトロールやキャンペーン等の活動に努めたところであり、一部団体からは、統合に不安はあったが、パトロールが強化され、非行や犯罪が減少し安堵しているとの声も寄せられております。
県警察といたしましては、今後とも統合署や関係団体等との連携やその活動がさらに強化されるよう、必要な助言や支援に努めてまいりたいと考えております。
次に、警察組織の見直しに際し、関係団体等との連携についてどのように考えているのかということについてでありますが、治安の維持向上は警察の力だけでなし得るものではなく、県民の皆様の御理解と御協力が必要不可欠であります。特に、地域社会における連帯感の希薄化が懸念される中、住民の身近なところで真摯に取り組んでいただいております防犯協会や交通安全協会などの活動の重要性につきましては、今後ますます高まってくるものと認識しております。さきの統合に際しましては、関係団体はもとより、団体に対して各種の支援をされている関係自治体などの御意見を賜りながら進めて

きたところでありますが、新たな組織体制の見直しに際しましても、こうした点に最大限配慮しながら丁寧に進め、御不安の払拭に努めてまいりたいと考えております。

平成２８年２月定例会
平成２８年２月２４日（水）

◆２３番（木南征美君）
（省略）
次に、警察署の組織再編についてお伺いいたします。
一昨年春、県警察は、実に50年ぶり、警察署の配置の見直しを行い、県西部の４警察署を２署に統合いたしました。この４署統合の際には、地元住民から、地域から警察署がなくなることは不安といった声が上がり、県議会においてもさまざまな議論がなされたところでありますが、統合後は事件事故が減少し、また重要事件の検挙にもつながるなど、まずは一安心しているところでございます。
さて、昨年の９月議会において、警察本部長は、組織体制のさらなる見直しに向け、今年度末にも大綱方針を定めるとのお考えを表明されました。さらなる見直しとなれば、警察署の統合も視野に入れるものと見ておりますが、警察署は地域住民にとって安全・安心のよりどころでありますから、事件事故の発生状況や住民のニーズなど、時代の実情に合った形で整備することが何よりも重要であります。
組織体制のさらなる見直しはどのような意義があるのか、お聞かせをいただきたいと思います。
また、今春にも策定する大綱方針の内容と、その実現に向けた警察本部長の決意について、あわせてお伺いしておきます。

◎警察本部長（鈴木信弘君）
木南議員の御質問にお答えいたします。
警察署再編の意義についてでありますが、県警察では、平成16年度に策定した警察署及び交番・駐在所の配置と管轄区域の見直し計画にのっとり、交番、駐在所を30か所整理統合したほか、一昨年春には西部４警察署を統合したところであります。その結果、統合署管内の刑法犯や交通事故が減少したほか、未検挙事件の解決につながるなど、一定の成果があったものと認識しております。
もとより警察は、常時事件事故に対応できる体制を維持しながら、重大事件発生時には大量の捜査員を動員し事件の早期解決を図らなければならないという相反する課題を抱えております。こうした中、取り調べの可視化や科学捜査への対応など、事件捜査をめぐる環境も大きく変化しているほか、ＤＶ、ストーカーや全国規模で多発している特殊詐欺への対応など、新たな治安の脅威に対しては従来以上に柔軟かつ集中的な運用体制を確立する必要があります。また、女性警察官の増員や職域拡大、ワークライフバランスへの配慮など、時代の要請に応じた適切な対応にも努める必要があります。
県警察の限られた人的資源の中で、これら諸問題に的確に対応するためには、従来の枠を見直し、より大きな体制を新たに確立しなければならないと考えております。そこで、これまでの統合の成果を踏まえ、組織体制のさらなる見直しを核とする大綱方針を策定し、各種施策を進めることとしたものであります。
次に、大綱方針の内容と実現に向けた決意についてでありますが、警察組織の再編に関しましては、これまでも委員会等で御論議を重ねていただいたところでありますが、警察施設の整備や延命化も重要な課題であることから、大綱方針には、警察署のさらなる再編整備のみならず、交番、駐在所等の施設整備のあり方や職員宿舎の集約化、その他さらなる行政サービスの向上を目途とする免許サブセンターの整備についても盛り込

むこととしており、今後の県警察行政に関するハードとソフトを連動させる形で進めてまいりたいと考えております。施策の実現に向けては、多様な御意見が寄せられることと承知しておりますが、地域住民の方々には、より一層の丁寧な説明に心がけ、理解を求めてまいりたいと考えております。

警察本部長といたしましては、本県の治安維持に当たる最高責任者として、本施策の実現に向け、強い決意とリーダーシップを持って臨むとともに、積極的に組織を牽引してまいります。

平成２８年９月定例会
平成２８年１０月６日（木）

◆２４番（丸若祐二君）
（省略）
最後に、運転免許サブセンターの整備について質問いたします。
県警察では、現在、運転免許サブセンターの整備について内部検討を進めており、その整備については本年４月に定められた組織体制の見直し等の大綱方針に盛り込み、今後、具体的な計画を策定するとの説明もいただいたところであります。もとより、この大綱方針は、おおむね10年後の人口や治安情勢を見据え、県警察の目指すべき組織を創造したものと伺っており、専ら警察署のさらなる再編整備や交番、駐在所のあり方等が盛り込まれているところであります。
そこで、運転免許行政につきましては、２年ほど前、松茂町に運転免許センターを機能移転し、行政サービスの向上を図ったばかりでありますが、大綱方針の一つの柱として免許の即日交付が可能となるサブセンター構想が掲げられております。これは、県警察としてサブセンターの整備というものが警察署の統合と同じ程度に重要であるとの認識をされているものと推察いたしますが、まずはこの県警察の将来を左右する大綱方針にサブセンターの整備を盛り込んだ背景や理由について、警察本部長に御答弁をお願いいたします。
また、本年４月、熊本において発生確率が極めて低いと見られていた活断層帯に起因する地震が発生いたしました。
本県においても、近い将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震による災害のみならず、中央構造線活断層帯の地震対策、さらには例年のように発生している大雨による浸水被害など、さまざまな形で災害による被害が発生しているところであり、今後の行政政策の立案に際しては全て災害対策を念頭に置いたものであるべきとも考えております。
そこで、サブセンターの整備に際しても、単に運転免許行政のみならず、治安や防災といった他に例のない徳島モデルとしての整備を強く期待いたしますが、あわせて御所見を伺います。

◎警察本部長（鈴木信弘君）
なぜ大綱方針に運転免許サブセンターの整備を盛り込んだのかとの御質問でございます。
本年４月、県警察が公表いたしました大綱方針につきましては、社会情勢の変化や治安上の新たな脅威に的確に対応するため、組織体制の見直しや警察署の統合を核とするものであり、専ら治安の維持、向上に資することを主眼としたものであります。
ところで、県警察の事務のうち、県民の皆様方に最も身近である運転免許行政につきましては、平成２６年春、板野郡松茂町への移転後、更新免許の即日交付制度を拡充した結果、より多くの方々が免許センターを訪れることになり、また警察署で更新をした多くの方からは近い場所での即日交付を可能にしてほしいとの意見が寄せられるなど、免許行政に対する県民のニーズが浮き彫りとなったところであります。
こうした県民の強いニーズに対応するためには、運転免許センターに加え、県南部・県西部エリアで更新免許の即日交付が可能なサブセンターの設置の必要性が高いものと認めたところでありますが、このサブセンター構想は警察署の窓口業務をセンターに集

約するものであり、これは組織体制の見直しや警察署の再編にも密接に関連してくることから、大綱方針の一つの柱として盛り込んだものであります。
　次に、サブセンター整備に当たり、治安や防災対策の観点も踏まえた施設整備をしてはどうかとの御質問でございます。
　サブセンターの施設整備につきましては、財政負担軽減の観点から、警察施設や自治体施設の利活用を想定しているところでありますが、業務の性質上、多くの個人情報を扱うため、情報の保護や施設のセキュリティー確保という観点から、他の警察活動と一体的に運用することが望ましいものとも考えております。
　また、本県においては、近い将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層帯による地震への備えのみならず、豪雨等による災害も頻発していることから、今後、各種施策を立案する上で災害対策も合わせる必要性が高いことは議員御提案のとおりであります。
　現在のところ、西部・南部エリアともサブセンターの整備場所は未定でありますが、県警察といたしましては、今後、県内の免許人口や交通環境を踏まえ、県民の皆様の利便性の向上はもとより、治安や防災上の観点を含める構想についても、総合的な警察機能のあり方の側面から、その可能性について検討してまいりたいと考えております。

◆４番（眞貝浩司君）
　（省略）
　次に、警察署の再編整備についてお伺いします。
　県警察は、一昨年、小規模警察署が抱える課題の解決などを目途に県西部の４警察署を２署に統合いたしました。この統合では、管内で発生する事件、事故の減少や重要事件の早期解決につながったとして、一定の成果が上がったと説明されていることは承知しております。こうした中、県警察は本年４月、警察署のさらなる再編などを内容とする組織体制の見直し等の大綱方針を公表されたところであります。この方針では、さらなる統合対象として５つの警察署の名前が挙げられており、小規模警察署のほか、管内人口が増加し、治安情勢も悪化している板野署も対象となっております。
　公表後、既に県警察の担当者は、対象となっている地域の議会や関係団体等に対し、統合の必要性などについて説明を進められているようですが、地域住民の中には、統合に理解を示す方もあれば、近くに警察署がなくなるとどうなってしまうのか、あるいはなぜ今統合しなければならないのかと疑問に思っている方も少なからずいることも事実であります。一部の議会からは、警察署の存続を望む要望書などを知事や警察本部長に提出するなどの動きも見られます。私も含め住民にとりましても、今後の行方には強い関心を寄せているところであります。人口減少等に伴い行政のスリム化や効率化を進めていくことは時代の流れであると理解いたしますが、警察活動のように安全・安心といった費用対効果ではかれないものについては、そのあり方について各地域の実情を踏まえ、より丁寧で具体的な説明が必要とも考えております。
　そこで、警察本部長にお伺いいたします。
　この大綱方針に盛り込まれている署のさらなる再編整備をなぜこの時期に公表し、実現していく必要があるのか。また、方針には今後、実施時期や内容などを盛り込んだ具体的計画を策定するとしておりますが、この計画にはどのような内容が盛り込まれ、いつごろ公表されるのかという点について御所見をお伺いいたします。

◎警察本部長（鈴木信弘君）
　組織体制の見直し等の大綱方針に盛り込まれている警察署の再編整備をなぜこの時期に公表し、実現していく必要があるのかについてであります。
　県警察においては、一昨年の春、60年ぶりに県下の警察署の体制を見直し、西部４警察署を２署に統合した結果、抑止と検挙の両面で大きな成果が上がっているところであります。
　しかし、県内には依然としてさまざまな課題を抱えている署員数50名以下の小規模警察署が複数あるほか、御質問にありました板野警察署管内の情勢につきましては、藍住町を中心として人口が増加していることに加え、大規模店舗の進出や高速道路網の延伸などにより社会・治安情勢が大きく変化している状況にあります。こうした変化に対し、署員数を増員するなどして対応してまいりましたが、今後、さらに管内情勢が変化することが予想されるところであり、これまでの対処療法的な対策ではなく、周辺警察署との統合によるスケールメリットを生かした組織運営について検討する必要があると判断いたしました。
　そこで、県警察では、今春、10年後の将来を見据えた中長期的計画として大綱方針を策定、公表いたしましたが、これは平成16年以降進めてきた警察署の統合等組織体制の見直しの集大成とも言えるものであり、徳島東警察署新庁舎の整備計画や四国横断自動車道等の各種インフラ整備が進む中、小規模警察署や管内情勢が大きく変化している警察署が抱える課題は、先送りすることのできない早急に解決すべき重要事項であると認識しております。
　次に、組織体制の見直し等の大綱方針の具体的計画にどのような内容が盛り込まれ、いつごろ公表するのかについてでありますが、大綱方針には組織体制の見直しや警察署の統合はもとより、民間資金の活用やテナント方式など新たな交番、駐在所等の施設整備のあり方、運転免許サブセンターの設置等さらなる行政サービス向上の３本の柱で構成しており、このうち警察署の統合に関しましては、現在部内において対象となる警察署の面積や道路事情、事件、事故や災害発生時の対応などあらゆる状況を想定し、管内の治安維持、向上につながる体制について鋭意検討を進めているところであります。
　具体的計画には、こうした検討結果を踏まえ、代表質問でも答弁させていただいたとおり、徳島市及びその周辺地域に所在する警察署や引き続き残る小規模警察署など、統合対象となる個々の警察署をお示しした上で、統合の背景やそれによるメリット、その実施時期などについて、今年度末の公表に向け作業を進めているところであります。また、新たな視点による交番、駐在所の施設整備や運転免許サブセンターの設置につきましては、県民の皆様の利便性の向上や警察機能のあり方などを踏まえ、その方向性等をお示ししたいと考えております。
　なお、組織体制の見直しに対しましては、不安視する声があることも承知しておりますが、県警察といたしましては、今後とも県民の方々に対して丁寧な説明を行い、このような不安が払拭されるように努めてまいりたいと考えております。

委　員　会　答　弁
（総　務　委　員　会）

平成２７年９月定例会　総務委員会（付託）
平成２７年９月３０日（水）
〔委員会の概要　公安委員会関係〕

（省略）

藤田委員
　運転免許サブセンターのことについて伺いたいと思いますけれども、先の代表質問で我が会派の丸若議員の方から運転免許サブセンターの設置について質問があり、県警本部長の答弁では、多くの方々から近い場所で自動車運転免許証の即日交付を可能としてほしいという意見を受けて、運転免許サブセンターの設置について内部検討を始めたという答弁があったわけでありますが、運転免許センターについては、昨年１月に松茂町に移転して以降、利便性が向上して好評を得ているということでありましたが、県内における免許証の更新手続と更新者の現状について、まずはどのようになっているのかお伺いをいたします。

薄墨交通部長
　県内の免許更新手続と、更新者の現状についての御質問でございます。本県におけます運転免許証の更新手続につきましては、運転免許センターと県下９警察署及び２分庁舎において実施しているところでございます。免許センターにおきましては、更新手続を行ったその日に講習を受講していただきまして、新たな免許証が交付される即日交付という制度をとっております。他方、警察署におきましては、更新手続と別の日に講習を受講していただきまして、その後に新免許証が交付される後日交付システムとなっているところでございます。
　更新者数につきましては、去年、平成26年中、県下で約12万3,000人の方が免許更新をされておりまして、免許センターでは約７万9,000人、警察署では約４万4,000人、免許センターでの更新者数は約65％となっているところでございます。本年８月末では、県下で約８万8,000人の方が免許講習をされております。免許センターで約５万7,000人、警察署で約３万1,000人と、昨年同様、免許センターでの講習者が約65％となっているところでございます。

藤田委員
　免許センターでの即日交付ということで、その利便性が非常に良いということで県民の多くの方、更新者の65％以上の方が今年度もそこで更新をされているということなんですけれども、一部の府県警察では、既に免許証のサブセンターを設置しているということでありますが、このサブセンターのイメージとしては、試験コースを備えている松茂町の運転免許センターを小規模にしたようなもの、これをイメージしているというか、想像するわけでありますが、サブセンターとは実際にどういう施設なのか教えていただきたいと思います。

薄墨交通部長
　他県で運用されているサブセンターの例を見ましたら、運転免許センター以外の警察施設を活用して更新手続や講習を行いまして、即日交付といったものが可能となる機能を持つものということでございます。

藤田委員
　今、後日交付を行っているところを即日交付にするというイメージなんでしょうか。県民の皆様方にとって、自宅から非常に近いところで運転免許サブセンターができて、そこで即日交付が行われるというのは非常に有り難い話なんですけれども、そのイメージと同時にどの地域に設置するのか、その場合、新しい施設を整備するのかどうかお伺いをいたします。

増田警務部長
　サブセンターの位置と庁舎整備についての御質問でございますけれども、サブセンターの設置時期やその位置につきましては、現時点では未定ではございますけれども、本県の地勢や道路事情、そういったものから県中央部、西部、南部の３地域に分けられるものではないかと想定しているところでございます。

藤田委員
　新しい庁舎というのは、整備はしないのですか。

増田警務部長
　今、３地域について想定しているというお話をさせていただきました。また、その設置時期や位置については未定でございます。そうは言いつつも、これは内部検討を始めている次第でございまして、今の県内の運転免許者数を平均しますと、昨年は約12万3,000人というお話がありましたけれども、年平均ですと12万人から13万人でございまして、そのうち県中央部は約７万人で、西部が約３万5,000人、南部が２万5,000人といった割合になる。そういったところを勘案しながら、サブセンターの位置を検討したり、逆にサブセンターに持たせる機能等についても検討してまいりたいと考えている中で、サブセンターを実現するためにどうするかという庁舎のことでございますが、可能な限り財政負担をかけない方法を選択する必要があると思っているところでございまして、警察庁舎や市町村等の行政庁舎の活用など既存ストックの有効活用も視野に入れて、検討してまいりたいと考えている次第でございます。

藤田委員
　未利用財産というか、そういう施設を活用していくとのことですが、１点だけ、サブセンターの機能において、この部分だけは置かなければいけないとか、そういうふうな規制はありますか。

薄墨交通部長
　サブセンターの機能で一番重要なのが住民から要望の強い即日交付ですので、それを基本にいろんな運営等について、これから検討してまいりたいと考えております。

藤田委員
　これから検討していくということですけれども、県警察において警察施設の再編、組織体制の強化、また、再編計画の非常に大事な部分ではないかと思うんですけど、先の６月定例会の付託委員会におきましても、再編計画をスピード感を持って取り組むという答弁がありましたし、このサブセンターの設置についてもその一環であると思われま

すが、その内部検討というのをいつまでにまとめて、具体化させるのはいつごろからなのかお伺いをいたします。

増田警務部長
　サブセンターの設置に向けた今後の見通しという御質問でございますけれども、これにつきましては、先の本会議において警察本部長が答弁したとおり、県警察においては、今年度末にも新たな管轄区域の見直しと組織体制の再編計画の大綱方針を定め、その後具体的な計画を策定する予定でございます。この再編計画というのは、県下最大の警察署である徳島東警察署の整備に合わせ、徳島市及びその周辺地域を中心に、管轄区域や組織体制を見直すこととしているものでございます。このサブセンター構想につきましても、こうした組織改編を検討する中で、センターに持たせる機能やそれに要する経費や人員といったものをパッケージで検討するものだと認識しておる次第でございます。
　したがいまして、現時点において、その設置の時期等を明らかにすることはできないものの、再編計画の進捗状況に合わせて、節目節目でこの委員会でもお示ししていきたいと考えております。

藤田委員
　これから、県警察においては徳島東署の移転とか非常に大きな事業があると思いますが、このサブセンターについても、やはり県民のニーズというのは非常に高いと思いますので、早期に計画を取りまとめて、スピード感を持って取り組んでいただきたいと要望して終わります。

（省略）

岸本委員長
　大原町の運転免許センターの跡地、それから運転免許サブセンターということで話題が出ましたので、少しそれに触れたいと思います。今、現在、松茂町の方を利用しているのが大体65%ということだったんですけれども、大原町の方は何%くらい免許を書き換えていたんですか。

（省略）

薄墨交通部長
　平成25年の更新状況の資料ですが、46.3%でございます。

岸本委員長
　50%未満しか更新していないということでよろしいんですね。そうしたら、利便性が上がったと。と申しますのは、松茂町の方に移転するときに、利便性が上がるということで委員会でもかなり議論されて、それがまだ新しいといったときに、すぐサブセンターを検討するというのはどんな考えなのかなと。住民の方の利便性をより高めるということであるなら、その時点で合わせて県内のことを図るということをしないと、移転したばかりでまた新たな拠点を整備していくということについては、ちょっと違和感を感じるんですよね。利便性ということで、46%から65%まで来ていただけるようになって、更に中央部、南部、西部でもできますよというふうにする理由がよく分からない。更に

利便性を上げたいということであるなら、当初からその計画で話をしてこないと、過去の委員会でバスもないし、そっちに移って大丈夫かということで、皆さんの先輩方のときにそういう議論がなされて、何とか大丈夫ですと言ったところなので、計画を読み込むというのは難しいでしょうけれど、もっともっと計画を立てて運営していただきたいと思います。跡地の件もそうです。これも何度か質問に出ていますが、なかなかまとまっていかないというふうに思いますので、早急に対処していただきたいと思います。
　それでは違う部分ですけれど、これも拠点ということで、駐在所についてお尋ねしたいと思います。駐在所が県下全体でどのくらいあるか、これをまずお尋ねします。

近藤生活安全企画課長
　現在、県内には105か所の駐在所がございます。なお、そのうち６か所の駐在所は複数員、２名が勤務する状態となっています。

岸本委員長
　駐在所というのは御家族の方も住まれるということもありますので、設備がどんな設備になっているのか、給湯設備や水洗トイレ、そうしたものがどういうふうに整備されているのか、平均的な間取りについてお尋ねしたいと思います。あわせて、老朽化が進んでいると思われる施設も数多くあると聞いておるんですけれども、建て替えが必要な駐在所は何か所あって、そして年間どのくらい建て替えを今進めているのかお尋ねをいたします。

高橋拠点整備課長
　先ほど、委員長から御指摘がありました駐在所の施設は勤務員のみならず、その御家族も住まれるということでありまして、現在新たに整備している施設は事務所を含め90平方メートルであり、その中には居宅部分は台所、風呂、トイレ、６畳間、そのようなものを整備しております。給湯やトイレ等の各種の設備につきましては、最新のものを整備しています。また、既にある施設につきましても、事務所部分をはじめ、風呂や台所、フローリングや畳などの居住部分につきましても、勤務員や家族の御意見、御要望を警察署の会計課長等により調査をし､可能な限り修繕を行っているところであります。
　そして、どのような形で整備しているのかということでありますが、駐在所施設の建て替えは、おおむね年間２か所程度でありまして、年によって異なりますけれども整備しているところであります。整備する方針といいますのは、おおむね30年間を超えたもの、老朽狭あい化が著しいもの、これを原則としておりますが、これも画一的なものではなく、その環境が海に近い山に近いなどによって、老朽具合も変わってまいります。また、道路が通ったであるとかといったことを考えて、優先順位を設けて整備をしている状況であります。

岸本委員長
　それでは、105か所のうち30年を超えるものが何軒、40年を超えるものが何軒あるのかを教えていただけますか。

高橋拠点整備課長
　現時点におきまして、建築後30年を超えた施設は105か所中42か所、40年を超えるのは22か所であります。

岸本委員長
　40年を超える22か所、40年を超えるといえば昭和50年前後ですね。かなり古い建物になると思いますけれども、40年を超える22か所を年間２軒整備していったら11年かかると。そうしたら、30年以上の42か所からまた20軒40年を超えるというふうに出てきていると。２か所ペースでは遅いと思いますが、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

高橋拠点整備課長
　御指摘のとおり、年間２か所程度でありますから、このままのペースでいくと、更に老朽化が進んでまいるという認識であります。昨年度策定した徳島県公共施設等総合管理計画というのがございまして、これは交番、駐在所のみならず、警察施設全般でありまして、これをどうしていくかということでありますけれども、この計画には施設の長寿命化であるとか、在り方の抜本的見直しを盛り込んでおりまして、警察署を含めまして駐在所等､また宿舎も新たな観点から整備を進めていく方法があると考えております。
　そこで、駐在所につきましては、施設の老朽状況であるとか周辺の治安情勢などを勘案しまして、今後リフォームであるとか、また民間資金を活用したＰＦＩ整備の方法、また自治体や民間施設への設置などの新たな視点で整備を進めまして、老朽施設の解消に努めたいと考えております。

岸本委員長
　お金を工面するのが大変だということであるなら、警察組織というのは非常に大事な組織で、皆さんも現場の経験があるんでしょうけれども、現場で働いている方々の居住空間がどうしようもないということになりますと、非常に大変だと思いますので、知事部局の方に我々も一生懸命要望をしていこうとは思いますが、やはり先ほどありましたサブセンター、これは運転免許センターが松茂町の方へ移って、利用が45%から65%まで増えてきていて､それを更に利便性を図ってあげるということもいいんでしょうけど、こういった駐在所を改善していく方へ使う。それは、過疎化がどんどん進んでますので、ひょっとすれば駐在所の統廃合等ということもあるのかも分かりませんが、どちらにどう限られた資金を使っていくのかということで、徳島東署の件もありますし、吉野川署、阿波署もまだ懸案事項としてあります。限られた資金をどうやって使うという中に、駐在所も皆さん方からして本当に大事だと思っていると思うんですが、現場の皆さんの士気を上げるためにも、早くどのように拠点を整備していくということをまとめていただきたい。年度末を目標にというお話でありましたけれども、１日も早く、年内にでもまとめていただかないと、来年の予算取りに対してまた１年遅れるという結果になりかねませんので、強く要望して終わりたいと思います。

（省略）

平成２７年１２月定例会　総務委員会（付託）
平成２７年１２月９日（水）
〔委員会の概要　公安委員会関係〕

（省略）

藤田委員
　今の南委員さんの質問もそうであると思うんですけれども、本委員会においてこれまでも警察署や交番・駐在所といった警察施設の課題、やはりハード部分の課題について取り上げてきたわけでありますが、県警察においては、宿舎や官舎といった施設も多く保有をしているように思われます。24時間365日、事件や事故に対応しなければならない警察としては、これらの宿舎等の計画的な整備も重要な事業だと思われますが、まずは、県警察における警察宿舎の現状と課題についてお伺いいたします。

高橋拠点整備課長
　警察の宿舎の現状と課題についてであります。県警察におきましては、署長公舎等も含めますと、現在、県下で66棟594戸、約600戸の宿舎を管理しております。
　課題といたしましては、これら宿舎のうち約62%が築30年を超えておりまして、警察署庁舎でありますとか、また交番・駐在所と同様に老朽化が進んでおるところであります。
　職員の持家等が変化する中で、引き続き、集団警戒力確保のためにも宿舎は必要と考えております。宿舎整備は多額の費用を要するところでありますけれども、今後一層の集約化を進める。また、民間資金を活用するなどして、県財政に負担をかけない形で宿舎整備を確保したいと考えております。

藤田委員
　62%が30年を超えているということなんですけど、この老朽化する宿舎を計画的に整備するためには、何といっても最大の課題というのは財政的なものがあるのではなかろうかと思いますが、その課題を解決するための一つの手法として、過去の報道によりますと、県警察では宿舎整備の新たなモデルケースとして、民間資金を活用したＰＦＩ手法による宿舎整備を進めるということでありましたが、その手法の概要についてお伺いをいたします。また、同事業の進捗状況についても説明を頂きたいと思います。

高橋拠点整備課長
　ＰＦＩ手法を活用した宿舎整備の概要と､現在の進捗状況についてお答えいたします。県警察におきましては、平成25年から３か年計画で県財政の負担をかけない、また、集団警戒力を確保するという目的で、ＰＦＩ的手法により宿舎整備を推進しておるところであります。現在までに、徳島市内において２棟51戸、小松島市内において１棟９戸の計３棟60戸を整備しております。現在、さらに残る１棟を徳島市内において30戸を整備しておりまして、本年度中には完成をいたしまして、入居を開始する予定となっております。
　事業の概要につきましては、県有地を30年間民間事業者に無償貸付けという形にいたしまして、宿舎の設計でありますとか、建築、維持管理を事業者によって行わせるもので、家賃収入によってこの事業を全て賄い、県の財政負担をかけないという形を考えております。ただし、ディスインセンティブといいますが、建築等の県費負担はかけない

んですけれども、入居率が90%を下回ってしまいますと、当然事業運営上厳しいので、これにつきましては、その補填分を県費で充てるというスキームを考えております。

藤田委員
　今説明がありましたように、ＰＦＩ手法で一定の入居率90%を下回れば県費を投入するということで、仮に県費を投入することになってくると、このＰＦＩ手法の目的と大きく反することになるわけでありますが、現在の完成したものについての入居状況というのはどういうふうになっているのか。また、入居者を確保するためには、どういうふうな対策を講じているのかお伺いします。

高橋拠点整備課長
　先ほど答弁しましたとおり、現在、60戸が整備されておりまして、59戸に職員が入居しております。残り１戸は、11月に個人的都合により退去したものでありますけれども、一定の入居率、先ほど90%と申し上げましたけれども、これを下回った場合、当然県費負担を伴うというわけなんですが、本事業のスキームというのは県の財政負担をかけないということですので、仮にもそのような状況は適当でないと考えております。
　もともと、県警察としましてはこの庁舎の整備に当たって、当然新規採用者の数でありますとか、そういう現状を踏まえまして適切な戸数を設定したほか、よりニーズを踏まえまして、クオリティの高い施設整備をしております。また、この建築後においても入居率の問題もありますので、職員の方々にはＰＲをしまして、入居率の確保を図っているところでありまして、今後ともそのような形で進めてまいりたいと考えております。

藤田委員
　老朽化が進む宿舎整備については、様々な手法というものを取り入れる必要があると思うわけですが、このＰＦＩ手法というのは今年度で終わりなんですか。

高橋拠点整備課長
　現在の計画においては、今年度で終了という形になります。

藤田委員
　では、来年度以降のこの宿舎整備の方向性というのは、どのようになっているのか。また、これから公共施設の総合管理計画ということで、この大綱方針というのも策定に取り組むというお話を頂きましたが、この宿舎整備も組織の体制等と密接に関係を持っていると思うし、これからも公共施設の総合整備計画においては個別の施設の方向性も定めていかなければならないという状況にあると思うので、特に沿岸部にある宿舎というのは、津波等を含めた整備の方向について、これからもこの方針の中に盛り込んでいくべきと考えるわけでありますが、いかがでしょうか。

増田警務部長
　来年度以降の宿舎整備の方針や方向性という御質問とともに、大綱方針といったものの方向性ということでございます。県警察といたしましては、犯罪や南海トラフ等で起きる災害、こういったものの発生時に、やはり迅速、的確に対応するために、今後とも勤務場所の周辺に職員の宿舎というものを整備し、集団警戒力を確保する必要があるということを認識しておる次第でございます。

先に答弁しましたとおり、今年度末にはＰＦＩ的手法による宿舎整備というものは完了するわけでございますけれども、いずれにしても、老朽化した宿舎は県警察において非常に大きな課題となっているわけでございますので、今後ともこうした手法というものを検討しつつ、前向きに対応していきたいと思っております。

また、大綱方針の関係でございますが、沿岸部の宿舎、これも非常に大切なことだと思っておりますので、現在策定作業を推進しております大綱方針に、宿舎整備の在り方についても盛り込むことを検討していきたいと考えております。

藤田委員

先般、ＮＨＫで3.11東日本大震災のときの自衛隊の救助活動が放映されていたんですけれども、その中で、やはり自衛隊の隊員の方々の家族の安否というものが分からないまま、その任務を遂行している状況というものが放映されておりました。任務を遂行するに当たって、家族のこととかは余り関係なく、しっかりと任務を遂行されている姿が映っていたんですけど、本来なら一番気になるところだと思います。

県警察においても､自衛隊と警察ではちょっと違うような感じがするんですけれども、同じことが言えるのではないかと思うんですね。やっぱり、職員、警察官の皆様方の快適な生活環境、そして、家族の安全安心の確保というものは、最低限保証しなければならないところであろうかと思いますし、そこを保証することによって、県民の安全安心の確保にもつながっていくと思いますので、是非、大綱等に盛り込んでいただいて、早急に整備をしていただくことを要望して質問を終わります。

（省略）

岸本委員長

何点かお尋ねしたいと思います。今日の質疑の中で、警察署、それから交番であったり駐在所であったり宿舎の耐震化、それから今後どうしていくんだというような質問が相次いでおりましたが、今、大綱方針を定めて、それに沿って整備をしていきたいというような内容、それから人員体制についても大綱に沿ってやっていくというようなことがありましたが、今の大綱の作業状況と具体的にどんな内容になるのかということを、併せてお尋ねしたいと思います。

増田警務部長

大綱方針の作業状況、そしてその内容という御質問でございますけれども、まず、再編計画については部内に設置しました警察署再編整備検討プロジェクトチームにおいて、その検討を進めているほか、将来の徳島県警察を担う若手職員や女性警察職員を中心とした検討会を開催するなどして、現在、様々な視点から意見を交わしているところでございます。

その内容をどうするのかということでございますけれども、今申しましたように、様々な検討をしている状況で、どの程度の内容を盛り込むのかについては未定ではございますけれども、やはり将来の治安情勢の変化や各種災害、こういったものにも的確に対応し得る、柔軟で強靭な組織体制となるように、しっかりと検討を重ねていきたいと考えているところでございます。

岸本委員長
　出来上がりが年度末ということなんですけど、出来上がりの時期、それから２月議会で審議できるのか、その辺のスケジュール感はどうですか。

増田警務部長
　策定終了時期ということでございますが、本部長の答弁にもありましたが、年度末にもということで答弁をさせていただいていると思います。正に、そういったことを念頭に動くとともに、今年度末にも策定ができるように各種作業を進めている段階でございます。

岸本委員長
　今年度末、３月末目途に出来上がるということですね。

増田警務部長
　当然、それを目途に鋭意進めているということでございます。

岸本委員長
　それでは、今この基本方針が出まして、この中にも統合の成果や県民ニーズを受けた大綱方針の策定ということで、下に三つほど項目がありますが、平成28年度の予算についてはどのように反映されていく予定ですか。

尾田会計課長
　大綱方針に関する予算要求についての御質問でございます。先に、警務部長が御答弁いたしましたとおり、大綱方針の詳細につきましては未定でありますものの、ハード、ソフトの両面から必要な経費につきましては、予算要求に盛り込んでいるところでございます。
　現時点では予算編成作業中でございますので、変動要素というのはありますものの、具体的には各種調査研究のための経費等のほか、先のこの委員会でも御議論のありました、老朽化している駐在所施設の新たな整備手法に関するものや、更なる宿舎整備に向けた経費、こういったものも大綱方針の具現化につながる予算として盛り込んでいるところでございます。今後、当委員会の御議論も含めて、財政当局と協議の上、より良い予算を作り上げてまいりたいと考えております。

岸本委員長
　それでは、整備計画であったり整備手法、この辺の研究をしていくということになってますが、実際にはこれから予算の要求が始まっていく中で、ここにありますサブセンターの設備等と、実際具体的にどんなところをどうやっていくというのは、来年度について予算要求はしていく予定なんですか。また、このサブセンターというのは、今年度から話が出てきておりますけれども、これは新たなものですよね。従来までですと、耐震化をもっともっとしなければならないということでしたけれど、今新たなところをやっていくという方針が示されていて、これに対してどのくらいの予算要求、新しく施設を造るのか、それとも既存の施設の中に機器と人材だけを入れるのか、この辺はどうなっていますか。

（省略）

尾田会計課長
　大綱方針に関する具体的な予算の中身ということでございますが､既にサブセンター、そういったもののことに関して各種調査研究のための経費といたしまして、既に100万円程度を会議研究費用として予算計上いたしております。その他にも新たな施設、駐在所・宿舎に関しましては、当然ＰＦＩ的な手法といったものも考えておりますので、こういった可能性調査といたしまして、まず駐在所に関しましては600万円程度、宿舎の調査につきましては900万円程度の予算要求をいたしております。ただ、この金額等につきましては、いまだ予算編成作業の途中でありますので、変動の要素はあるということで御理解いただきたいと考えております。

岸本委員長
　調査研究費で要望するのは結構ですし、必要とあらば補正予算で計上してもらってもいいのかなと思っております。来年度、平成28年度一年が調査研究ばかりで遅れてしまわないかという懸念をしてますので、大綱方針をつくる中で、最優先課題という分については十分それを見越して入れ込んでいただきたいと思っております。
　それで、大綱方針はどんなイメージでいたらいいんでしょうか。今後の10年間というようなイメージか、もう５年間ないしはオンリーワン徳島行動計画のように４年間でこれだけやるというようなイメージなのか｡大綱方針の具体的な期間をどのように定めて、そしてそれがバイブルになっていくのか、その辺はどんなお考えでしょうか。

増田警務部長
　いわゆる大綱であるので、これを10年先とするか、20年先とするか、30年先とするか、将来というのは正にこういったところの議論になります。社会の情勢の変化は、当然これだけ経済情勢、それに伴って治安情勢も変わってくるということでございますので、20年後、30年後、一世代変わるというところまではいかないと思いますけれども、ある程度、先を見越した形で大綱を作っていきたいと考えております。

岸本委員長
　毎回の委員会で庁舎関係、ハード関係で、これだけ県警察は遅れているというようなイメージになってます。21施設のうち、先ほども５施設がまだだと。そして、その５施設がいつまでにできるということが分からない。それについても大綱方針の中で示していくというようなお話でしたが、これだけのことを盛り込むのに、なぜこれだけ遅れているのかということも踏まえて、やっぱりお金が絡むことですから、きちっと予算を知事部局の方に要望して年度計画を立てていただきたい。徳島東警察署が終わってから考えますという話ではないと。同時にやらなければならない場合は、同時にやっていくということが非常に大事じゃないかと思っております。ちょうど予算要求の大事な時期ですので、その辺の知事部局との折衝に当たって、本部長の決意をここでお聞きして終わりたいと思います。

鈴木警察本部長
　委員長御指摘のとおり、力強い県警察をつくるために、最大限、予算折衝等に努力してまいりたいと考えております。

岸本委員長
　将来にわたっての来年度の予算だけじゃなくて、これだけの計画をつくったと。この計画が知事部局とリンクされていることを理解してもらうということで、計画を設定していただきたい。決して公安委員会だけの大綱ではない、県庁全体の思いですという大綱にしていただきたいと要望して、私の質問は終わりたいと思います。

（省略）

平成２８年２月定例会　総務委員会（付託）
平成２８年３月１日（火）
〔委員会の概要　公安委員会関係〕

（省略）

鈴木警察本部長
　私からは、県警察の組織体制の見直し等の大綱方針（案）について、お手元の資料に基づき御説明いたします。資料１枚目を御覧ください。
　これは、大綱方針策定の背景や県警察が抱える課題を総括してお示ししております。本県においては、高齢化の進展が予想されているほか、人口の都市部への集中、コンビニエンスストアに見られる「24時間型社会」の広がり、大規模店舗の出店、さらには高速交通網の延伸、ＩＴインフラの整備など、地域・社会情勢の変化は顕著であり、これに伴い、治安情勢も大きく変化しているところであります。
　また、裁判員裁判対象事件における取調べの全面可視化や科学捜査への対応など、警察捜査を巡る環境も大きく変化しており、さらには、ＤＶやストーカー、特殊詐欺への対応など、新たな治安の脅威に対しても適切に対応していかなければなりません。他方、警察内部においても、女性警察官の増員や職域拡大、ワークライフバランスへの配慮など、時代の要請に応じた適切な対応にも努める必要があります。
　さきの事前委員会において、本年の県警察の運営指針等について御報告したところでありますが、警察組織は、県民を守ることのできる力強い存在であることが何より重要であり、県民が県警察に寄せる期待もこの点が大きいものと認識しております。
　そこで、おおむね10年間の中長期的視点で、今後の組織の在り方や、これに密接に関連する警察施設の整備等を内容とする「大綱方針」を策定し、県民の信頼と期待に応える警察組織を構築してまいりたいと考えております。
　この大綱方針（案）は、警察署の更なる統合及び管轄区域の見直しなどを内容とする、警察署の更なる再編整備、地域情勢を踏まえた駐在所等の在り方や老朽施設への対応などを内容とする交番・駐在所等の施設整備の在り方、そして昨年本会議で表明いたしました運転免許サブセンターの整備などを内容とする更なる行政サービスの向上、の３本柱で構成しており、いずれも組織運営上、先送りすることが出来ないものであります。
　それでは、具体的計画について御説明いたします。
　資料２枚目の警察署の更なる再編整備を御覧ください。
　一昨年の春、県警察においては50年ぶりに県下の警察署の体制を見直し、西部４警察署の統合を実施した結果、検挙と抑止の両面で大きな成果が上がっているところであります。しかしながら、依然として県内には50人以下の小規模署があり、これらの警察署は、休日夜間の態勢がぜい弱であり、事件・事故に適切に対応できないおそれがあること、本署員の不足を補うため、駐在所勤務員を本署勤務に就かせるなどしており、駐在所員が慢性的に不在となる要因となっていること、そして捜査員の緊急呼出しが常態化するなど、適切な勤務管理が困難であることなど、多くの課題を抱えております。
　また、小規模署ではないものの、管内の人口が大幅に増加していることに加え、大規模店舗や深夜営業型の店舗が出店するなどして管内情勢が劇的に変化し、多少の署員を増員したのみでは対応が困難となっているケースもあります。
　この資料のグラフは、徳島市及びその周辺地域における治安情勢等を示しておりますが、吉野川北岸地域は、徳島市の西部地域よりも、刑法犯・交通事故の認知件数、110

番受理件数が多いという治安状況にあります。
　そこで、大綱方針（案）においては、県下最大の警察署である徳島東警察署の新庁舎整備に併せ、警察事象の多い、徳島市及びその周辺に所在する警察署の管轄区域や組織体制を見直し、警察署の統合による、より大きな態勢を構築した上で、これら警察署が抱える課題の解決とともに、管内治安の一層の維持向上を図ることを狙いとしております。
　警察署統合のイメージについては、宿直員やパトロールカーの増強により、夜間・休日の態勢を強化するものであり、資料においては三つのケースを例に挙げております。
　重要事件や事故発生の際、大量の捜査員を現場に投入し、犯人の確保、証拠資料の収集など、早期事件解決につなげること、管内において複数の事案が発生した場合においても、同時に対応することが可能となること、そして女性警察官による対応が必要な性犯罪等の発生時、現在は、緊急呼出しにより対応しているケースが多いものの、宿直員として常時配置することにより、迅速な対応が可能となり、女性警察官の負担も軽減されることなど、その目的とするところは、組織の統合によるスケールメリットの効果を狙ったものであります。
　なお、西部４署の統合においては、事件・事故の発生時における緊急呼出しの頻度が大きく軽減されているところであり、職員の健康管理やワークライフバランスにも大きく寄与しているところであります。
　次は、資料３枚目の交番・駐在所等の施設整備の在り方についてであります。
　地域住民の一番身近な警察活動拠点たる交番・駐在所については、県下で133棟を有しておりますが、これらのうち約４割が築後30年を越えるなど、老朽化が著しい現状にあります。勤務員やその家族の勤務・居住環境の改善という観点からも速やかに解消しなくてはならないものと認識しておりますが、まずは、その地域における将来の人口推移や治安情勢を慎重に見極め、駐在所等の在り方を検討した上で、施設の整備に当たる必要があるものと考えております。
　そこで、現在の老朽施設の解消とともに、限りある予算の有効活用という観点から、大綱方針（案）に、交番・駐在所等の施設整備の在り方を盛り込み、一つの柱としたところであります。老朽施設に対する対応といたしましては、人口や治安情勢を見据え、施設の存続が必要と認められる施設については、民間資金を活用した、いわゆるＰＦＩ手法により、早急に複数の施設整備を行うこと、築後20年程度の施設については、リフォームを行い施設の延命化を図ること、そして市町村や店舗等の施設を活用したテナント方式や、自治体が管理する空き家を活用することとしており、既に来年度予算案にも、これら事業に必要な経費を盛り込んでおります。
　また、警察活動上、敷地の形状等から新たに整備することができないものもあることから、こうした駐在所については、本署から通勤させる「通い駐在所」等の検討も行うこととしており、施設整備のハードと、運用のソフトの両面から施策を進めていくこととしております。
　なお、当委員会における御示唆を受け、老朽する宿舎の整備についても大綱方針（案）に盛り込んだところであり、今後、新たに西部・南部方面の宿舎の集約化と整備を進めてまいりたいと考えております。
　次は、資料４枚目の更なる行政サービスの向上についてであります。
　運転免許センターが移転しまして２年がたちましたが、新施設の利用者からは、施設が広く快適になったこと、更新手続をしたその日のうちに新たな免許証が交付される即日交付の対象者を拡充したことなどから利便性が高まったと高評価を頂いているところ

であります。
　県内における運転免許の保有者は約53万人、そのうち、更新者数は年間約12万人を数えますが、新運転免許センター供用後の状況を見ますと、運転免許センターでの更新者が大幅に増加している状況にあるほか、昨年実施したアンケート調査においても、より近い場所での即日交付を望んでいるとの結果が出ているところであります。
　運転免許行政は、県警察が行う行政サービスの中で最も県民に身近なものであり、こうした県民の要望も踏まえまして、運転免許センター以外でも更新免許証の即日交付が可能となるサブセンターの設置について検討を行うこととしたところであります。
　当委員会においても答弁いたしましたとおり、設置場所等は、今後の検討事項でありますが、県南部・県西部での設置を考えており、財政負担を抑制するため、警察施設や自治体の施設を活用するなど既存ストックを有効に活用してまいりたいと考えております。
　また、現在、運転免許関係事務は、その一部を委託しているところでありますが、サブセンターの整備に併せて、これら委託業務についても見直しを行い、更なる行政サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。
　最後は、資料５枚目のロードマップ・工程についてであります。
　この大綱方針（案）においても、未来の徳島県警察を見据えた中期計画“Beyond’10”を掲げているように、中長期的な視点に立った、更なる治安対策や行政サービスの向上に向けた部内検討を進めているところであります。
　計画の中には、実現の時期などを明示することが困難なものもありますが、警察署の更なる再編整備につきましては、平成30年度には着手のスケジュールで進めている徳島東警察署庁舎整備に併せて実施、交番・駐在所等の施設整備につきましては、ＰＦＩ導入可能性調査やリフォームに関する経費を来年度予算案に計上、そして運転免許サブセンターの整備につきましては、今後、設置場所等の検討を進めることとしております。
　なお、この大綱方針策定後は、実施内容や時期などを盛り込んだ具体的な計画を策定し、実施に向けた諸作業を進めることとしております。
　冒頭にも申しましたが、社会・治安情勢の変化に伴い、県民の警察へのニーズは更に変化いたします。他方、県警察の組織についても、女性警察官の大幅な増員を予定しているほか、大量退職、大量採用期のピークは過ぎたものの、今後も毎年40名を超える警察官が退職する見通しであり、警察を構成する人的要素自体も大きく変化いたします。
　こうした内外の様々な変化に対応していくためには、県警察自らが、従来以上に部門横断的でしなやかな組織を構築することが必要不可欠であると考えております。
　一方、組織体制の再編整備は、県民の安全安心な生活にも関わる事項であることから、今後とも、当該施策の実現に向けては、多様な方々の意見の集約とともに、地域住民の方々への御理解に向けた、より一層の丁寧な説明に心掛けてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

（省略）

藤田委員
　ただいま、説明をいただきました大綱方針（案）について何点か質問をさせていただきます。昨年12月の付託の総務委員会において、警察職員の快適な生活環境と家族の皆様方の安全安心を確保するという観点から警察の宿舎整備の在り方についても大綱方針に盛り込んでいただきたいという要望をしたところ、ただいま、本部長から説明をいた

だきました大綱方針（案）の中に職員宿舎の集約化と整備を進めるという方針説明がありました。
　職員宿舎の集約化と整備の方針案では老朽化が進んでいる宿舎についても、第２期宿舎整備計画を策定して集約化と整備を進めるということでありましたが、この計画はどのような概要でありますか。

高橋拠点整備課長
　第２期宿舎整備計画の概要について、お答えいたします。先ほど、お示しした資料にもありますとおり、第２期宿舎整備計画、これは、第１期計画に続くものであります。第１期計画は、徳島市及び小松島市内の宿舎の集約化と整備を内容としておりまして、これは、本年度末で完了します。しかし、引き続き、老朽宿舎の整備は県警察にとりましても大きな課題であり、この度の大綱方針（案）に、議員の御示唆を踏まえまして、職員宿舎の集約化と整備を盛り込んだところであります。具体的な内容につきましては、資料にも一部ありますが、県西部、県南部の職員宿舎の整備を進めることとしています。具体的には、阿南市内にある３棟の宿舎を集約しまして30戸程度、三好市内にある２棟の宿舎を集約し15戸程度をＰＦＩ的手法で整備してまいりたいと考えています。なお、資料にもありますように、今後の宿舎整備計画においては、新たな宿舎を整備するほか、知事部局等とのシェアリング、既にある宿舎を共有するという形で計画を進めていくほか、未利用となる財産もありますので、これの計画的な処分、これについても盛り込む予定であります。

藤田委員
　今回の計画で、南部は阿南の３棟30戸、西部は三好の２棟15戸の整備を進めるということでありますが、具体的にどのような背景や事情があって、この地域の宿舎整備を行うのでしょうか。

高橋拠点整備課長
　警察官は職務上、居住制限等を受けることを踏まえまして、県南部、県西部は、この必要性に駆られての計画であります。具体的な背景については、県西部は三好警察署管内の先ほど申しました２棟の宿舎が対象となりますが、これらは将来的に需要が高い一方、老朽化が進んでおり、既に40年を超えているものが現状にあるということになります。他方、県南部につきましては、阿南警察署管内の３棟が対象となりますけれども、これも同様に築後40年近くになっており、中には40年を超えているものがあり、老朽化が進んでいるものが対象となっています。また、同署管内は慢性的な宿舎不足が続いておりまして、現在も10名以上が民間アパートに点在して生活している状況にあるため、これを対象としています。なお、新たな施設整備を伴うということでありますので、両警察署管内の整備予定地というのは県有地でありまして、既存ストックの有効活用、財政負担の軽減の観点から、新たな宿舎を整備することが可能であるということで、これら二つのエリアをピックアップしたということであります。

藤田委員
　今、説明がありましたように、警察官というのは、事件・事故に対応するためにも居住地の制限を受けるという説明がありました。しかしながら、最近ですね、持ち家の増加でありますとか、道路事情の改善によって、自宅から通勤をされる方も増えているよ

うでありますが､警察官が自宅通勤できるエリアというのは決まっているのでしょうか。通勤エリアが決まっているのであれば、現状の実態であるとか、そういうものに応じた見直しというのも必要になってくるのではないかと思われますが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

岡崎警務課長
　委員御質問の警察官の通勤エリアの現状でございますが、警察官の居住区域につきましては、内部規程で定めているところであります。規程におきましては、署長及び副署長は署の公舎、駐在所勤務員は当該駐在所に居住するものと定めているほか、署の課長は、署からおおむね10キロメートル以内、その他の警察官は、勤務公署から20キロメートル以内で、かつ、応召に要する時間がおおむね30分以内の区域内にそれぞれ居住するものと定めているところであります。署の課長やその他の警察官で、指定区域内に自宅がある場合は、自宅通勤が可能であるほか、特別の事情がある場合は、所属長等の承認を得て、指定区域外で居住することも認めているところです。この規程は、不測の事態に応じるという有事即応体制の確保と、職員の生活基盤の維持との調和を図るために定められたものであり、今後もこれら規程の範囲内で対応していきたいと考えています。

藤田委員
　即応体制に順応していくため、この規程があるということなんですけれど、この第２期宿舎整備計画を策定し、実現することによって、県警察における職員宿舎の課題解決はできるのでしょうか。それとも第３期、次の計画というのを策定し、更に整備を進める必要があるのでしょうか。

高橋拠点整備課長
　第２期宿舎整備計画により、どのような効果があるのかという質問と理解しますが、第２期計画のスケジュールは、平成28年度に既存宿舎の解体、平成29年度には整備に着手をしまして、同年度末には完成させたいと考えています。この計画が実現しますと、宿舎総数は現在の59棟から55棟になります。そして、30年以上の老朽施設は31棟から26棟に減少します。戸数ベースで説明しますと、30年を超えたものが約40%から約30%に軽減されることになります。いずれにしましても、この計画が完了後においても、この30%は残ることから、集団警戒力の確保や職員のニーズを踏まえまして、更なる計画を策定のうえ、老朽施設の解消等に努めてまいりたいと考えています。

藤田委員
　まだ30%が老朽施設というか、課題が残る施設になってくるということで、第３次計画をこれから計画をしていかなければならないということですが、厳しい財政状況の中で、警察署や交番・駐在所などの優先的に整備をしなければならない施設も多いと思いますが、これにより宿舎の整備というものが遅れることがあってはならないと思うわけであります。財政的な課題を解決するための一つの手法として、県警察が平成25年度からですね、３か年にわたり計画して実施したＰＦＩ的手法というものを、また検討する必要があるのではないかと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

高橋拠点整備課長
　ＰＦＩ的手法による宿舎整備の今後の在り方等についてですが、先ほど議員からもあ

りましたように、徳島市と小松島市には３か年計画でＰＦＩ的手法により、これは全国的にあまり例もありませんが、宿舎整備を進めました結果、現在、入居者の評判も良く、高い入居率を確保しているところです。御質問にありましたように、県警察は、警察署の庁舎であるとか、交番・駐在所、それに今回の宿舎など、多くの老朽化施設を今後整備していく必要がありまして、財政負担を伴わずに宿舎整備を進めるには、現在のところ、民間資金を活用したＰＦＩ的手法が最適であると認識しており、今後も同手法についての研究・検討を重ねていきながら進めてまいりたいと考えています。

藤田委員
　施設整備は、非常に厳しい財政状況の中で行わなければならないという観点から優先順位というものが、必然と出てくるとは思いますが、これまで県警察は、ＰＦＩ手法をはじめとしてコスト削減、コストの平準化というようなことで、様々なノウハウを持たれていると思いますので、そのノウハウを行使してですね、遅れることのないように整備の方を進めていただきたいなという思いがあります。
　続いて、運転免許サブセンターについて、昨年９月定例会の付託委員会で、この件に関して質問をさせていただきまして、運転免許センターの設置についても今回の大綱方針（案）の中に盛り込まれているわけでありますが、このセンター設置については、その後、阿波市議会でありますとか、吉野川市議会におきまして、誘致に向けた動きがあったように思われますが、県警察では、設置場所の選定作業を進めているのでしょうか。

薄墨交通部長
　運転免許サブセンターの設置場所の選定作業を進めているのかどうかという御質問でございます。運転免許サブセンターの設置につきましては、議員のおっしゃられたとおり、阿波市、吉野川市におきまして、誘致の動きがあることは承知いたしております。設置場所につきましては、本県の地勢や道路事情、各地域におけます運転免許保有者数等を踏まえまして、県民の利便性や財政負担の軽減の観点から、慎重に検討を進めているところで、具体的な設置場所については、未定でございます。

藤田委員
　大綱方針（案）にあるとおり、県西部、南部に、この運転免許サブセンターを設置した場合に、今現在行っている各警察署での免許証更新という手続きはどのようになるのでしょうか。

薄墨交通部長
　運転免許サブセンター設置後の署での免許更新手続はどうなるのかという御質問でございます。運転免許サブセンター構想につきましては、現在、警察署で実施しています免許更新の受付事務や更新時講習等の機能を集約しまして、県民からの要望が高い即日交付のサービス拡充を図るものでございます。したがいまして、警察署窓口における事務を見直すこととなりますが、運転免許センター設置場所と並行しまして、その在り方についても検討していくこととしております。大綱方針（案）にもありますとおり、運転免許サブセンター構想と併せまして、今後、免許関係事務の委託の在り方についても検討することとしておりまして、サービスの向上と事務の合理化の観点から、より良きものとなるようにしていきたいと考えております。

藤田委員
　大綱方針（案）の工程によりますと、今後２年間で運転免許サブセンターに求められる機能を検討し、平成30年度から設置場所の選定を行うということでありますが、頂いたこの資料からも分かるようにですね、即日交付を中心としたサービスの充実で新免許センターでの更新者が急増しているという現状を見ても県民のニーズというのは非常に高いと思われるわけでありますが、平成30年とはいわずに、これもっとスピード感を持って取り組むべきではないかと思いますがどうでしょうか。

薄墨交通部長
　運転免許サブセンター設置に向けた工程はどうかということでございます。運転免許サブセンターの設置に向けましては、場所の決定、施設整備のほか、現在、リース契約によりまして運営しております運転免許証作成等関係システムの再構築、更には必要な体制や委託業務の在り方など、人事や予算を含めた部門横断的な検討を進める必要があります。今後、これら諸課題を精査しまして、組織的対応を強化し、実現に向け努力してまいる所存でございます。

藤田委員
　様々な課題があるというのは分かりましたが、県民ニーズを踏まえた対応という点におきましては、運転免許サブセンターの設置についてはスピード感を持って対応していただきたいと思うと同時にですね、設置場所の検討においても財政負担の抑制、これはもちろんのことだと思います。しかし、ただ単にそこに不要遊休財産があるからというふうなものではなくて、人の流れに順応した免許証更新プラスアルファの、もっとハイクオリティーといいますか、そういうものを備えた運転免許サブセンターの設置というものを要望して質問を終わります。

中山委員
　ただいま、藤田委員の質問にありました施設整備の在り方について、関連して少し質問したいと思います。先ほど、御答弁があったようにですね、小松島市の宿舎がＰＦＩにより整備されたと聞いております。これは新築だったわけですよね。

高橋拠点整備課長
　９戸の宿舎を新築いたしました。

中山委員
　そしたら今度、南部と西部で予定しているＰＦＩによる整備というのは、新築が多いのでしょうか。

高橋拠点整備課長
　そのとおり、新築のうえ整備したいと考えています。

中山委員
　既存ストックの活用という風な話が出たと思いますが、リフォーム等は、あまり考えられてないのでしょうか。

高橋拠点整備課長
　先ほど申しましたＰＦＩ的手法につきましては、県有地を無償で貸し付けるというスキームはございますが、基本的には職員の入居家賃によって、独立採算的にやっていく、つまりは県の財政負担が伴わないということですので、現在のところ新築ということで考えています。当然、リフォームという形になると、新たな県費負担が伴いますので、その辺は総括的に検討していきたいと考えています。

中山委員
　本会議の知事の説明にありましたように、本県は非常に空き家が多くなっておりまして、駐在所に空き家を適用するというのは、非常に難しい点があったりすると思いますけれども、例えば宿舎は、警察署の署員の方、警察官が住まれる住居ですから、充分空き家というのも視野に入れて考えられたらいいのかなと思います。やはり、その地域の空き家に人がいなくなるのと空き家に警察官が住んでもらうっていうことの両方を考えれば、数段、治安維持に関して、また、地域の人たちにとっての安全安心感というものの確保にもつながると思います。
　１月末に「とくしま回帰」住宅対策総合支援センターというのを開設してですね、既存ストック、空き家の利活用を一生懸命、県が対策をとって推進をしております。この際、真っ先に警察関係の人達がですね、署の警察官が、新しい宿舎にまとまって住む、集団生活する意義があるんだったら別ですけれども、別段、一軒家に住んでもそんなに支障が無いと思いますので、ひとつこの機会にですね、空き家を宿舎として、住居として活用する方法も考えられたら、どうかなと思いますがどうでしょうか。

高橋拠点整備課長
　議員の御指摘にありましたように、空き家の問題につきましては、本県において非常に重要な課題であると考えています。県や各自治体において、空き家バンクに関する制度をいろいろと設けるなどして、その解消に向けて行政として取り組んでいると認識しています。県警察としましては、立地条件や構造が、宿舎や駐在所に適した空き家であるとか空き店舗があれば、改修のうえ利活用することも考えていまして、今回の大綱方針（案）には、空き店舗・空き家の利活用を盛り込んだところであります。一方で、調査や研究をしていますけれども、行政として使う場合、当然、相続など私的財産権に絡む問題もありまして、今後、各自治体である市や町とも連携しまして、空き家の宿舎でありますとか駐在所としての利活用の可能性について検討してまいりたいと考えています。

中山委員
　今、消費者庁の移転をいろいろと検討しておりまして、大きなムーブメントを起こそうとしたら、いろんな障害があるんですね。いろんなクリアすべきハードルが高いというふうなことは認識しておりますけれども、やはり、警察の方が率先してですね、空き家を使っているんだよというふうになったら、より徳島が空き家利活用の先進県としてですね、利活用を促進していくという知事の言葉もありましたように、もっともっと空き家を利活用する人も増えるかもしれませんし、空き家に対する移住も増えると思います。いろんな障害があるのは、重々承知しておりますけども、できない理由よりもできる方法を考えて、是非とも実現していただきたいなと強く要望したいと思います。

（省略）

眞貝副委員長
　先日の本会議におきまして、木南議員の方から、警察本部長にですね、代表質問で組織体制の更なる見直しを核とする大綱方針を策定する、また、大綱方針には警察署の更なる再編整備等を盛り込むと答弁をされたと思うんですが、その後、署の再編が2018年度に徳島県警察は、徳島西と石井、また、徳島北と板野の各署の統合を有力視しておるとの新聞報道があったと思うんです。そして、先ほどですね、本部長さんの方から大綱方針案の説明の中で､署員数50人以下の小規模警察署や管内に大規模店等の出店があり、管内の情勢が大きく変化している警察署が抱える課題を解決するためにですね、徳島東署庁舎整備に合わせて徳島市及びその周辺地域の管轄区域、組織体制の見直しを進めると示されました。
　その大綱の中で具体的な警察署の名前はなかったわけでございますが、昨年の、10月普通会計決算認定特別委員会において、小規模署として、那賀、牟岐、石井の３署、そして、管内の情勢が変化しておる板野署の４署を挙げておられると思います。今回はですね、そのうち石井署と私の地元の板野署の見直しを進めているということが、新聞に載ったわけなんですが、この県内の３つの小規模署といわれておる那賀、牟岐、石井、そして情勢が変化しておる板野署の管内の、事件・事故の発生状況はどのように推移しているのか。また、署員の負担率の格差など、業務運営上どのような問題を抱えているのか、お聞きしたいと思います。

岡崎警務課長
　副委員長から小規模署である、那賀、牟岐、石井、それから管内の治安情勢の変化が大きい板野署の現状と問題点について御質問がありましたが、刑法犯認知件数及び交通事故発生件数は、県下全域で減少基調にあります。御質問の４署についても同様の傾向にあるものの、板野署にあっては、平成23年以降、110番の受理件数が毎年増加し、昨年は、５年前の約1.6倍。また、他の事件・事故以上に、より継続的な対応を必要とするストーカーとかＤＶ事案や困り事相談の受理件数も、近年、増加傾向にあり、警察署の業務量が数値以上に高まっているところであります。
　こうした情勢を受けて、板野署には過去５年間で警察官13人を増員配置し、昨年４月現在では71人体制、これは５年前の1.2倍の体制としたところであります。しかし、昨年中の刑法犯認知件数と110番受理件数の負担率は、依然として県下で２番目に高い状況にあります。他方、他の３署につきましては、その体制は小規模でありまして、那賀署については20数名、牟岐署と石井署については30数名の体制であります。板野署を含めたこれら４署については、その規模や治安情勢が異なるものの、大綱方針（案）でお示ししたとおり、重要事件発生時や複数の事案発生時に現場対応力などの大きな課題を抱えているところであります。

眞貝副委員長
　もう１度お尋ねするんですが、牟岐署に関しましては、東南海地震、南海地震の拠点となるということも踏まえまして、やはり、ここは大変必要な場所かなと思われるんですが、那賀署、石井署の件数が、どれくらいの事故発生とか事案件数があるのか、それとか交通違反の件数とかも、どれくらいか教えていただきたいんですが。

岡崎警務課長
　石井署、那賀署でありますが、刑法犯認知件数につきましては、平成27年では那賀署で７件、石井署で112件、それから交通事故でありますが、平成27年では那賀署が12件、石井署が154件であります。

眞貝副委員長
　那賀署に関しましては、７件と12件という非常に少ない数字であると思うんです。これは、先ほどの大綱方針の中にもありましたように、地域の事情、住人のニーズに沿った駐在機能の検討と非常に、これから駐在所の方のウェートを大きくしていけばですね、十分対応できる管轄、署ではないのかと思うんです。那賀署に関しましては、ゆくゆくという話も聞いておるんですが、１番早く再編がしやすい現況ではないんかなと思うのですが、全く白紙ということなんでしょうか。

岡崎警務課長
　県警が抱える課題というのは、これまでにも当委員会でも御説明したように、小規模署が抱える夜間・休日のぜい弱性でありますとか、管内情勢が大きく変化している警察署への課題の解決でありまして、今回、大綱方針（案）で示しているとおり、徳島東警察署の庁舎整備に合わせて治安事象の多い、徳島市及びその周辺地域の管轄区域や組織体制を見直すこととしております。

眞貝副委員長
　ということはですね、那賀署に関しては、まだどういうことになるのか、私の方も今の答えを聞きますとですね、判断しかねるかなと思います。また、この板野署に関しましては、今、おっしゃっていただいたように事案・事件も多いし、人口の増加ということで非常にウェートが大きい警察署になってくるのかなと。それは、もう十分、分かっております。ただ、板野署というのが非常に古い歴史を持っておりまして、我々、板野署管内に住んでおる人間はですね、非常に板野署に愛着もあり、期待もしております。
　また、板野署管内の、板野町、上板町、藍住町の３町の方からですね、板野署の存続を求める要望書の提出はさせていただいております。また、石井町、神山町の両町長も石井署の存続を求める要望書などを出させていただいておるわけなんですが、そういう要望書は、無視をして進めるという感じで受け取ってよろしいんでしょうか。

増田警務部長
　副委員長のお話にありました存続要望の関係でございますけれども、昨年12月に関係する警察署管内の町長等から、板野署そして石井署の存続を求める要望書を確かに賜ってあります。当然、その要望書をしっかりと読ませていただきましたし、その中に、今後の警察の使命と役割は非常に重大であり、全ての住民の生命と財産、これは都市部と郡部を問わず守られるべきだと記載されていまして、これも正に御指摘のとおりだなと本当に思っている次第であります。
　御指摘のとおり、全ての県民の安全と安心を守ることこそが県警察の真髄だというふうに考えているところであり、正にその県民の信頼と期待に応える、今年のキャッチ・フレーズでありますけれども、力強い警察の確立に向けて、県警察といたしましては、今後とも地域住民の方々への御理解に向けた丁寧な説明、そして自治体をはじめとする様々な方々の意見の集約というのをしっかりと図って、真摯に取り組んでまいりたいと

考えている次第でございます。

眞貝副委員長
　ありがとうございます。非常に期待を持てる御答弁をいただいたと思っております。やはり、今、おっしゃっていただいたように、地域住民と、また、地元の人たちの理解をいただいて進めていただきたい。大綱方針（案）が出たんで、これに従ってやっていくのではなく、地元の声を十二分に聞いていただいて、進めていただきたいと思います。

岸本委員長
　それでは、本年度最後の委員会でございますので、私も何点か質問させていただきたいと思います。まず、この大綱方針（案）が示されまして、やっと公安委員会関係も目に見えてスケジュールが進んでいくのかなというふうに思っております。ただ、この大綱方針（案）は、先ほども委員の方から出ておりましたが、実際にはですね、ロードマップを見ていただきますと平成28年度、平成29年度の２年間にかけて、課題を整理すると。いきなり着手ということになってないんで、こういうのをつくったら最初はやっぱり、全部整理から入ってですね、２年間は動かんのちがうかなというようなイメージにもなってしまいますが、その辺は従来から引き継いでやっている分については、早く着手をしていただきたいなというふうに思います。そこで、この警察署の見直しというのは、東警察署の新庁舎移転に併せて考えていくというようなことも示されていますが、東警察署の前段階の事業として、今年度、ＰＦＩ導入可能性調査が行われましたが、その概要と今後についてということで、何点か質問させていただきたいというふうに思います。既に、各委員から今年度ずっと質問に出ておりましたので、ダブる質問もあろうかと思いますが、整理がてらに、お聞きしていきたいなというふうに思います。まず、新庁舎の規模について可能性調査で割り出した新庁舎の延べ面積、階数、駐車場、倉庫などの付帯設備の機能はどういうものになっているのか、お教えいただけますでしょうか。

高橋拠点整備課長
　徳島東警察署の新庁舎に関する御質問でありまして、その規模でありますけれども、昨年度、基本構想というものを作成しました。その中に現在の約6,000平方メートルに対する約1.5倍という形になっておりまして、捜査本部の部屋でありますとか、取調室、留置施設の充実や女性職員の職場環境等の改善などにより、約8,500平方メートルで想定をいたしました。また、来庁者の駐車場でありますとか公用車駐車場、これは現在100台前後、またはそれ以上を考えておりますけれども、これも立体という形で津波の避難場所等について考慮しているところであります。導入可能性調査というのは、基本構想で策定した8,500平方メートル等を考え得る最大限の規模を踏まえたものでありまして、まだ十分予算的なものは決まっていませんけれども、そういうことを踏まえたもので、今後精査してまいります。

岸本委員長
　今、予算的には決まってはないということでありましたけど、事業費をどの程度みていて、年間の維持がどの程度のものになるということについて、概算で結構ですので、教えていただきたいと思います。

高橋拠点整備課長
　この度の導入可能性調査におきましては、先ほど答弁いたしましたけれども、現在、考え得る最大限の規模の庁舎、それと駐車場の整備、さらには維持管理もＰＦＩということで今後10数年にわたる、この期間はまだ決定しておりませんけれども、そういう形で最大限のものを構想して可能性調査を検討しました。したがいまして、実際の事業費については未定でありますけれども、今後、必要な庁舎機能を熟慮の上、また、そのエリアも熟慮の上、考えていきたいと思います。そういう中で、全く数字は出ないのかということでありますけれども､最大で考えたと御理解いただきたいと思いますけれども、庁舎のイニシャル部分はですね、50億円から60億円くらいで想定をしました。これは、マックスの数字ですから、裏打ちのあるものではありません。そして、庁舎の維持管理は、新庁舎が整備できていませんので、今現在、徳島県警察では約２億円ほどの県下全体の維持管理で使っております。ですから、比較検討はし難いので、この部分は割愛させていただこうと思うんですけれども、庁舎につきましては、約60億円で想定したということであります。ただし、これは、繰り返しますけれども、最大限の規模のもの、また、駐車の施設等も考えていますので、今後、当然、財政的な負担も踏まえて、実施に向けて検討してまいりたいというところであります。

岸本委員長
　最大限のもので60億円ということで考えておるということですけど、ＰＦＩにして、縮減率って言うんですか、５％から７％、これも精査中としていますけれどバリュー・フォー・マネーと言うんですかね、従来型でするよりも安くなるというように見積もっているということですけど、この算出はどんなふうにしているんですか。

高橋拠点整備課長
　ＰＦＩ事業の大きなメリットの一つは、従来手法と比較して、この手法によると経費の縮減等が図れるという事もあります。そこで、バリュー・フォー・マネーという形でどれくらいのメリットがあったのか、また、それをどのような形で算出したのかという御質問であります。繰り返して申しますが、ＰＦＩ事業は、長期間にわたって、事業を行うものでありまして、施設整備のみならず、維持管理も含めて行うものであります。従来手法は、比較的短期間で経費を支出するという、この比較考慮する上では、大きな差がございます。そこで、ＰＦＩ事業におきましては、将来、今回は15年という形で計算をしましたけれども、15年後の支払額を合計した名目値といいますか、それを比較したものであります。ですから、15年後の貨幣価値の問題、現在価値の問題を比較考慮いたしまして、また、金利の変動等も考慮しまして、将来の財政負担を５％から７％、額にしまして先ほど60億円と言いましたけれども、総額の計算をしたところでは、５億円から６億円とかそういう数字が出てまいります。ただ､このバリュー・フォー・マネー、当然、今後契約であるとか節目節目でお示ししていくことになりますので、今回導入可能性調査の時点ではということであります。他県等見ておりますと、可能性調査時よりも入札を経た後の方が、更に縮減率が高くなる等の例もありますので、今後、アドバイザリー契約ということで予算を上げていますけれども、引き続きそういうものを精査してまいりたいと考えております。

岸本委員長
　分かりました。このＰＦＩ導入可能性調査の結果の概要を見ますとね、聞き慣れない

言葉というんでしょうか、バンドリング業務という言葉が出てきているんですが、この収益についても各委員から話が出ていますよね。収益事業のない東警察署のＰＦＩ事業を進めるために、他の警察署の維持管理業務を包括するバンドリングという手法を検討するということで言われておりますが、どの程度の業務を想定していますか。

高橋拠点整備課長
　バンドリングという聞き慣れない言葉でありますけれども、ＰＦＩ事業の今回の考えは、東警察署新庁舎の設計でありますとか、建築をはじめ、その後の清掃でありますとか、設備管理などの維持管理業務に加えまして、まだ、十分に想定はできておりませんけれども食堂であるとか売店、更には被留置人の食事について、これは東警察署のみならず、他の周辺の警察署を含めて考えていく予定であります。どのような程度で、どのようなエリアの範囲を集約するかは未定でありますが、可能性調査の時点では、県下全体を想定したところであります。繰り返しになりますが、今後、事業費を含めまして、どの程度の周辺までバンドリングという形で、警察本部であるとか周辺の庁舎の維持管理を含めて考えていくかということについて明らかにしてまいりたいと考えています。

岸本委員長
　分かりました。これから細部が詰まっていくというふうに思いますが、最後、確認になりますけれども、基本計画のコンセプトですね、例えば、庁舎は敷地の東側、それから駐車場は西側、車両の出入口は敷地の西側、緊急車両の出入口を敷地の東側に設置と、敷地周辺の桜並木はそのまま保存ということが、基本コンセプトには述べられておりますが、図面でもあれば良いんでしょうけど、これからということになると思います。どんなイメージになるのか、また、これらの基本コンセプトというのはですね、今後の大綱方針に示されていますアドバイザリー業務の中で変更になっていくのか、その辺のところをお聞かせいただけますか。

高橋拠点整備課長
　議員から御指摘がありましたけども、導入可能性調査と並行しまして基本計画というものを策定いたしました。そこで、今、お話にもありましたように、敷地の形状を頭に置いていただくとお分かりになると思うんですけれども、国道11号と192号に面していまして、双方の安全と円滑に配慮しまして、一般的な車両の出入口は、敷地の西側、文化センター方向に設置。ただし、緊急車両については、東側からの出入りも可能とすることとしております。それと整備予定地の土地形状からしまして、庁舎を敷地の東側、その西側に立体駐車場を整備したいと考えています。それと、地域住民に親しまれています桜並木ですが、十分に設計はできておりませんけれども、保存という形で考えております。来年度以降、アドバイザリーということでありますけれども、我々、事業者の提案をいただくに当たっては、要求水準書というものを作る必要があります。来年度、これを作成して、公表することになりますけれども、それを踏まえて、事業者からの提案を受けてまいりますけれども、ＰＦＩは、民間のノウハウを活用するということで新たな観点からの提案をいただきますので、その中でより良い提案については採用してまいりたいと考えています。

岸本委員長
　徳島東署についてはですね、長年ここにいらっしゃる委員だけではなく、議員の方も

懸案にしておった部分でもございますし、当然、公安委員会でも徳島東署が核になるということで進められておると思います。今後は、できる限りオープンに県民に広く知っていただきながら進めていただきたいなというふうに要望して終わります。

（省略）

平成２８年９月定例会　総務委員会（付託）
平成２８年１０月１１日（火）
〔委員会の概要　公安委員会関係〕

（省略）

高井委員
　いろんな方が質疑されておるように、細部において、まだまだ検討がなされる部分があると思いますが、いろいろとしっかりと検討を引き続きお願いをしたいと思います。もう１点、ＰＦＩ事業ですが、宿舎の件でございます。これについても質問をしたいと思います。県警察において、今年度は、第２期宿舎整備計画というのを策定されております。徳島市や小松島市内においては、ＰＦＩ手法を活用して宿舎整備をやられておりますが、今度、阿南市と三好市のほうでも、同様にＰＦＩ的手法によって宿舎整備を行う予定と聞いておりますが、当該事業の予定というか、スケジュールや概要等について、分かる範囲でお願いしたいと思います。

高橋拠点整備課長
　第１期計画というのが、徳島市内と小松島市内に90戸の宿舎をＰＦＩ的な手法で建築しました。これは既に運用はされております。引き続き、財政負担の軽減と計画的な宿舎整備ということで、昨年度、第２期宿舎整備計画を策定いたしまして、県南と県西部に宿舎の整備、これは宿舎の集約化と整備なんですけれども考えております。この度、阿南市内に20戸程度、三好市内に10戸程度をＰＦＩ的手法によって整備をしてまいりたいと考えておりまして、今議会の閉会後にも、事業の募集公告を行いまして、公募型プロポーザル方式によって事業者を選定しまして、年内には契約、そして来年度の３月末までには完成して供用を開始したいと考えています。

高井委員
　その当該事業において、入居率が90％を下回った場合は、ディスインセンティブというか、事業者側に損失を県費で補填するというふうに聞いておりますけれども、逆に誘導政策、インセンティブ政策を導入してはどうかと考えます。つまり、元々県財政に負担を掛けないというスキームでいろんなＰＦＩ手法とかを検討されているわけでございますが、入居率が90％を割ったということになると県財政に負担が掛かっていきますので、警察としてもそれを確保する、キープするという必要性が出てくると思います。元々、そういった住宅事業は、ある程度空き室が生じると、損益を含めて考慮してやっていくことが一般的だと思うんですが、逆に県の事業でありますし、100％近く入居するということもあり得ると思いますが、そのときに例えば、利益が出た場合は、逆に県に還元してもらうというふうな契約なんかはいかがかと思うんですが、その点に関して検討などはいかがでしょうか。

高橋拠点整備課長
　元々、このＰＦＩの宿舎なんですけれども、事業者が30年の期間を安定的に運営できるように、入居率が９割を下回った場合には、県費でその家賃分を補填するディスインセンティブ方式を採用しております。議員の御指摘の趣旨というのは、入居率９割が採算上の最低ラインとすると、それ以上は全て利益と想定されることから、９割以上の入

居率を確保したのであれば、その利益分というのが、逆にマイナスの部分があるんであれば、プラスの分として、県費として返すべきではないのかという指摘と理解しております。当該事業というのは、元々、県警察の職員が自ら家賃を負担して行う独立採算制の事業でありまして、他の病院であるとか音楽ホール等のＰＦＩ事業のように、庁舎を活用して利益を上げる趣旨のものではありませんので、そういうことを考えると、事業者が得た利益はサービスによって入居者に還元されるのが理想ではないかと考えております。その意味においてもディスインセンティブ、事業者に安定的に事業を行ってもらうためのディスインセンティブ方式を採用するのが適当でないかと考えております。今後、事業者を選定することになりますけれども、クオリティの高い維持管理や定期的な宿舎の修繕等、入居者に対するサービス提供という部分にも配意しつつ、審査等を行ってまいりたいと考えております。

高井委員
　例えばですね、この宿舎ですが、警察の方のみしか入れないようにするのか、その入居者を確保するために、いわゆる公務に従事する方を入れるようにするのか、その点はいかがでしょうか。

高橋拠点整備課長
　当然、現時点においては、知事部局と教育委員会と宿舎の関係で協力をしていただいているところでありまして、本事業においても必要に応じて検討してまいりたいと思います。

高井委員
　可能であるならば、実は、西部県民局も宿舎が足りなくて、徳島市内から通っているという方がおいでまして、万が一、空きがある場合は知事部局など県の職員が入れるようにしていただければ、双方にとってメリットになるかなと思いますので、また、検討をよろしくお願いします。
　最後に、ちょっと運転免許のサブセンターのことについて、少し何点か確認をさせてください。この間も運転免許サブセンターについて、高齢者講習等も遠距離であれば、高齢者が大変な思いをするという話が出まして、同様に私も懸念しているところであります。各々地域において、免許を持っている、免許の更新をする方々、つまり免許人口はどの程度いるのかということをまずお聞きしたいと思います。

中野交通企画課長
　免許人口の御質問でございますけども、県内の運転免許の保有者数は、平成28年８月現在、約52万8,000人でございます。徳島市周辺の県央部、阿波吉野川警察署以西の県西部、そして小松島警察署以南の県南部を三つのブロックに分けて申し上げますと、県央部は約30万9,000人、県西部は約11万4,000人、県南部は約10万5,000人となっています。

高井委員
　県西部と申しますのが、距離が今の区分では相当あります。南部にしても同じだと思います。１時間以上かかるわけでございますので、いろいろな対応を検討していただきたいなというふうに思っているところです。とりわけ、その遠隔地への配慮をお願いを

したいと思うんですが、仮にその県西部であれば、県西部の中では中央部、阿波市や吉野川市、脇町、それから美馬市付近であれば、三好市からは非常に遠いですし、万が一、そこら辺に設置されることになったとすればですね、三好市の窓口でも是非、免許の更新手続等が今までどおりできるようにしていただければ有り難いと思います。と言いますのも、三好市は四国の中で１番面積が広く、非常に東西の祖谷というところから池田町まで行くのにすら１時間を超えてかかりますし、いろいろな高齢者が多い中で奥地に住む住民にとっては、非常に心配をしております。とりわけ足が弱くなった高齢者にとっては、公共交通機関も少なくなり、どうしても病院に行くのに車を使わなくてはならない。かと言って、免許の更新手続をするのが非常に遠いということになって、どこにも行けなくなるような事態が生じると困りますので、いろいろな距離的に不便になるところに対する配慮をお願いしたいと思っております。この点について、いかがでしょうか。

中野交通企画課長

遠隔地への対応ということでございます。運転免許センターの松茂町移転に併せまして県内全てのエリアを対象といたしまして、更新免許の即日交付制度の拡充を図ったところでございます。それで遠方の方でも運転免許センターで免許更新する方が増加しておりまして、他方、警察署窓口を利用しまして更新する方が大きく減少しておるところでございます。警察署窓口での更新につきましては受付、そして講習等で２回若しくは３回足を運ぶ必要がありまして、昨年、警察署での更新者に対してアンケート調査を実施したところ、より近い場所での即日交付を求める声が多数寄せられたという結果がございましたことから、運転免許サブセンターの整備について検討することとしたものでございます。ただ、運転免許サブセンターの設置場所については未定でございまして、それによりまして、不便であるなど、いろいろと御指摘の声があがる可能性があることも認識しているところでございます。まずは、警察署窓口機能を集約しまして、サービス向上につなげることを最優先として現在検討を進めているところでございます。

高井委員

即日交付をしていただけるようになると随分、利便性も上がっていると思いますが、しかしながら、県西部というくくりも大きいわけでございますので、どうしても遠いところまで行けない方もおいでますので、そうした方々に対する配慮、近くなら２回行っても３回行ってもかまわないという方もおいでると思いますので、いろいろな形で交通弱者に対して御配慮をお願いしたいと思いまして、以上で質問を終わります。

（省略）

平成２８年１１月定例会　総務委員会（付託）
平成２８年１２月６日（火）
〔委員会の概要　公安委員会関係〕

（省略）

古川委員
（省略）
いずれにしましても、警察が対応しなければならないという事案がかなり増えているという印象を受けました。そういう状況の中で、この「大綱方針」に盛り込んだ各種施策の具現化というところで、施設整備の在り方検討、地域情勢を踏まえた駐在所等の在り方と整備手法の検討ということを掲げております。こういった県民の安心安全を確保していくという部分で、やはり、駐在所とか交番とかの存在は本当に大事だと思っておるところです。このあたりの検討の方向性をお願いします。

岡崎警務課長
地域とのつながりを守る活動でございますが、委員御指摘のとおり、交番・駐在所は、地域住民にとって一番身近な警察活動の拠点であり、その存在自体が地域住民に安全と安心を与えることができる重要な施設であると認識しております。しかし、県内に133か所ある交番・駐在所のうち、約４割が築後30年を超えるなど、施設の老朽化が著しい現状にあります。よって、その地域における将来の人口推移や治安情勢を慎重に見極め、交番・駐在所の集約など、その在り方を検討した上で、施設整備に当たる必要があるものと考えておりまして、民間資金を活用した、いわゆるＰＦＩ手法による複数の施設整備、リフォームによる施設の延命化、市町村等の施設を活用したテナント方式による通い型駐在所など、可能な限り財政負担が少ない手法による施設整備を行ってまいりたいと考えております。
また、近年、高齢者が被害者となる交通死亡事故や特殊詐欺が増加傾向にあるほか、高齢化の進展により認知症等を背景とした高齢者の行方不明事案等の更なる増加が懸念されるところであります。事件事故の被害に遭う高齢者の中には、老人クラブや各種イベント等に参加していない方も多くいることから、これら高齢者にも各種情報が行き渡るように、本年９月から部門横断的な「高齢者の心に届く情報発信プロジェクトチーム」を創設しまして、ラッピングバス「ふれ愛・こだま号」を活用して、主に中山間部等の高齢者方を訪問するなど、移動・訪問型のきめ細かな情報発信活動を開始したところであります。今後も、地域とのつながりを守る取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

古川委員
やっぱり、こういう女性とか子供の事案は増えているわけですから、駐在所、交番、いろいろ工夫するというのは大事だと思うんですけれども、どっちかというと集約よりも現状維持か、若しくはもっと充実した体制というほうが大事じゃないかなと思うんですけれども。その課題に向けた施策の中では、この県民の安全・安心の確保の中で、人身安全関連事案への対応強化ということで、地方警察官の増員などということも掲げられている。本当に警察官、やっぱり、地域にいていただけるだけで安心感が増すと思いますので、警察官をもっと増やしたらいいかなと僕は思っているんです。このあたりの

状況、増員ということを書かれておりますけれども、どういうふうな状況でしょうか。

岡崎警務課長
　基本方針に記載してあります、人身安全関連事案への対応強化による地方警察官の増員についてでございますけれども、これは先ほど来、議論がありますように、人身安全関連事案については、認知の初期の段階から、迅速かつ的確に対処する必要があると認識しております。この人身安全関連事案につきましては、警察庁におきまして、平成27年度から３か年で3,000人の増員を図るとの構想の下に、地方警察官の増員が図られておりまして、本県には、これまでの２年間で、人身安全関連事案対策の強化を目的として合計11人の増員が認められました。これらの増員については、警察本部の少年女性安全対策課、これは今年の４月に創立しました。それから警察署生活安全課の体制について、それぞれ強化したところであります。

古川委員
　全国で3,000人増員、それで徳島県11人ということで、このあたり私ももっとしっかり応援をしていかないといけないと改めて感じております。特に、先ほどもこの中にもありましたけれども、これから高齢化社会が進んできて、ますます警察の方が、対応していただかなければいけない状況が増えてくると思うんです。例えば、今だったら、亡くなられる方は、８割方、病院で亡くなられておりますけれども、今後、年間で亡くなられる方の数というのが、40万人くらい増えてくるわけで、160万人くらいの人たちみんなが、病院で亡くなることができるかというと、そんなに病床は増やしていないんですね。ですからやっぱり、自宅で亡くなる方がこれから増えてくると思うんです。そういった状況もあります。当然、認知症の方も、かなり増えていきますので、はいかいの問題とかも出てくると思います。それから更に言うと、インバウンドもどんどん進めてますから、外国人も入ってきて、それなりにトラブルも増えていくのではないかと思います。また、障がい者施策も、今、本当にフレキシブルな社会をつくっていこうということで、障がい者に病院や施設にずっと入ってもらってというのではなくて、やっぱり地域に出て生活していってもらうというのが、基本的な流れです。そういったいろんな部分があって、多少トラブルも出てくる。増えてくるという部分もそれなりに伴うと思いますので、やはり警察官の方に対応してもらわないといけない部分というのは、多分増えてくると思います。増員という部分は、しっかりと徳島県警から訴えていただいて、また、大した力もないですけど、応援していきたいです。こういった事案の体制強化をしっかりととっていただきたいと思います。

（省略）

樫本委員
　それから、次に大綱方針に盛り込んだ各種施策の具現化の中で、免許サブセンターの整備に向けた検討ということが書かれてあります。これは、免許証の即日交付ということで非常に行政サービスの向上につながると思います。しかし、この裏を考えてみますと、いわゆる地域の警察署で、窓口で免許更新するということは、交通安全協会への入会の率がある程度維持できるんです。ところが、こういうふうに広範囲のところに地域を拡大しますと、地域での関わり合いが少ない人がその窓口に座るわけですね。広域ですから、顔を知らない人ばっかりです。そうなると加入率が落ちるんです。そうします

と、今の警察交通を支えているボランティアの活動が鈍るんです。それをどのように克服するか、今、考えてらっしゃることがあったら述べていただきたい。

石川交通部長
　私は長年、交通に携わっておりますので、交通安全に特に交通安全協会の役員の方とか、一般のボランティアの方とかが、いかに力強く協力していただいているかということは肌身に感じております。警察署の交通課長をやっておりましても、そういった方々とともに、キャンペーンをやったり、いろんな安全対策をやっておりまして、これの重要性についても実感しております。その中で、県民の利便性ということでサブセンター構想をやっておりますが、地区の交通安全協会は現在のままで維持をしていくという方向で検討していきますし、その活動につきましても、いろんな方法でその予算でありますとか、活動に使うグッズ、いわゆる品物の配給でありますとか、パンフレットの配給でありますとかが、そういったことで活動が低迷しないように、これは本部主導で各警察署を指導していきながら、サブセンターができても、ますます盛り上がっていけるように、そういうふうな手立てを併せて考えてまいりたい。これは絶対に両輪の輪でございますので、なくすことはできないと考えています。

樫本委員
　今、交通部長がおっしゃったように、やはりこの県民的な活動である県民運動としての交通安全の推進については、やはり、県警察だけでは実現できません。民間団体、あらゆるボランティアの組織の皆さんの献身的なお助けによって、キャンペーンをして盛り上がるんですから、大切なんですね。自主的な県民の、いわゆる善意の交通安全協会の入会による入会金のそのプールによって、いろんな安全グッズが配布されたり、また、事業や団体の寄附を頂いて、そのグッズを配ったりしているんですけれども、そういうことが滞らないように、これは財政的な負担が相当これから高くなってくると思いますが、それはまた県財政課と十分相談をしていただいて、県民挙げての活動が維持できるように格段の御配意を頂きたいと思いますので、これを要望しておきたいと思います。しっかり頑張ってください。

（省略）

徳　島　県　警　察　本　部
〒７７０－８５１０
徳島市万代町２丁目５番地１
ＴＥＬ　：０８８－６２２－３１０１
ＦＡＸ　：０８８－６２３－７４０８
Ｈ　Ｐ　：　http://www.police.pref.tokushima.jp